

郵政省電気通信局電気通信事業部事業政策課  
「IT革命を推進するための電気通信事業に  
おける競争政策の在り方」ご担当 殿

「IT革命を推進するための電気通信事業における  
競争政策の在り方」に関する弊社意見等

平成12年9月19日  
第二電電株式会社

# 目次

## 第一部 日本の電気通信事業の現状等

( 1 ) 再編成後のNTTの概要	p.1
( 2 ) 市場シェア等	p.2
( 3 ) 市内通信と加入者回線	p.3
( 4 ) 競争の効果	p.4
( 5 ) 日米の市場動向	p.5

## 第二部 「主な論点」に関する弊社意見等

### 1 「ネットワーク構造、電気通信事業の将来像」

( 1 ) ネットワーク構造と電気通信事業の将来像（概要）	p.6
( 2 ) 今後の技術動向とネットワーク構造の将来ビジョン	p.7
( 3 ) サービスの多様化、高度化の将来ビジョン	p.11

### 2 「競争の基本的枠組み」

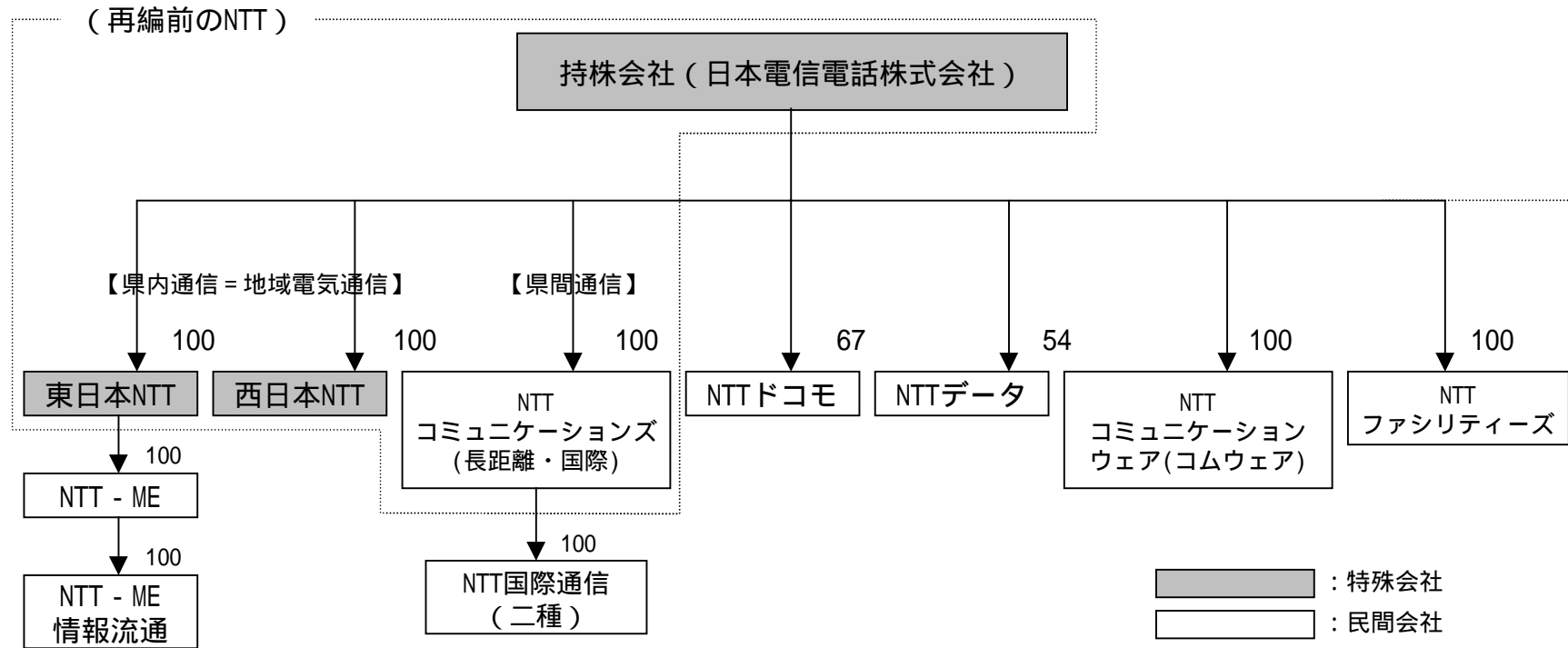
( 1 ) 基本的考え方	
競争ルールの必要性	p.14
市場支配力に着目したルールの必要性	p.15
( 2 ) 個別事項	
政府の「競争の促進と維持の義務」	p.16
許認可手続き	p.28
相互接続	p.29
管路等	p.37
コロケーション	p.39
情報	p.40
営業の公正性	p.43
報告（省令報告等）	p.61
その他	p.62

3	「NTTグループの位置付けと公正競争の確保」	
(1)	基本的考え方	
	昨年のNTT再編成について	p.71
	NTTのグループ経営に関する問題	p.72
	NTT法に関する総括表	p.73
	前回の再編成で未議論の課題	p.75
	NTT東西両地域会社の料金設定について	p.76
(2)	米国のルールとの比較等	
	日米比較でみた「NTT地域会社の長距離・国際への進出問題」	p.77
	ベル系地域電話会社の長距離サービス進出に関する条件等	p.80
4	「ユニバーサルサービスの確保」	
(1)	基本的考え方	
	まずは競争政策とNTTの経営効率化	p.86
	結局はお客様が負担	p.87
	基金方式を採用する場合の問題点等	p.88
(2)	個別事項	
	ユニバーサルサービスの定義と範囲	p.89
	補助の方法等	p.90
	地域別料金の考え方	p.91
	コスト等の算定方法	p.92
	利益の考慮	p.102
5	「通信主権等の確保」	
(1)	基本的考え方	p.103
(2)	個別事項	
	通信主権の概念	p.104
	通信主権の淵源	p.105
	通信主権の帰属	p.106
	通信主権との不可分領域	p.107
	通信放送融合時代における通信主権	p.108
6	「電気通信事業における研究開発体制の在り方」	
	NTTに対する研究開発義務の必要性	p.109

## 第一部 日本の電気通信事業の現状等

# ( 1 ) 再編成後のNTTの概要

昨年7月1日、NTTは4社に再編

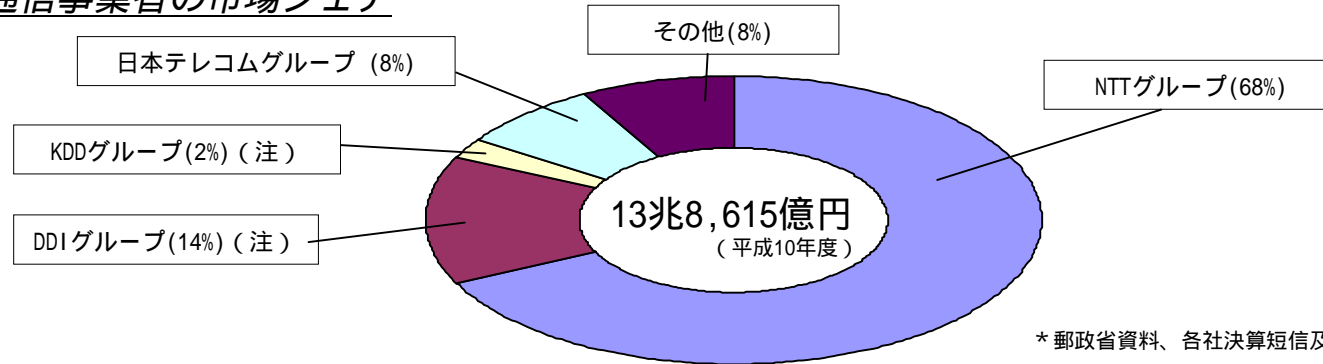


・各社ホームページ等を参考に作成  
・数字は出資比率 (一部推定)

**強固な資本関係に基づくグループ経営により、市場支配力が更に強化される。**

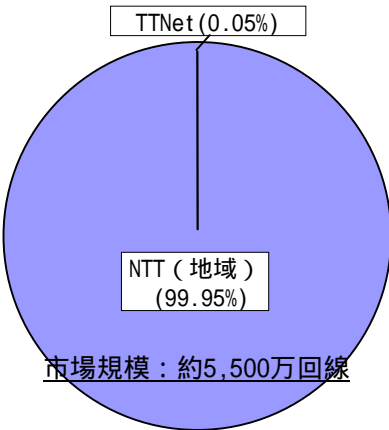
## (2) 市場シェア等

### 第一種電気通信事業者の市場シェア

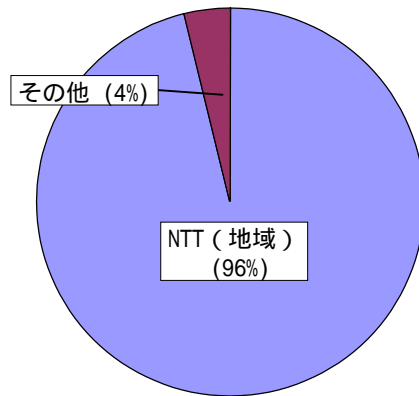


### 第一種電気通信事業者の項目別分野別の市場シェア

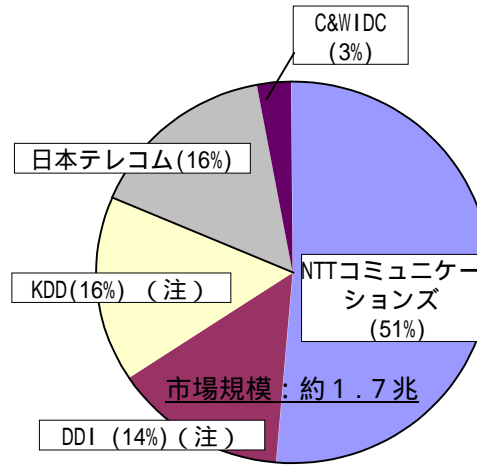
#### (a) 加入者回線数



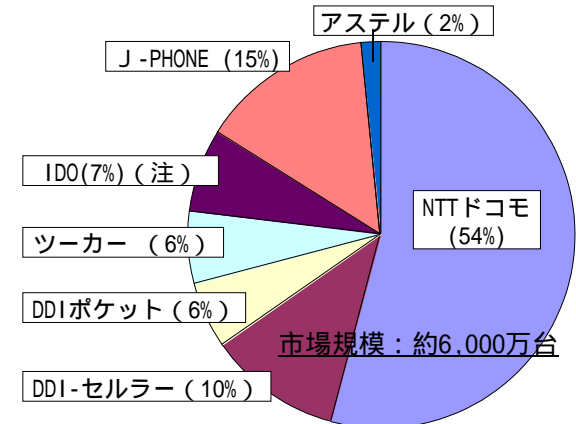
#### (b) 市内通信市場



#### (c) 長距離通信市場 (国際含む)



#### (d) 移動体通信市場 (携帯・自動車電話+PHS)



\* 数値はNTT、TNetともに平成11年度末数値  
(出典：各社プレスリリース)  
\* CATV事業者の電話回線数についてはここでは考慮せず

\* 数値は平成10年度数値 (出典：産業構造審議会情報経済部会第一次提言(案) (平成12年8月17日付発表資料))  
\* (b)と(c)は一部重複している

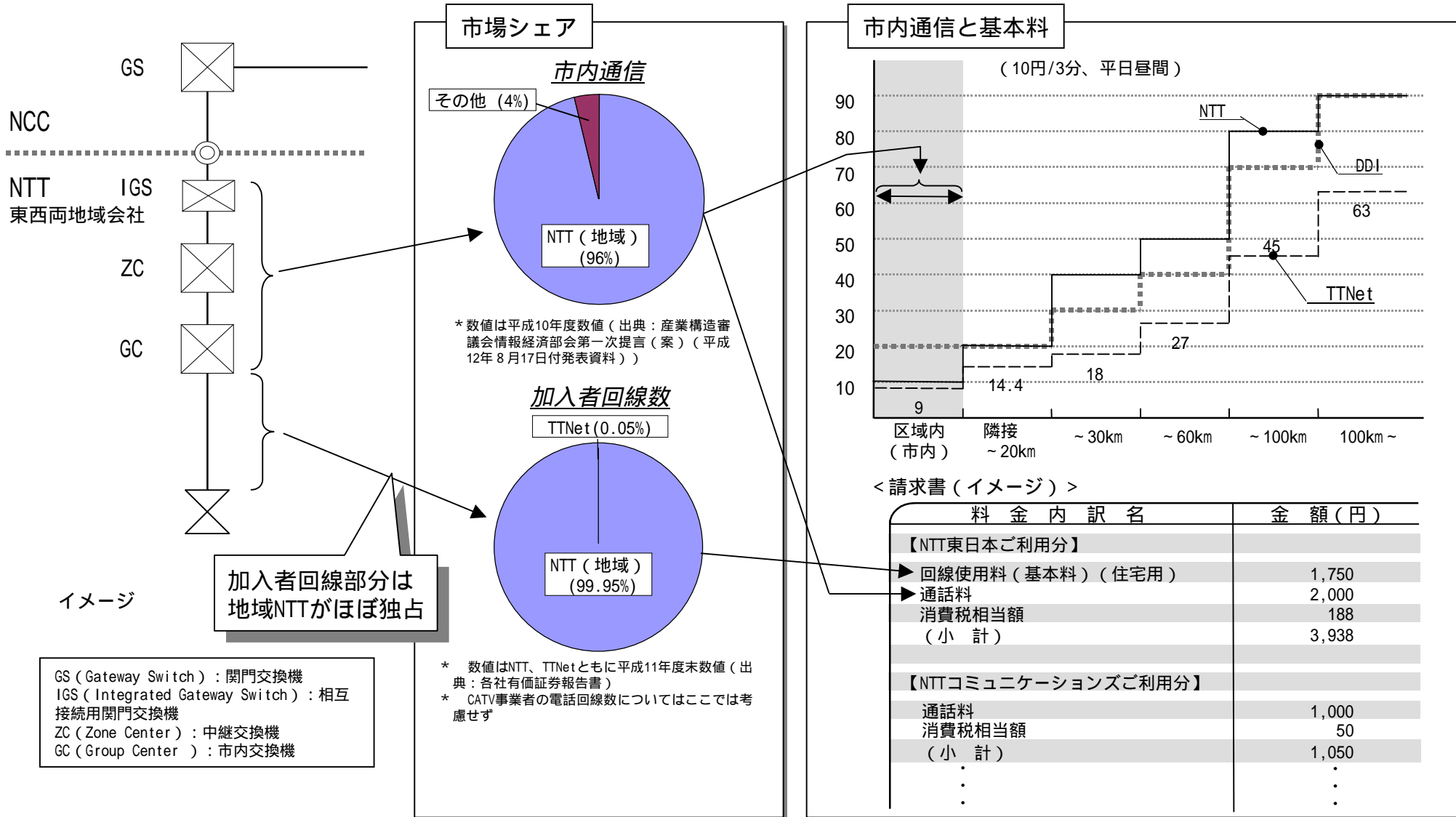
\* 平成11年度電話(音声)売上高によるシェア  
\* NTTコミュニケーションズについては、ここでは、営業開始が平成11年7月1日のため、平成12年3月期音声役務決算値に、当該決算値を9で除して算出した1ヶ月の平均値に3を乗じた額を足した値としている。  
\* C&W IDCは平成12年3月期より有価証券報告書提出義務が無くなったため、ここでは、決算公告値(電気通信事業収益)に平成11年3月期の音声伝送役務/専用役務/データ伝送役務の収益構成比率を乗じた値としている。

\* 平成12年7月末稼働台数によるシェア

(注) DDI、KDD、IDOについては、平成12年10月合併予定

再編成後のNTTグループ各社は、強大な市場支配力を有する。

### (3) 市内通信と加入者回線



市内通信 (いわゆる10円 / 3分) と加入者回線 (例えば、月額1,750円の基本料金) は別もの。市内通信は、今後、競争の進展も想定されるが、加入者回線は、ほぼ独占のまま。

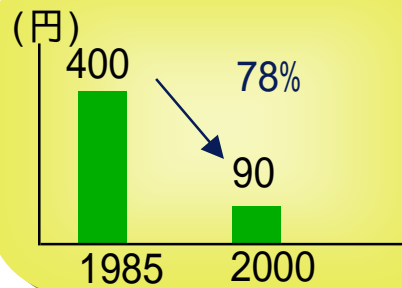
## (4) 競争の効果

### < 電気通信料金の推移 >

競争分野

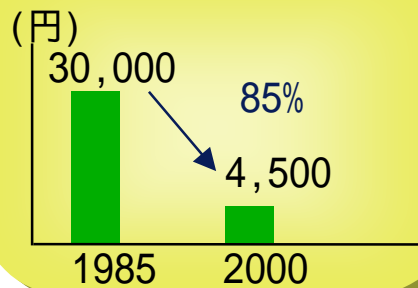
国内電話 (NTTコミュニケーションズ)

平日昼間最遠距離 3分



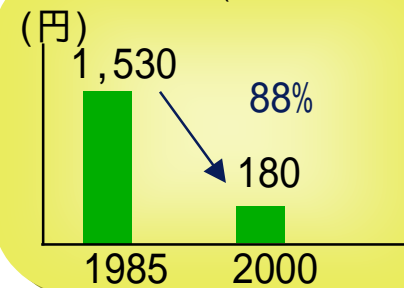
携帯電話 (NTTドコモのプランA)

基本使用料



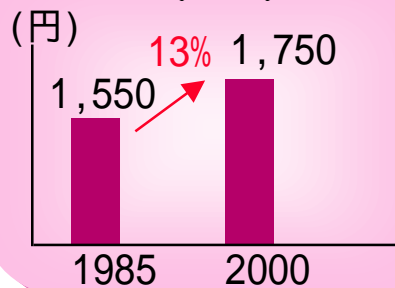
国際電話 (KDD)

米国あて (平日昼間 3分)



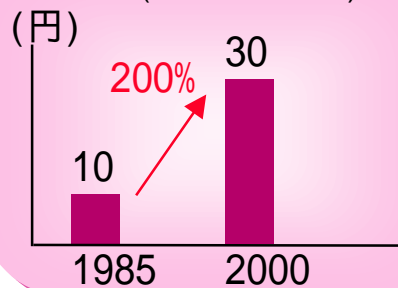
国内電話 (基本料金: NTT東西両地域会社)

住宅用 (3級)



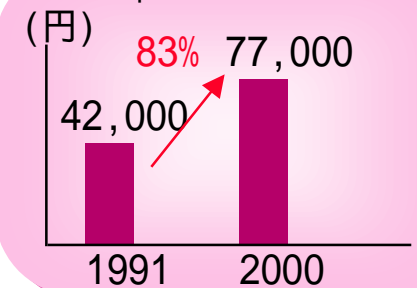
国内電話 (公衆電話: NTT東西両地域会社)

市内 (平日昼間 3分)



国内専用線 (市内・15km以内: NTT東西両地域会社)

64kbps



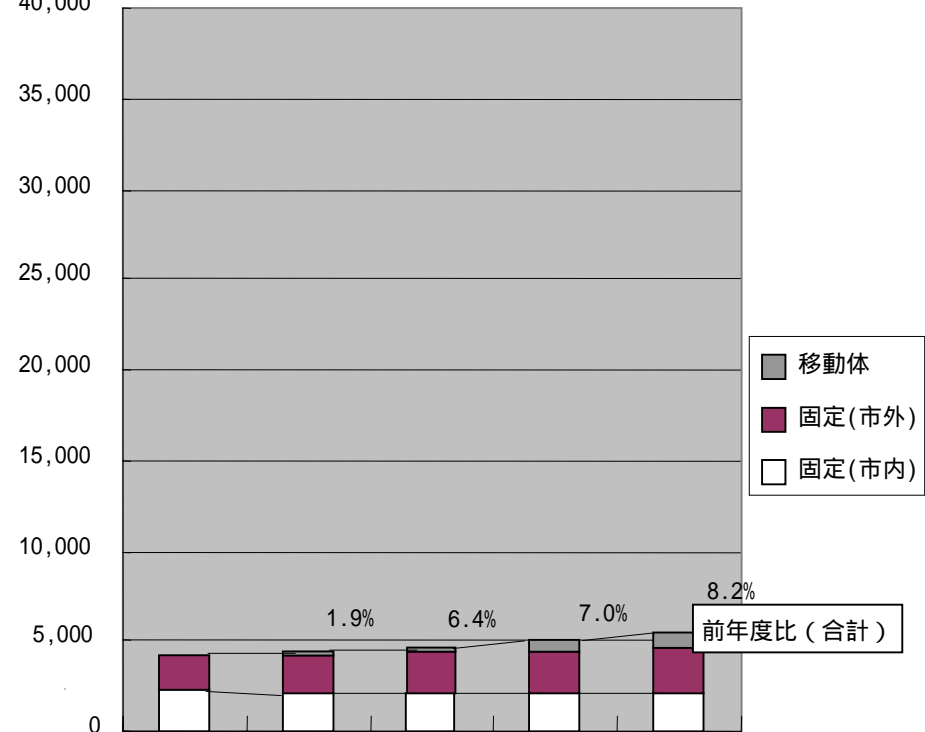
独占分野



# (5) 日米の市場動向 ~年間通信利用時間~

日本

(単位：100万時間)  
40,000



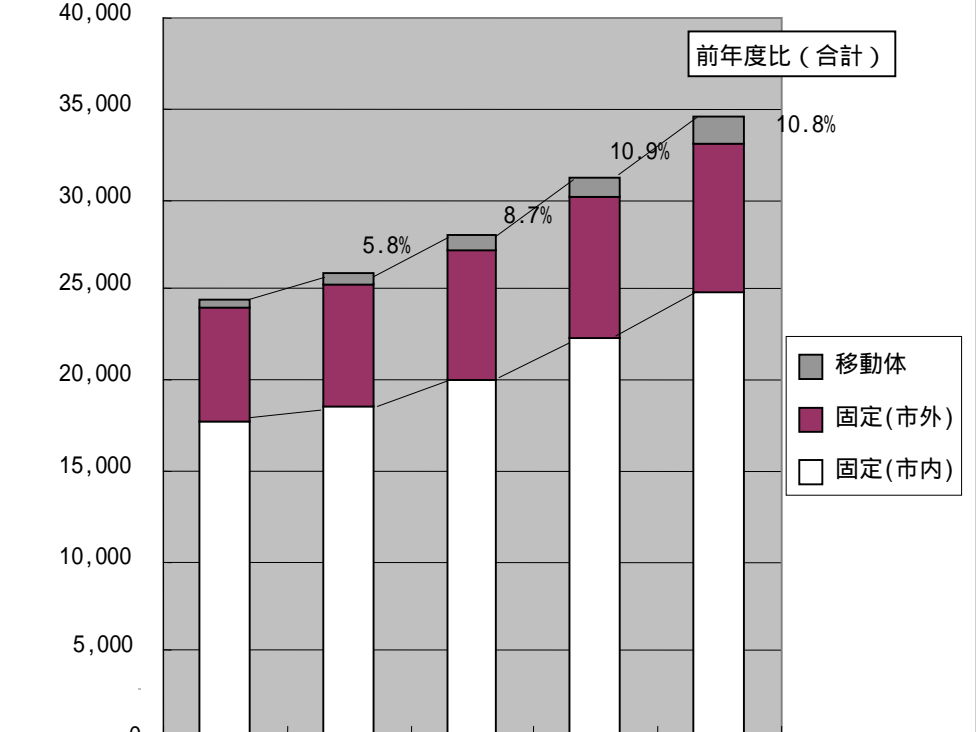
■ 移動体  
■ 固定(市外)  
□ 固定(市内)

前年度比(合計)  
8.2%

	1994	1995	1996	1997	1998
移動体	66	138	319	569	836
固定	4,248	4,257	4,357	4,434	4,575
合計	4,314	4,395	4,676	5,003	5,411
(再掲) 市内	2,227	2,180	2,166	2,114	2,116

米国

(単位：100万時間)  
40,000



■ 移動体  
■ 固定(市外)  
□ 固定(市内)

前年度比(合計)

	1994	1995	1996	1997	1998
移動体	450	630	867	1,048	1,483
固定	23,967	25,200	27,217	30,100	33,017
合計	24,417	25,830	28,084	31,148	34,500
(再掲) 市内	17,733	18,575	20,058	22,358	24,883

IT分野の競争を促進し、市場の拡大を図ることが、日本経済の成長に必須。

出典：郵政省「トラヒックからみた電話等の利用状況(平成11年度)」、(社)電気通信事業者協会「電気通信事業者協会年報」  
 FCC「Trends in Telephone Service, March 2000」、CTIA「Wireless Industry Indices Report」をもとに算出。  
 ・日米共に国際通信は含まず。

## 第二部 「主な論点」に関する弊社意見等

## 1 「ネットワーク構造、電気通信事業の将来像」

## ( 1 ) ネットワーク構造と電気通信事業の将来像 ( 概要 )

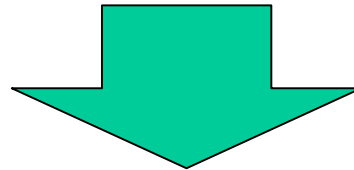
弊社としては、基本的に次頁以降に示すように発展していくものと考えております。

### 今後の技術動向とネットワーク構造の将来ビジョン

- ・アクセス網の将来像
- ・バックボーンの将来像
- ・今後の技術動向
- ・ネットワーク階層構造の将来像

### サービスの多様化、高度化の将来ビジョン

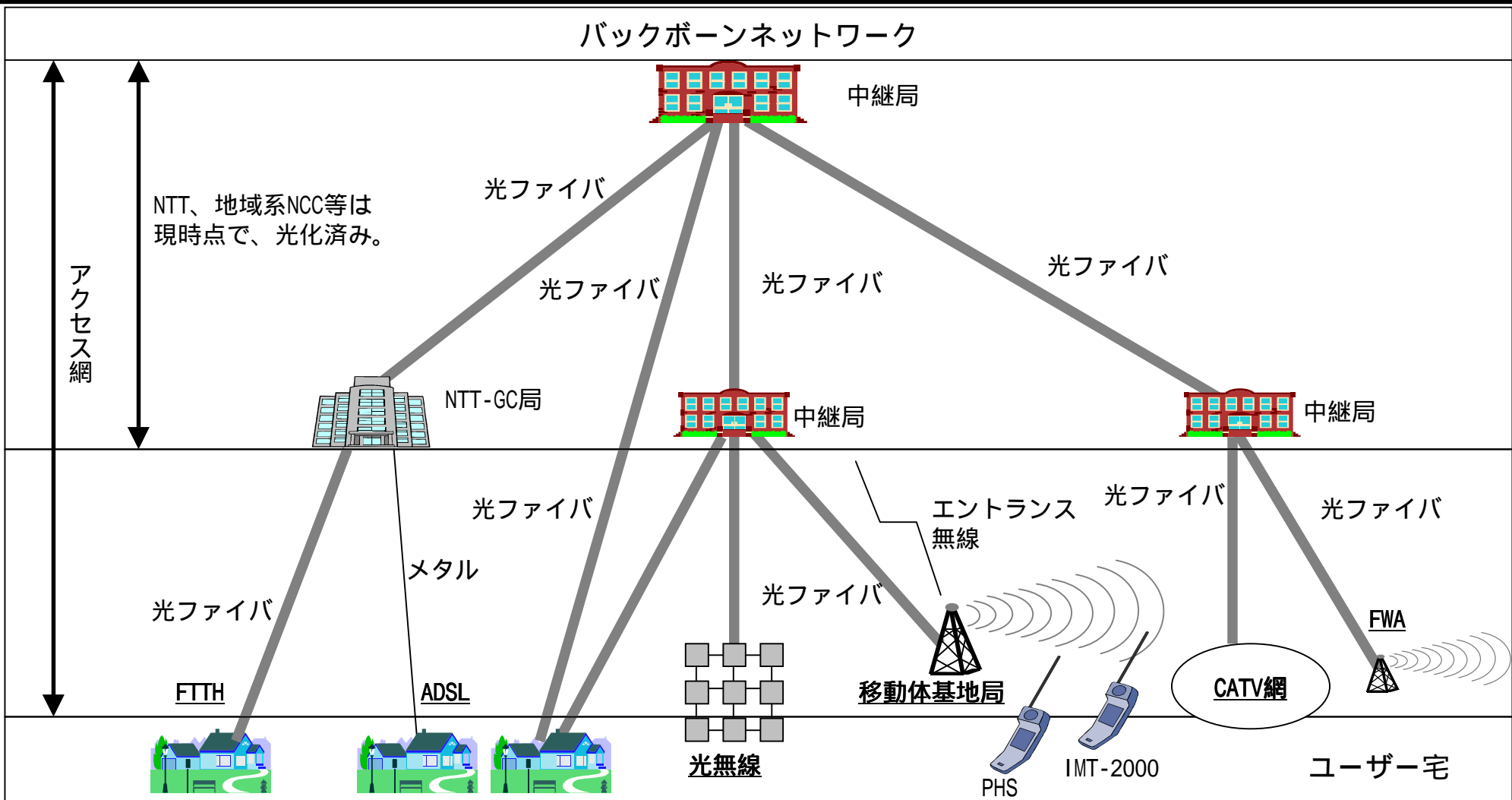
- ・ネットワークIP化に伴うサービス融合化のプロセス
- ・低廉、高度、安全な通信サービスに対するサービス将来像と達成スケジュール



こうした将来像を踏まえ、今後、競争を促進する市場環境を整備していただくことが、IT社会実現のためにも重要なことと考えます。

よって、2「競争の基本的枠組み」以降で示すような措置を講じて戴きたいと存じます。

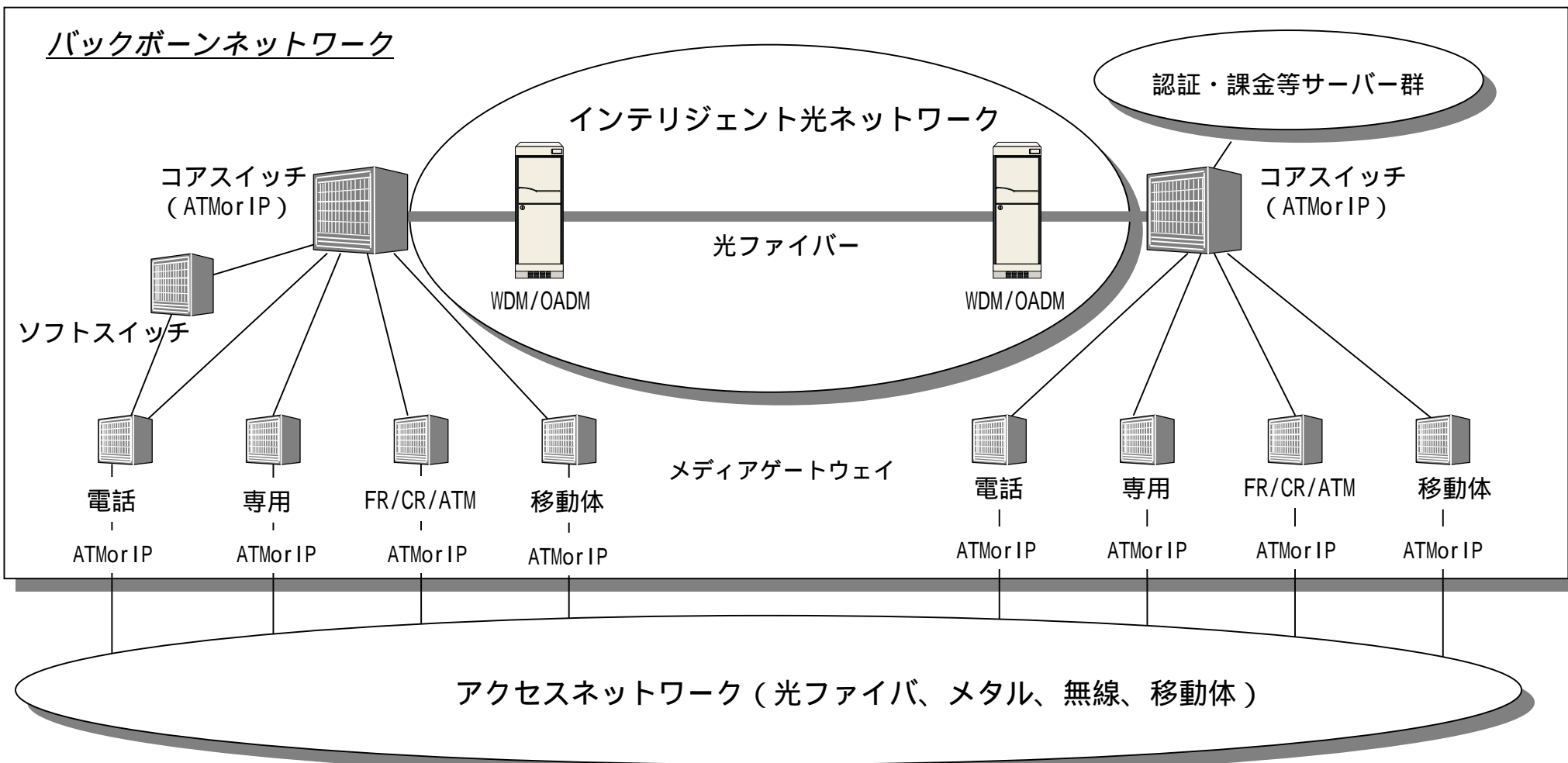
## (2) 今後の技術動向とネットワーク構造の将来ビジョン ~アクセス網の将来像~



インターネット端末の普及により、トラフィックが急増することが推測され、今後のユーザニーズは、高速、広帯域、高品質化へ向かうことが予想されます。

そのようなアクセス網を実現するためには、光ファイバを利用したアクセス手段が必須となり、FTTH等が拡大していくと思われます。光整備が困難な地域、通信需要が少ない地域ではメタルを用いたxDSL、無線によるFWAによるアクセス手段も併存していくものと思われ、また移動体通信においても、IMT-2000により、大容量の伝送が可能となり、アクセス手段の1つとして考えられます。

## ( 2 ) 今後の技術動向とネットワーク構造の将来ビジョン ~ バックボーンの将来像 ~



インターネット端末の普及により、データ系トラフィックが急増し、映像、画像、データ、音声などの様々な種類のコンテンツが流通することが予想され、安定的にサービスを提供するためには、高速、大容量化のネットワーク構築が必要となります。

基幹部分に関してはWDM（波長多重伝送設備）、テラビット・ペタビット級のコアスイッチにて、構成されていくものと思われます。また、データ系トラフィックが音声系トラフィックを大きく上回ることから、メディアゲートウェイを導入することにより、既存のサービス別のネットワーク構成から電話・データ等の各ネットワークを統合したパケット型ネットワークに統合されていくことが予想されます。

## ( 2 ) 今後の技術動向とネットワーク構造の将来ビジョン ~ 今後の技術動向 ~

### IP関連の技術動向

IPネットワークに関しては、電話、データ、画像等のコンテンツを通信することとなり、MPLS等のQoS制御技術の開発が進んでいます。

また、IPネットワークにて、既存電話網と同様な品質でのサービス提供が実現できるように、VoIP関連の技術検討が進められています。

今後、インターネット上での犯罪及びウイルス等の多発することが予想され、セキュリティ関連技術、認証・暗号技術の開発も進んでいます。

一方、インターネット利用者数の急増により、IPアドレスの不足が予想され、IPv6等の開発も進められています。

### 光通信の技術動向

今後、高速・大容量化光ネットワークを実現するために、従来の光信号から電気信号に変換処理を行わず、全ての信号を光信号で処理を行う技術が開発されており、テラビット/ペタビット級の光波長多重装置等の開発が進められています。

また、アクセスネットワークでは、現状のATM-PON、STM-PON等を利用したアクセス方式に加え、WDM技術を応用したアクセス方式も検討されています。

### 無線通信の技術動向

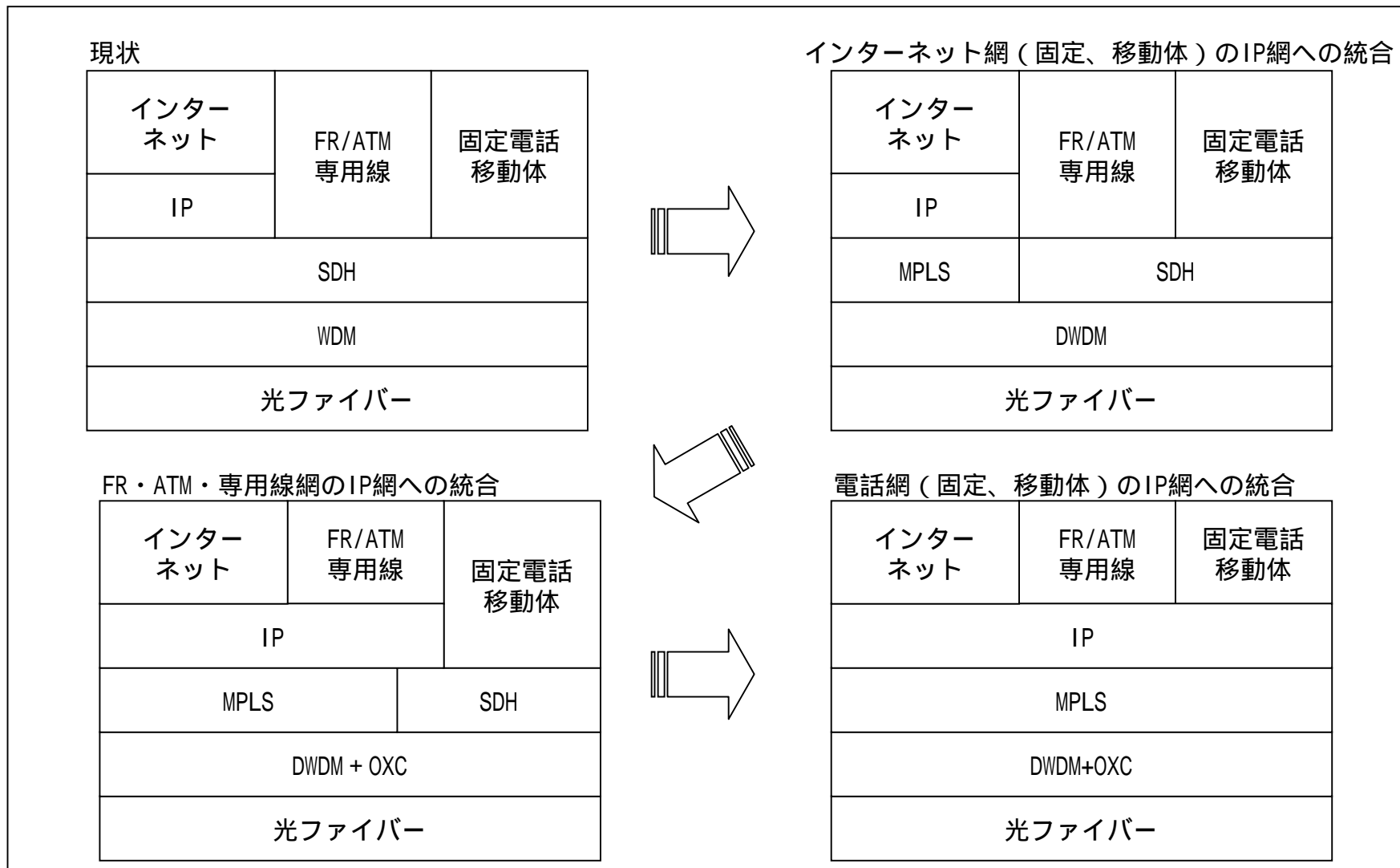
現在、22GHz、26GHz、38GHzを利用したFAWと19GHz、2.4GHzを利用した無線LAN方式が実用化されています。

FWAでは、現在、最大156Mbpsの容量伝送が可能ですが、今後、さらなる高速化を目指し、技術開発が進んでいます。また、無線LANにおいても、現在11Mbpsの容量伝送が可能であり、更に大容量の伝送を可能にし、この技術をアクセスネットワークに適用できるよう検討が進められています。

また、5GHzを利用したMMAC、光ビームを利用した光無線方式等が実用化に向け、技術開発が進んでいます。

\* 新技術の導入時期と提供サービスについては、参考1参照

## ( 2 ) 今後の技術動向とネットワーク構造の将来ビジョン ~ ネットワーク階層構造の将来像 ~

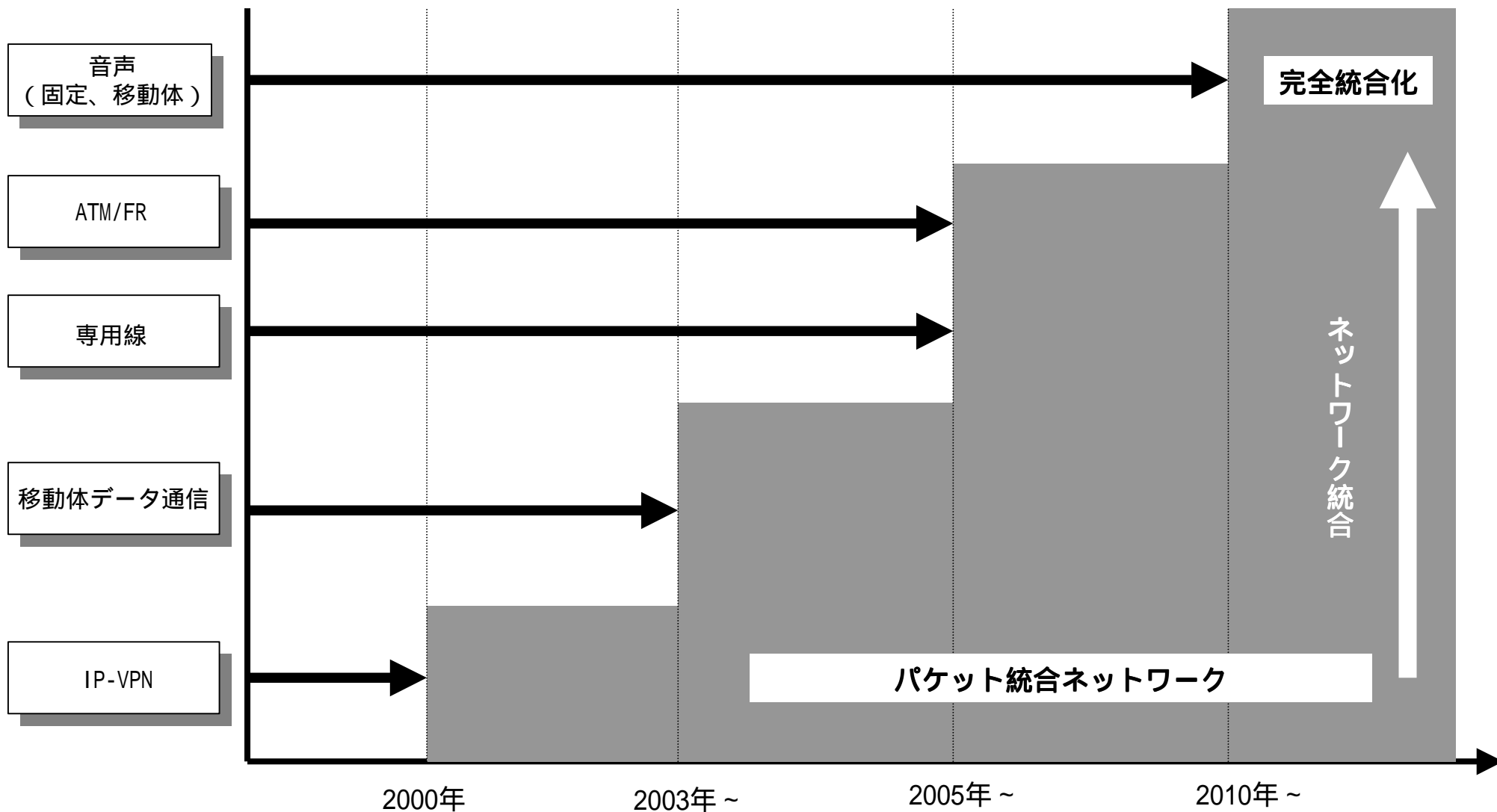


ネットワーク階層構造については、ネットワーク統合に合わせ、段階的に変化していくものと思われます。

( 現状    インターネット網 (固定、移動体) の統合    FR・ATM・専用線網の統合    電話網 (固定、移動体) の統合    完全統合 )



### ( 3 ) サービスの多様化、高度化の将来ビジョン ~ ネットワークIP化に伴うサービス融合化のプロセス ~

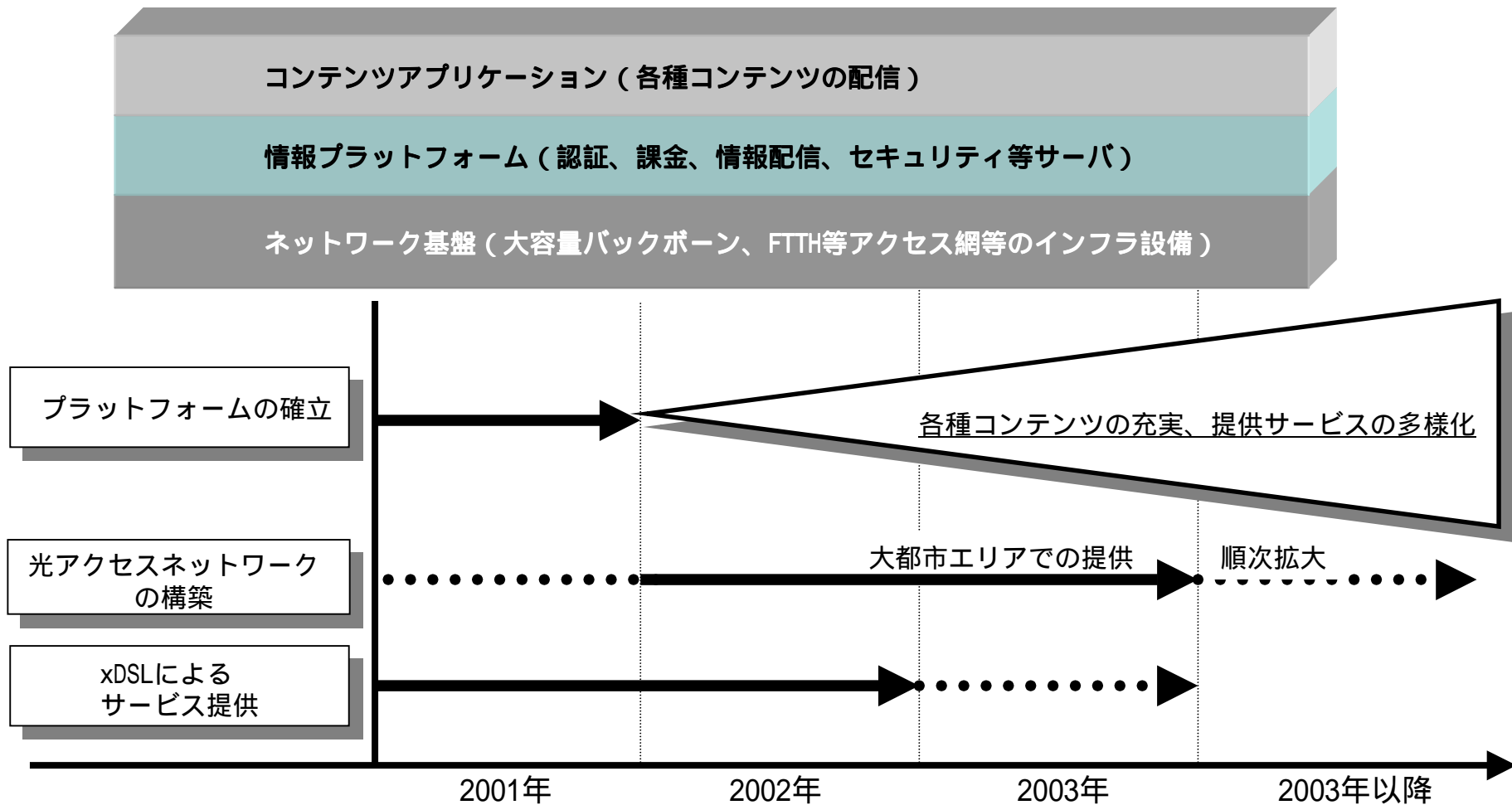


サービスの融合化は、上図のとおり、ネットワーク統合に合わせて段階的に進んでいくものと思われます。

当初は、IP-VPNサービスの提供、移動体データサービスの統合、次にATM/FR、専用線を統合、最後に音声サービスを統合し、2010年以降、最終的に統合化が完成するものと思われます。

### (3) サービスの多様化、高度化の将来ビジョン

～低廉、高速、安全な通信サービスに対するサービス将来像と達成スケジュール～



今後、バックボーン、アクセス網の構築に加え、認証・課金・情報配信機能を持つサーバー群が構成するプラットフォームの構築が重要になると考えます。

プラットフォームが確立されることにより、以下のような多種多様なコンテンツアプリケーションの提供が可能となります。今後のスケジュールとしては、下表のとおりと考えられます。

- ・ 動画、音声、データ、映像の様々なコンテンツを利用した電子証取引等のサービスの提供
- ・ 教育、医療、行政サービス等の公的機関のコンテンツアプリケーションの提供

## ＜参考1＞ 今後の新技術導入時期と提供サービス

今後の提供サービス、及び技術動向は、下表のとおりになるものと思われる。

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
提供サービス	A, SDSL	VoIP	VDSL		
	IP-VPN	HDSL		IMT-2000	
	データセンター	GbE MAN			
	ASP	10GbE			
新技術の導入時期	DWDM (Dense WDM)				光ルータ
		OADM (Optical ADM)		OXC (Optical Cross Connect)	テラビットルータ
	ギガビットルータ	コールエージェント			MP S
	MPLS (Multi Protocol Label Swith)				

### ＜用語の説明＞

#### 提供サービス

- ・ xDSL (ADSL、SDSL、HDSL、VDSL)：電話用銅線ケーブル（加入者線）を使う高速デジタル伝送方式。xDSLの技術の中には、伝送速度別にADSL（上り640Kbit/s、下り6Mbit/s）、HDSL・SDSL（上り、下り共に2Mbit/s）、VDSL（上り6Mbit/s、下り52Mbit/s）等がある。
- ・ IP-VPN：伝送プロトコルをIPに制限した仮想閉域網サービス。
- ・ データセンター：WEBサーバーなどのインターネットシステムをユーザーから預かり、高速回線でインターネット接続するサービスを提供する施設。
- ・ ASP：グループウェアや営業支援ソフト等のアプリケーション・ソフトをデータセンターなどで運用し、インターネット経由でユーザーが利用できるようなサービス。
- ・ VoIP：IPネットワーク上に音声（voice）を通すための技術。
- ・ GbE、10GbE：伝送速度を1Gbit/s、10Gbit/sに高速化したイーサネット仕様。
- ・ IMT-2000：ITU（国際電気通信連合）で定められた移动通信システムの次世代方式。2GHz帯を利用。

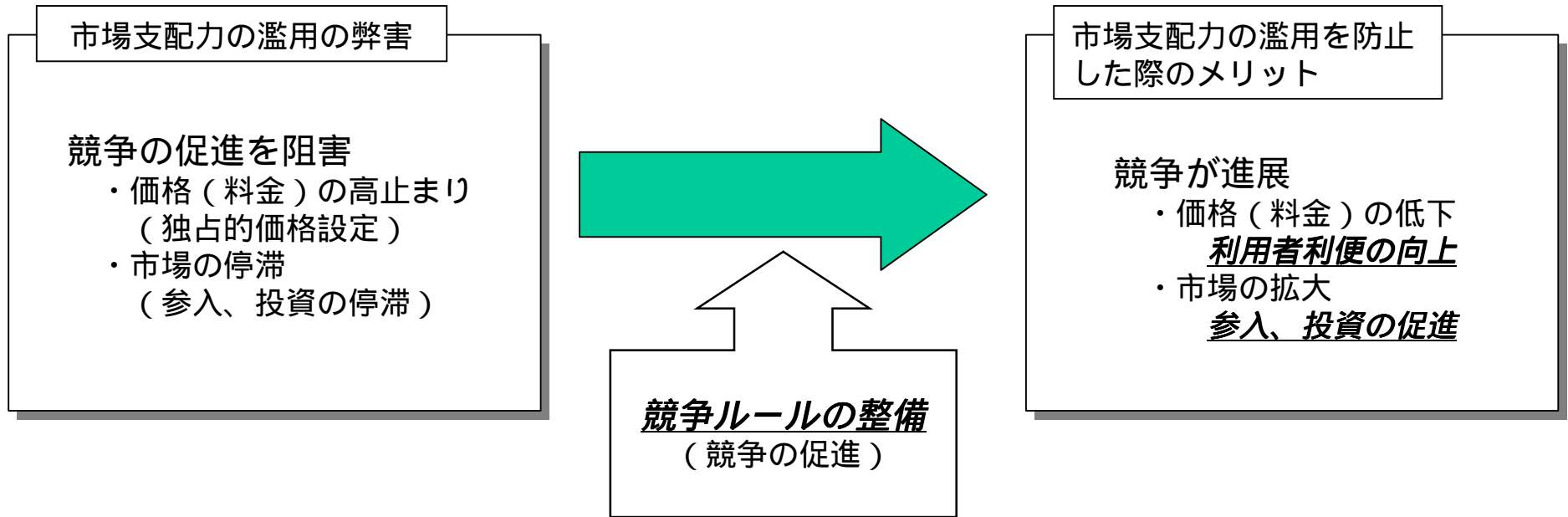
#### 新技術

- ・ MPLS：パケット毎につけられたラベル情報をもとに、パケット転送する方法。IPネットワーク上で、コネクション制御を実現する。
- ・ DWDM：波長分割多重装置。Gbit/sクラスを数波長～数十波多重して、Tbit/sに近い大容量伝送を実現する。
- ・ OADM：波長分割多重（WDM）で多重された任意の波長を入出力できる装置。光ADMとも呼ぶ。
- ・ OXC：光コネクト装置。光信号から電気信号への変換を行わず、光信号のまま、回線編集が可能な装置。
- ・ MP S：MPLSのラベルパスの設定と光ネットワーク上の波長（Lambda）のクロスコネクト設定の間の類似性に着目して光パスのセットアップをMPLSのシグナリングを応用して実現する技術。

## 2 「競争の基本的枠組み」

## ( 1 ) 基本的考え方

# 競争ルールの必要性



NTTグループの市場支配力の濫用を未然に防ぐ新しい競争ルールの整備することが、電気通信産業全体の活性化につながります。

# 市場支配力に着目したルール必要性

～発想の転換～

**現状**

**一律規制**

	ドミナント	ノンドミナント
<b>事業者に一律義務を課す</b>		
許認可手続き (料金/約款を含む)		
相互接続		
管路等		
コロケーション		
情報		
営業の公正性等		
報告(省令報告等)		
その他 (a) 反競争的行為/支配的地位の濫用の禁止 (b) 政策評価とルールの見直し (c) ペティションルール		

**あるべき姿**

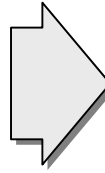
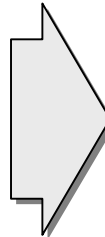
**非対称規制**

	ドミナント	ノンドミナント
<b>政府に「競争の促進と維持」の義務を課す</b>		
許認可手続き (料金/約款を含む)		
相互接続		
管路等		
コロケーション		
情報		
営業の公正性等		
報告(省令報告等)		
その他 (a) 反競争的行為/支配的地位の濫用の禁止 (b) 政策評価とルールの見直し (c) ペティションルール		

不要な規制を取り除く  
(「必要な場合に限り事後介入」を基本)

(新規事業者を含む)事業者を一律に「管理」すること(一律規制)から、

「競争を促進」する理念に基づいた制度転換が必要。



## ( 2 ) 個別事項



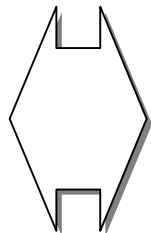
政府の「競争の促進と維持の義務」

# (a) 政府が果たすべき役割 ~競争の促進と維持~

## 日本の現状

日本においては、市場における「競争の促進、維持」等について、政府が果たすべき役割が明記されていません。

(\*) 電気通信事業法第1条で「公共の福祉を増進」、郵政省設置法第4条第四十六号で「電気通信を規律し、及び監督すること。」というキーワード等があります。



## 世界の現状(例)

国名	ルールの概要	出典
EU	規制当局は、電子通信網、電子通信サービス、及び、関連設備のためのオープンかつ競争的な市場を促進しなければならない。	新EU指令案 第 章「各国規制当局の義務及び任務」 第7条「政府の目的及び制度上の原則」
英国	貿易産業省(DTI)大臣及び電気通信庁(Ofcom)長官は、効果的な競争を維持し、促進すること。	1984年電気通信法 第 編「総則」 第3条「大臣及び長官の一般的義務」
フランス	電気通信大臣及び電気通信規制当局は効果的かつ公平で維持できる競争を確保する等の責任を負う。	1996年電気通信法 L.32-1
ドイツ	本法の目的は、電気通信分野の規制を通じて競争を促進することである。	1996年電気通信法 第 編「総則」 第1条「規制上の目的」
	規制の目的は、電気通信市場に機会均等でかつ実行可能な競争を確保すること等であり、それは連邦の高権的任務である。	同上 第2条「規則」
デンマーク	電気通信当局は、電気通信分野における競争促進に積極的に公権しなければならない。	NTA法 第 章「範囲及び責任」

### 【以下参考】

フィンランド	本法の目的は、電気通信の利用がお互い競争的にするよう等電気通信市場の効率性を促進することである。	電気通信市場法 第 編「総則」 第1条「本法の目的」
	本法の目的を達成するため、電気通信網及び電気通信サービス間の競争を促進しなければならない。	同上 第2条「本法の手段」
カナダ	カナダの電気通信政策の目的は、国内及び国際レベルでカナダの電気通信の効率性及び競争性を高めること等である。	1996年電気通信法 「カナダの電気通信政策」 「目的」
オーストラリア	本法のその他の目的は、効率的及び競争的かつオーストラリア地域社会によく反応する電気通信産業の発展を高めること等である。	1997年電気通信法 「目的」

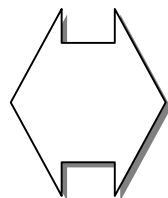
(\*) 訳は仮訳。

(b) 設備に着目したルールから市場支配力に着目したルールへ ~ 諸外国における競争ルールの現状 ~

日本の現状

日本においては、市場支配力や反競争的行為、ドミナント/ノンドミナント等のキーワードが、電気通信事業法やNTT法(\*)に見あたりません。

(\*) NTT法附則第三条第二項第五号で「公正な競争」というキーワードはあります。



世界の現状(例)

国/組織名	ルールの概要(*)
WTO 基本電気通信合意 (注)	1.1 電気通信における反競争的行為の防止 単独又は共同で <b>主要なサービス提供者</b> であるサービス提供者が反競争的行為を行い又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。
米国	・通信法第10条 電気通信サービスの提供における競争 公共の利益に資する等判断した場合、規制を差し控える。 ・FCC規則第61.3条 <b>支配的事業者 - FCCにより市場支配力(すなわち料金をコントロールする力)を有すると認定された事業者。</b>
カナダ	・通信法第34条 委員会による差し控え 消費者利益を十分保護できる程度に競争が進展している(することが見込まれる)場合、規制を差し控える。 ・CRTC 97-19 評価基準として「 <b>市場支配力</b> 」の概念を採用する。
EU	・一般競争法(EC競争法)の適用 EC競争法第86条(新・第82条)「 <b>支配的地位</b> の濫用の禁止」 ・1998年EU通信自由化に伴う競争政策 <b>支配的事業者</b> の特定の義務(完全競争令等) <b>顕著な市場支配力を有する(SMP)事業者</b> の特定の義務(相互接続指令等)
英国	・一般競争法(EC競争法、1998年競争法)の適用、 免許条件への公正取引条項の適用 1998年競争法の電気通信分野への適用「 <b>支配的地位</b> の濫用の禁止」 BT免許条件第18.1条等「( <b>支配的地位</b> の濫用を含む)反競争的行為の禁止」
ドイツ	・一般競争法(EC競争法、競争制限法)の適用 競争制限法第19条「 <b>支配的地位</b> の濫用」36条「集中の評価の原則」37条「集中」 ・ <b>支配的事業者</b> (関連会社含む)のみに課せられる規制 通信法第2章~第4章
フランス	通信法第IV章「電気通信における規制の枠組み」L.36-10 規制当局の責任者は電気通信市場におけるいかなる <b>支配的地位</b> の濫用もしくは反競争的行為も競争当局に付託しなければならない。
オーストラリア	・一般競争法(商取引慣行法)の適用 商取引慣行法第46条「 <b>市場支配力</b> の濫用」の禁止 ・1997年商取引慣行改正(電気通信法) 同法第151AJ条「( <b>市場支配力</b> の濫用を含む)反競争的行為」の禁止
香港	・免許条件及び電気通信令への競争ルールの適用 固定電話網サービス免許条件GC16「 <b>支配的地位</b> の濫用」の禁止 電気通信令第7L条「 <b>支配的地位</b> の濫用」の禁止

(\*) 訳は仮訳。

(注) 日本にも適用されるが、相互接続に係る規定等は不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者に限定して適用される模様。

非対称規制

規制の差控えの例 ( 米国・カナダ )

	米 国	カナダ
1. 法的根拠	<p>・ 委員会は、<b>電気通信事業者もしくは電気通信サービス等に対して、その市場の地理的広がりの全て、あるいは一部分において本法の規制又は規定の実施を差し控える。</b></p> <p>【通信法第10条「電気通信サービスの提供における競争」(a)】</p>	<p>・ 委員会は、<b>電気通信事業者による電気通信サービス等に関する義務等を、全体もしくは部分的に、また条件付きであるいは無条件で委員会は規制を差し控えることができる。</b></p> <p>【電気通信法第34条「委員会による差し控え」(1)】</p>
2. 規制差控え方法	<p>・ <b>支配的事業者と非支配的事業者に分類し、非支配的事業者にはタリフ認可及び設備の認可手続きの簡素化等の規制の負担を軽減する。</b></p> <p>【FCCオーダ「競争的公衆通信事業者の料金及び設備の認可に係る政策及び規則について」(FCC 80-629)】</p>	<p>・ 電気通信サービス等が、消費者利益を十分保護できるほどの競争に直面している場合、もしくは競争に直面しうる場合、かかる規制を差し控える。</p> <p>【電気通信法第34条「委員会による差し控え」(2)】</p>
差控え対象	<p>第203条「料金表」 第214条「線路の延長」 等</p>	<p>第25条「料金の認可」 第29条「運用協定等の認可」 等</p>
3. 規制差控えの評価基準	<p>・ <b>市場支配力</b>の概念を採用。 ・ 「<b>支配的事業者</b>」: FCCにより<b>市場支配力(すなわち料金をコントロールする力)を有すると認定された事業者。</b></p> <p>【FCCオーダ「競争的公衆通信事業者の料金及び設備の認可に係る政策及び規則について」(FCC 80-629)、FCC規則第61.3条】</p>	<p>・ <b>市場支配力</b>の概念を採用。 ・ 「<b>市場支配力</b>」とは、関連市場において<b>一方的に、また有利に一時的ではない料金の著しい値上げを課すことができる企業</b>の能力を指す。</p> <p>【CRTC決定「規制枠組みの見直し」(CRTC Decision 94-19)、CRTC決定「規制の差控え - 既存電話会社が提供する市外サービスへの規制(CRTC 97-19)】</p>
4. 適用例	<p>・ AT&amp;Tを国内長距離サービスにおいて非支配的事業者に認定。 【FCCオーダ「A T &amp; Tによる非支配的事業者としての再分類への動議について」(FCC 95-427)】</p> <p>・ AT&amp;Tを国際サービスにおいて非支配的事業者に認定。 【FCCオーダ「A T &amp; Tによる国際サービスの非支配的事業者としての再分類への動議について」(FCC 96-209)】</p>	<p>・ ユニテル等非支配的事業者の長距離・データサービスについて規制を緩和。 【CRTC決定「規制の差控え」(CRTC Decision 95-19)】</p> <p>・ 既存事業者ステントール等の長距離サービスに係るタリフ届出に関する緩和措置。 【CRTC決定「規制の差控え - 既存電話会社が提供する市外サービスへの規制」(CRTC Decision 97-19)】</p>

\* 米国においては、1996年通信法改正以降下記についても適用

- ・ 消費者保護の必要性や競争促進の観点等を考慮して、特定の電気通信事業者について、法の規制または規定の適用を差し控える。【通信法第10条(a)】
- ・ すべての電気通信事業者は、自己に対する規制の差し控えをFCCに求めることができる。【通信法第10条(c)】
- ・ **B O C**の長距離参入及び接続に関する付加的義務は**差し控えできない**。【通信法第10条(d)】

【出典】

FCCホームページ: <http://www.fcc.gov/>  
 1996年電気通信法: <http://www.fcc.gov/telecom.html>  
 CRTCホームページ: [http://www.crtc.gc.ca/welcome\\_e.htm](http://www.crtc.gc.ca/welcome_e.htm)  
 電気通信法: <http://www.crtc.gc.ca/ENG/LEGAL/TELECOM.E.HTM>  
 「主要国・国際機関における情報通信の現状と動向」(財)国際通信経済研究所  
 KDD総研R&A

\* 訳は仮訳。

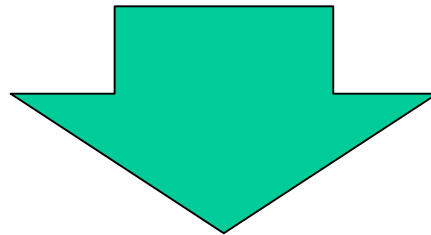
## 免許における追加的条件の例 ( EU ・ 英国 )

	EU	英 国
1 法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU加盟国は、<u>顕著な市場支配力を有する事業者 (SMP) に対し、特定の義務を課す場合等の目的においてのみ、個別免許を発行することができる。</u>【EUライセンス指令 (Directive 97/13/EC) 第7条「個別免許」】</li> <li>個別免許に対し、<u>一般免許に追加し特定の条件を課すことができる。</u>【EUライセンス指令 (Directive 97/13/EC) 第8条「個別免許に追加される条件」】</li> </ul>	<p>&lt; ほぼEUと同様 &gt;</p> <p>【1997年電気通信 (ライセンス) 規則第7条「範囲」】</p>
2 SMP事業者に対する付加的免許条件	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>非差別性及び透明性の原則を遵守すること。</u>【EU相互接続指令 (Directive 97/13/EC) 第6条「非差別性及び透明性」】</li> <li><u>相互接続料金は透明で (公開される) かつコスト志向であること。</u>【同上・第7条「相互接続料金及び費用会計システムの原則」】</li> <li><u>相互接続に関連する事業活動について会計分離を行うこと。</u>【同上・第8条「会計分離及び財務報告」】 等</li> </ul> <p>また、上記以外にも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>コロケーション及び設備の共同利用に関する条件等の条件を付け加えることも可能。</u>【EUライセンス指令・付則「個別免許に追加可能な条件」】</li> </ul>	<p>&lt; ほぼEUと同様 &gt;</p> <p>【1997年電気通信 (相互接続) 規則、1997年電気通信 (ライセンス) 規則】</p>
3 SMP事業者の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国の地理的領域における特定の市場 (<u>固定公衆電話サービス / 移動公衆電話サービス / 専用回線市場</u>) で、25%以上のシェアを有する事業者はSMP事業者であると推定される。</li> <li>ただし、加盟国の規制当局は、25%未満のシェアを有する事業者をSMP事業者と認定することも、あるいは25%以上のシェアを有する事業者をSMP事業者と認定しないことも可能である。</li> </ul> <p>このような決定に際しては、<u>当該事業者の市場条件への影響力、市場規模に比した売上げ規模、エンドユーザへのアクセスのコントロール手段、財務資源へのアクセス及び当該市場における製品及びサービスの供給経験等を考慮に入れなければならない。</u>【EU相互接続指令 (Directive 97/13/EC) 第4条「相互接続の権利及び義務」】</p>	<p>&lt; ほぼEUと同様 &gt;</p> <p>【1997年電気通信 (相互接続) 規則第4条「顕著な市場支配力」】</p>
4 適用例	EU加盟国におけるSMP事業者に課せられる条件の適用状況 (1998年4月) < <a href="http://www.eto.dk/downloads/Licensing%20Reports/48370-Significant-Market-Power.doc">http://www.eto.dk/downloads/Licensing%20Reports/48370-Significant-Market-Power.doc</a> >	BT免許 (1999年9月発効) < <a href="http://www.dti.gov.uk/cii/telecom/licences/btlicence.pdf">http://www.dti.gov.uk/cii/telecom/licences/btlicence.pdf</a> 参照 >

## (c) ドミナントの定義と市場の定義

各国においては、市場における力等に基づきドミナント事業者の定義を決め、非対称規制を行っています。

また、市場についても、種々の基準でその定義を決めています。



各国のドミナント事業者等の定義や市場の定義、我が国のこれまでの市場の考え方等を踏まえ、ドミナント事業者の定義及び市場の定義を公の場で議論していただきたいと考えます。

(参考2～5参照)

\* 米国では、1996年に国際通信サービスにおいて約6割のシェアを有していたAT&Tをノンドミナント事業者とした例もあります。

\* 例えば、相互接続に関する市場とサービス市場を別の市場としている国もある模様です。(調査中)

## ＜参考2＞ 各国のドミナントの定義（例）

### \* 諸外国の非対称規制（事前規制）におけるドミナント事業者等の定義

国名等	呼称	定義等	指定者	根拠法
EU	SMP事業者 (新(案))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独もしくは他社と共同で著しいほど競争相手や顧客、消費者から独立して行動する能力を与える経済的な地位を享受する場合</li> <li>・企業が、特定な市場で顕著な市場支配力を有する場合、密接に関連する市場においても顕著な市場支配力を有する事業者であると見なすことができる。その場合、2つの市場の繋がりは1つの市場で保持する市場支配力を、他の市場にテコ入れすることを可能にさせ、結果的にその企業の市場支配力を強化させる場合を指す。</li> </ul>	国毎に異なる	EU新枠組み指令案 (Com(2000)393) 第13条「顕著な市場支配力を有する企業」
	SMP事業者 (旧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用を許可された加盟国の地理的領域における特定の電気通信市場で、25%のシェアを有する事業者は顕著な市場支配力を有すると推定される。</li> <li>・しかし、各国の規制当局は、25%以下もしくは25%以上のシェアを有する事業者を顕著な市場支配力を有すると判断してもよい。その場合、当該事業者の市場条件への影響力、市場規模に比した売上げ規模、エンドユーザへのアクセスのコントロール手段、財源資源へのアクセス及び当該市場における製品及びサービスの供給経験等を勘案しなければならない。</li> </ul>	国毎に異なる	EU相互接続指令 (Directive 97/33/EC) 第4条「相互接続の権利及び義務」
米国	ドミナント事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給量を制限することによって料金を吊り上げる能力、もしくは、収益を減少させるほどの多数の顧客を失うことなしに、料金を競争的水準より高いレベルに引き上げて維持することのできる能力</li> </ul>	FCC	FCCオーダー (FCC 83-481)
カナダ	ドミナント事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連市場において、一方的かつ著しく一時的ではない料金の値上げを課す企業の能力</li> </ul>	CRTC	CRTC決定 (Decision 94-19)
ドイツ	ドミナント事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争者が存在しない、もしくは実質的な競争にさらされていない場合、あるいは、</li> <li>・競争者と比較して卓越した地位を有している場合：特に、以下の条件が考慮されなければならない。市場シェア、財務力、供給及び市場へのアクセス、他の企業との結びつき、他の企業の市場に関する法的あるいは事実上の障壁、本法の適用エリアの内外で確立された企業による実質的あるいは潜在的競争、供給もしくは需要を他の物もしくは商用サービスに移行する能力、および市場の反対側で他の企業に頼る能力</li> <li>・当該企業が市場シェアを3分の1以上有する場合、3以下の企業で複合市場シェアが50%に達する場合、5以下企業で複合市場シェアが3分の2に達する場合にドミナントであると推定される。</li> </ul>	RegTP (連邦カルテル局の合意が必要)	電気通信法第82条 (競争制限禁止法第19条)
フランス	SMP事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の電気通信市場で、25%以上のシェアを有する事業者は顕著な市場支配力を有すると推定される。また、電気通信規制機関（ART）は、当該事業者の市場条件への影響力、市場規模に比した売上げ規模、エンドユーザへのアクセスのコントロール手段、財源資源へのアクセス及び当該市場における製品及びサービスの供給経験等を勘案しなければならない。</li> </ul>	ART (競争評議会への諮問が必要)	電気通信法第L.36-7条, 7
香港	ドミナント事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客や競争者から重大な競争的制限なしに振る舞える能力がある場合</li> </ul>	OFTA	電気通信令第7L条 固定電気通信網サービス条件16
シンガポール	ドミナント事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンドユーザに対し直接物理的な接続を提供し、かつ、免許事業者がアウトプットを制限するのに、あるいは、エンドユーザに提供されるサービスの料金を競争レベル以上に吊り上げるため、自身の設備をコントロールするのを妨げるほど十分な競争がない場合、あるいは、新規事業者が再現するのに著しく効果かもしくは困難であり、効率的な競争者による急速的で好結果な参入に対し著しい障壁がある場合</li> </ul>	IDA	電気通信サービスの提供における競争のための行動規範第2.2.2条

## < 参考 3 > 各国の市場の定義（例）

### \* 各国の市場の定義（一例）

国名等	規制	定義等	概要
EU	ドミナント規制	需要・供給の代替性の分析などに基づき、ケースバイケースで特定の個別の経済的市場（地理的市場／製品・サービス市場）を認定する。	(ケースバイケース?)
	SMP	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地理的市場</li> <li>・ 事業者の営業地域</li> <li>・ 製品／サービス市場</li> </ul> End-to-Endの観点から広範な市場を具体的に事前に指定	EU相互接続指令に基づく指定 公衆固定電話網およびサービス 専用線（サービス） 公衆移動体電話網およびサービス 移動体の相互接続市場
英国	ドミナント規制	EUと同じ	(ケースバイケース?)
	市場影響力	上記と同じ	市場影響力を有する事業者に関する検討は、OFTELによって非定期的に行われている。
	SMP	EUと同じ	EU相互接続指令に基づく指定 公衆固定電話網およびサービス 専用線（サービス） 公衆移動体電話網およびサービス 移動体の相互接続市場
			音声電話指令に基づく指定 公衆固定電話網 音声電話サービス
専用線指令に基づく指定	専用線		
フランス	SMP	1999年9月の「ART決定99-767」及び「ART決定99-923」では、EUの「相互接続指令」に従った市場についてSMP事業者が指定された。	EU相互接続指令に基づく指定 固定音声市場 専用線市場 移動体市場 移動体の相互接続市場
オランダ	SMP	OPTAは、2000年3月の「市場力評価ガイドライン」において該当製品市場及び地理的市場についてのガイドラインを示した。	製品市場 固定公衆電話網／サービス市場 移動公衆電話網／サービス市場 専用線市場 固定および移動公衆電話サービスの国内市場  地理的市場：基本的に電気通信法の定義が採用されるが、OPTAがケースバイケースで決定する。



# 通信業の垣根撤廃

## 郵政相意向 相互参入を促進

井上政郵相は「国際・長距離・地域」に細分化してきた「通信業の垣根」を撤廃する十年の通信市場改革を明らかにした。新規・相互参入の障壁だった法令や行政指針をなくすだけでなく、分野によっては政府機関や規制制法を活用して参入を促す政策に転換する。事業者の保護・育成に主眼があつた通信行政を、行政審議会・規制緩和小委員会の報告に沿つて競争を導いた低價化やサービス多様化を目指す形にする。通信改革の中心の焦点である日本電信電話（NTT）の経営形態見直し論議にも影響を与えよう。

## 来年度中にも法改正

郵政相は同日、通信分野の規制指針が過去にあったところ」と指摘。事実上の行政指針を推進にあつてきた法律の垣根を巡る行政「事実」として「現時点では存在した。こうした方針を八日の閣議入参案にする方針だ。現在は、一九八五年の通信自由法に際して参入した「新電電」(二日

（通信業の垣根は「きちのじほ」参照）

この方針に基づき今回通信規制を拡大するほか、NTTの回

事業への新規参入の障壁となる。総網の他の事業者網との接続を

ていた電通信事業法の「二階給

調整案」則除きの改正を

相互参入の促進対象にた

入参案にする方針だ。現在は

際に参加した「新電電」(二日

現在八百八社だ。例えば、現特に地域業務に参入する事業

在は長距離（市外）通信分野の

業者（あるDDI（第二電電）

AAV）会社だけに適用してき

たクワパネット網整備のための

が短外との国際通信業へ参入す

ることや、直営電話加入者等ま

互利協定の対象に加え、積

で自前の回線を引く地域内）

的相互参入を促す。この分野が

通信業も並みであることになる。NTTによる独自採掘にあつ

力会社系の地域通信事業者同士が

他の分野以上に競争を促進する

通信網を接続していくことで長

の発展ではないからだ。

距離業務を手掛ける回線の機

回線があつて、この時期に通

信市場改革を決めたのは、村山

重市首相が規制緩和を現政権の

最重要課題に掲げているため

だ。任事党が進めている規制緩和

政策についても消費者利便の

ため、できるだけ早急に競争

をより推し進めた（井上郵政相）

としてい

だ。特殊会社法の規制が

もNTTと国際電話（F1D

D）は、今回の垣根撤廃の対象

としない考え。欧米勢だけでは

なく、日本勢も自由に国際業務に

参入できるようにする中で、NT

F1Dだけが多角化の流れから取

り残されるところには、分離・

分割問題で反対姿勢をみ

た同社に懸念を促す狙い

も窺

## < 参考 5 > AT&Tのノンドミナント認定

	時期及び概要	FCCの判断
国内長距離通信市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1989年のプライスカップの導入を機に、FCCはAT&amp;Tに対する料金規制、214条申請手続きの簡素化を開始。</li> <li>・ 1995年10月、FCCはAT&amp;Tを、国内長距離通信市場においてノンドミナントと認定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給/需要の弾力性が高く、AT&amp;Tには市場支配力が無い。</li> <li>・ 市場は必ずしも競争的ではないが、AT&amp;Tをノンドミナントと指定することは競争を促進し、公共の利益に資する。</li> </ul> <p>【供給の弾力性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争事業者はAT&amp;Tの需要を短期間で吸収するに足る設備及び能力を有している。</li> </ul> <p>【需要の弾力性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客は簡単且つ自由に長距離事業者を変更できる。</li> </ul> <p>【市場シェア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AT&amp;Tのシェアは1984年から1994年の間に、収入は約90%から55.2%へ、トラフィックは同じく約90%から58.6%へ低下した。</li> <li>・ AT&amp;Tの市場シェアは低下傾向にあり、AT&amp;Tが市場支配力を有しているような徴候は見られない。</li> </ul> <p>【当該企業の規模及び資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AT&amp;Tの規模やコスト構造が市場支配力を形成しているという有力な証拠は見あたらない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">詳細は<a href="http://www.fcc.gov/Bureaus/Common_Carrier/Orders/1995/fcc95427.txt">http://www.fcc.gov/Bureaus/Common_Carrier/Orders/1995/fcc95427.txt</a>を参照。</p>
国際通信市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1995年11月、AT&amp;TはFCCに、国際市場におけるドミナント規制撤廃の請願書を提出。</li> <li>・ 1996年5月9日、FCCはAT&amp;Tを国際通信市場においてもノンドミナントに分類することを決定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AT&amp;Tのシェアが70%を越える対地は存在せず、また、設備ベースでの参入は10年前と比較して容易になってきている。</li> </ul> <p>【供給の弾力性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務協定の締結義務は参入障壁としては機能していない。</li> <li>・ トランジットやスイッチド・ハブ等が解禁されている。</li> <li>・ AT&amp;Tは米国に陸揚げされる海底ケーブル容量の21.6%しか所有しておらず、サービスの供給量を統制できない。</li> </ul> <p>【需要の弾力性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AT&amp;Tの顧客の需要代替性は非常に高く、AT&amp;Tが単独で市場価格以上に高い料金を設定し、維持することは不可能である。</li> </ul> <p>【市場シェア】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1985年に98.5%だったAT&amp;Tの国際電話市場全体におけるマーケットシェアは、1991年に72.7%、1992年に68.6%、1993年に63.2%、1994年には59%にまで低下している。</li> <li>・ AT&amp;Tは「全トラフィックの90%以上を占める上位50対地のうち3対地を除いた全てにおいて、AT&amp;Tのシェアは40～69%の間に収まる。残り3対地も、1995年には70%を下回るだろう。」と述べている。</li> </ul> <p>【当該企業の規模及び資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AT&amp;Tのコスト構造や規模、資源が市場支配力を形成しているという有力な証拠は見あたらないため、国内と同じ扱い(ノンドミナント)とすべきである。</li> </ul> <p style="text-align: right;">詳細は<a href="http://www.fcc.gov/Bureaus/International/Orders/1996/fcc96209.txt">http://www.fcc.gov/Bureaus/International/Orders/1996/fcc96209.txt</a>を参照。</p>

ドイツでは、電気通信法82条に基づき、電気通信規制当局（RegTP）は連邦カルテル局と合意の上、市場等を定義し、また、ドミナント事業者を指定する。

参考

ドイツ電気通信法 第5編「活動報告書、協力」 第82条「連邦カルテル局との協力」

Telecommunications Act Chapter Five Activity Report, Cooperation § 82 Cooperation with the Federal Cartel Office

本法第11条（訳注：免許数の制限に伴う裁定手続き）(3)に規定された件については、規制当局は連邦カルテル局と合意の上決定すること。本件については、関連の商品及び地理的市場の定義、及び、規制当局による本法の範囲内にある支配的地位の決定にも適用される。

In the cases specified in §11(3) of this Act the regulatory authority shall take decisions in agreement with the Federal Cartel Office. This shall also apply to definition of the relevant product and geographical markets and the determination by the regulatory authority of a dominant position within the scope of this Act.

（参照：<http://www.regtp.de/English.htm>）

その他、電気通信規制局（RegTP）は、ドイツ電気通信法で、

・本法第 章「料金規制」、第 章「オープンネットワークの提供及び相互接続」に関する決定等について、連邦カルテル局に意見提出の機会を与えなければならない（第82条）と規定されている。

\* 訳は仮訳。

ドイツでは、電気通信法81条(1)に基づき、電気通信規制当局(RegTP)は2年毎に、規制当局の活動、電気通信分野の進展状況に関する報告書を連邦政府の立法機関に提出しなければならない。

また、上記報告書と共に、独占委員会(\*)による実行可能な競争が存在しているかどうかに関する報告書を提出しなければならない。

\*：独占委員会とは、連邦政府のどこにも属さない独立した機関で、非常任の5名から構成される。独占委員会は、この他2年毎に、電気通信だけでなくドイツにおける産業全体について「企業の集中」に関する規定の適用等を評価することを職務としている。(競争制限禁止法第VIII章「独占委員会」第44条「機能」)

関連会社の扱い

ドイツでは、ドミナント事業者の関連会社は、ドミナント事業者と一体とみなされる。

参考

ドイツ電気通信法 第4編「オープンネットワーク規定及び相互接続」 第33条「濫用行為における特別な制限」

- (1) 公衆への電気通信サービス市場において、競争制限禁止法第19条に基づく支配的地位を有する事業者は、その事業者が内部に利用するサービス、及び、その市場に提供するサービスを、その事業者が他のサービスを提供するために当該サービスを利用する際、その事業者自身に適用するのと同じ条件で、競争事業者に対し、それらが必要不可欠な限り、非差別的なアクセスを可能としなければならない。ただし、有利ではない条件、特に制約を課すことは客観的に認められない。その事業者が、オープン・ネットワーク規定(OJ No L 192 p 1)の実施を通じて、電気通信サービスのために内部市場を設定することに関する1990年6月28日の理事会指令90/387/EEC第3条(2)の意味にあたる必要不可欠な要件に一致する場合は、特にアクセスに制約を課することができる。
- (2) 規制当局は、その市場における事業者が支配的地位を濫用する場合、上記(1)に違反している事業者に指導を施す、あるいは行為を禁止する、もしくは、全体的あるいは部分的にその協定を無効と宣言することができる。規制当局は、まず第一に、不服を申し立てられた濫用行為を慎むよう、当該事業者に要求しなければならない。関連市場における競争制限禁止法第19条に基づく支配的地位を有する事業者が、内部に利用するサービス、及び、市場に提供するサービスへのアクセスを、競争事業者がサービスを提供するために当該サービスを利用するのに設定した条件よりも有利な条件でアクセスを認める場合、濫用と見なされる。ただし、有利ではない条件、特に、制約を課すことを客観的に正当化できる事実を証明する場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)に基づく事業者が他の会社と1つの企業を構成する限り、規制当局は、それらの各企業に関して上記(2)に基づく権限を有する。一つの企業とは、競争制限禁止法第36条(2)及び第37条(1)(2)の意味の範囲内における企業の結合を通じて形成される。

・なお、「1つの企業」に関する同様の規定は、上記条文の他に下記条文についても適用される。

- 第18条 「ユニバーサルサービス」
- 第19条 「ユニバーサルサービスの義務」
- 第25条 「料金規制」
- 第35条 「ネットワークアクセスの認可」 等

\* 訳は仮訳。

許認可手続き

# 許認可の手続き

## 日本の現状

事業許可、契約約款、接続協定の認可等、市場支配力の有無に関係なく全事業者一律となっています。

料金については、指定電気通信設備を有する事業者の提供する一部のサービスにプライスカップが課されています。

### 【課題】

指定電気通信設備を有する事業者の提供するサービスで、プライスカップ対象外の料金が規制対象外となる結果、料金が高止まりしている、もしくはその可能性があると考えられます  
(例) NTT東西両地域会社のダイヤルイン(月額900円:押しボタンダイヤル信号によるもの)及び優先接続登録料(仮称)

## 世界の現状(例)

国/組織名	ルールの概要(*)
	<p>許可関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信回線の構築、拡張、購入、リース、運用: 米国通信法 第214条 CFR63.7,8,18</li> </ul>
【非対称】	<ul style="list-style-type: none"> <li>【支配的事業者】国際回線: 認可申請が必要、国内回線: 許可申請が必要。</li> <li>【非支配的事業者】国際回線: 許可申請が必要、国内回線: 許可申請は不要。</li> </ul>
【非対称】	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供の中止: CFR63.19</li> <li>【支配的事業者】国際回線: 認可申請が必要。ユーザ及びFCCに対して告知が必要。</li> <li>【非支配的事業者】国際回線: 認可申請は不要。ユーザ及びFCCに対して告知が必要。</li> </ul>
【非対称】	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の通信事業者の役員兼務: CFR62.1</li> <li>【支配的事業者】認可申請が必要。</li> <li>【非支配的事業者】非支配的事業者間の役員兼務については申請不要。兼務先の事業者が支配的事業者の場合は認可申請が必要。</li> </ul>
【非対称】	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域系事業者の長距離事業兼務: 米国通信法 第271条 CFR64.1903</li> <li>【BOCs】チェックリスト等の要求項目を満たす必要あり。</li> <li>【BOCs以外の既存地域系事業者】別会社によるサービス提供を義務づけ。</li> <li>【他事業者】なし。</li> </ul>
米国	<p>約款及び料金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>料金算定</li> </ul>
【非対称】	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金規制: CFR61.41</li> <li>【支配的事業者】プライスカップ又は報酬率規制を選択。</li> <li>【非支配的事業者】なし。</li> </ul>
【非対称】	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金算定根拠の提出: CFR61.38</li> <li>【支配的事業者】提出義務あり。</li> <li>【非支配的事業者】提出義務なし。</li> </ul>
【非対称】	<p>・タリフ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>料金及び約款の届出: CFR61.19</li> <li>【指定事業者】届出義務あり。</li> <li>【非指定事業者】届出義務なし。国際と一部のサービスについては提出。</li> </ul>
【非対称】	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金及び約款の公告: CFR61.24,58</li> <li>【支配的事業者】タリフ届出後、1~120日(サービスによってことなる)の公告期間を経て、料金及び約款は有効になる。</li> <li>【非支配的事業者】料金及び約款が有効となる1日前に公告を行えばよい。</li> </ul>

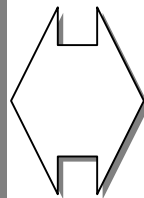
相互接続



# (a) 相互接続に関するノンドミナント事業者の取り扱いについて

## 日本の現状

ノンドミナント事業者の接続協定であっても、認可対象となっています。  
(算定根拠も必要)



## 世界の現状(例)

国/組織名	ルールの概要(*)
米国	<b>【RBOC】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・州内サービス 多くの州でLRICに基づき算定</li><li>・州際サービス プライスカップ規制</li></ul> <b>【非支配的事業者】</b> 国際事業者のみ届出(算定根拠不要)
EU	弊社の知る限りでは、ノンドミナント事業者のみ課せられる付加的な規定はないと理解しております

(\*) 訳は仮訳。

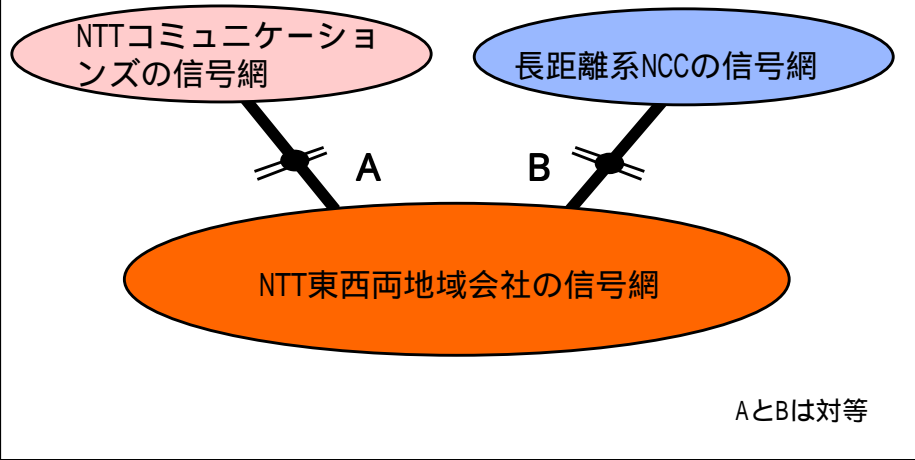
競争の機能している領域は、競争に委ね、競争の機能していない領域についてのみ、政府がルールを設定することが適切と考えます。

ノンドミナント事業者の相互接続協定については、事後届出とし(接続料金の算定根拠も不要)ビジネスベースの競争に委ね、政府は、事業者間での紛争が発生した時に限り、大臣の裁定による介入を行うことが適切と考えます。

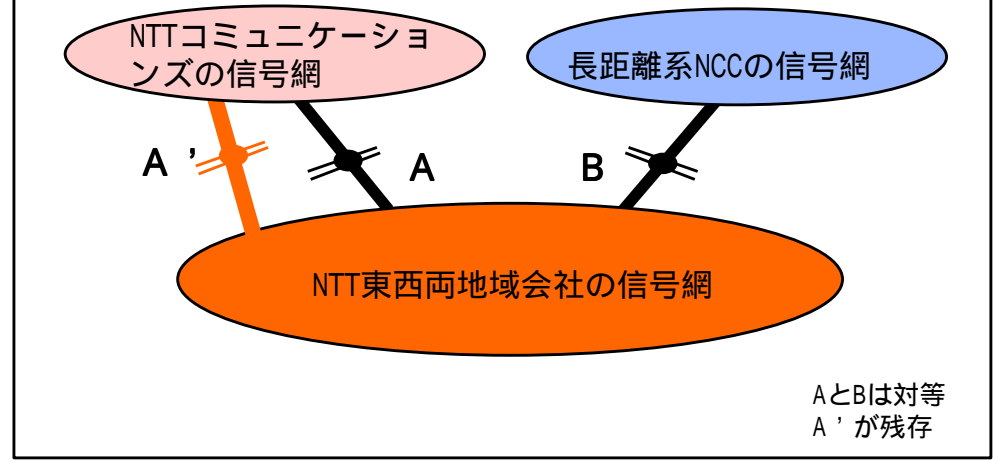
## (b) NTT東西両地域会社との信号網接続に関する問題点

### 信号網接続の問題点

#### 公正競争を考慮した方式（本来あるべき姿）



#### 現状



#### 機能（インターフェースを含む）/コスト/網改造期間など

本来は、NTTコミュニケーションズとNCCで対等であるべきと考えます。

現状では、NCCは対外的に開示された信号網接続による方式（NTT東西両地域会社のいう「市内交換機メニュー」）だけが利用可能であり、一方、NTTコミュニケーションズは、「市内交換機メニュー」のみならず、従前のNTTグループ独自の規格を利用可能です。

	NTT コミュニケーションズ	NCC
加入者交換機メニューに含まれる機能		
NTTグループ独自の機能		×

## (c) 信号網接続（提供可能サービスの格差）

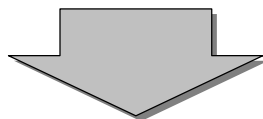
### 信号網接続（提供可能サービスの格差）

現在、NTTコミュニケーションズ及びNCCは、加入者交換機メニューにより、NTT東西両地域会社から網機能の提供を受けることができます。

\* NTTコミュニケーションズがNTT東西両地域会社から提供を受けている機能については、加入者交換機メニューを利用しているとみなして取り扱われています。

他方、NTTコミュニケーションズは、NTTグループ独自の、加入者交換機メニューにはない機能を利用することができます。

\* （例）フリーコール契約ユーザが発信する際の相手先へのフリーコール番号の通知機能



実際、NTTコミュニケーションズとNCCとの間で、使用できる機能に差が生じています。

## < 参考 6 > NTT東西両地域会社が関連会社を特別な扱いとする規定

### 参考

接続約款抜粋（NTT東日本：平成12年3月現在）

附則（P：附-6）

（網改造料に関する特例措置）

第14条 特定中継事業者の契約約款で定めるフリーダイヤルサービス、地域指定特定番号着信機能（以下「ナビダイヤルサービス」といいます。）、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、加入者交換機機能メニュー（加入者交換機においてサービスを構成するための細分化された共通的な機能を汎用的に利用できるようメニュー化したものをいいます。以下同じとします。）利用機能を利用したとみなして取扱うこととし、料金表第1表第2（網改造料）の規定にかかわらず、網使用料とみなして取扱うこととします。

英訳の通り、NTT関連会社を指す。

#### 【英訳】

Articles of Agreement concerning Interconnection to Designated Telecommunication Facilities(NTT EAST: Last Update;March 2000)

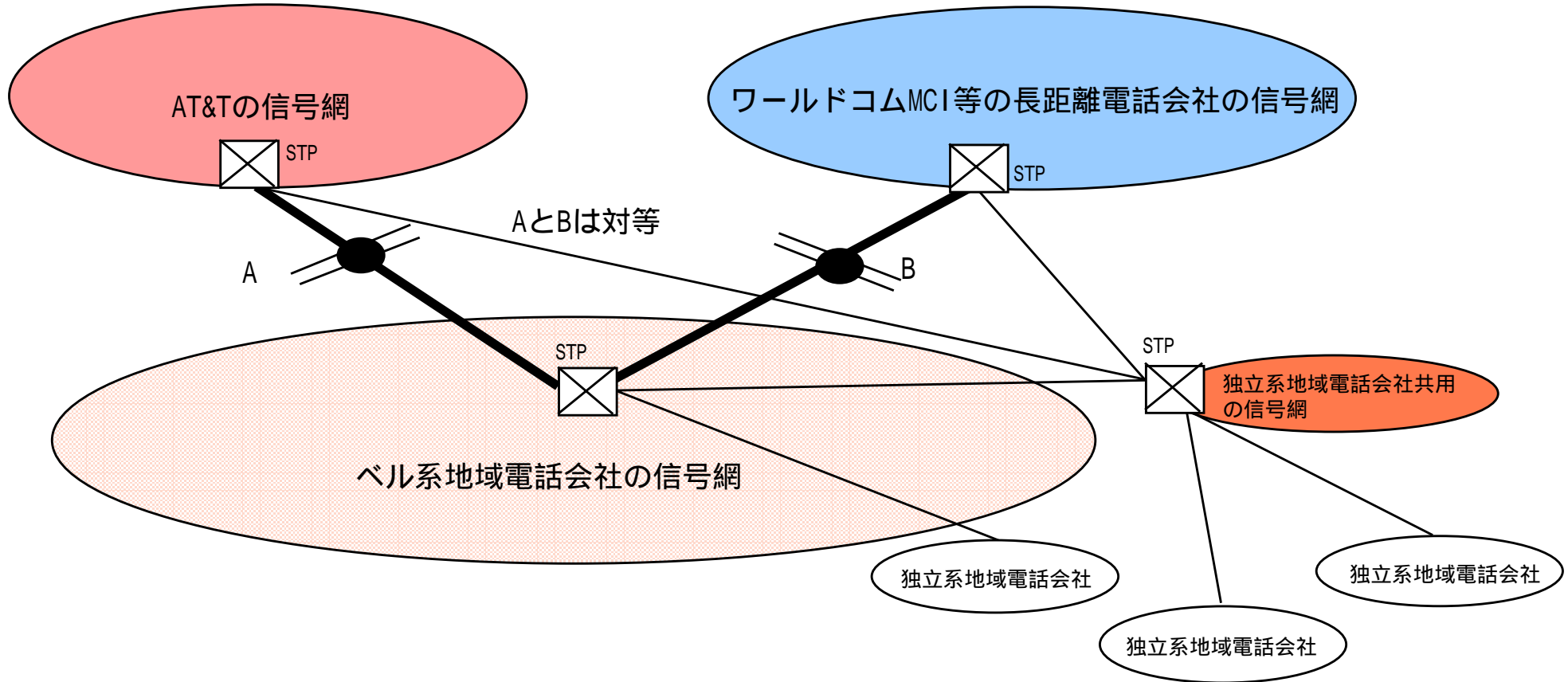
Supplementary Provisions(S-9)

(Exceptional Measures Concerning Network Modification Charges)

Article 14 1 Notwithstanding the provisions of 1.2(Network Modification Charges),Table 1 of the Tables of Charges,network modification charges pertaining to Free Dial Service,area-designated specific number termination function(hereinafter referred to as “NaviDial Service”) and Member’s Net Service,all as specified in the articles of agreement of *the affiliated long distance carrier*,shall be deemed as access charges and handled as such by regarding same as comprising the usage function of the local switch menu(meaning the menu consisting of itemized common functions that constitute service at a local switch for the general purpose usage;hereinafter the same).

# < 参考 7 > 米国における信号網接続の形態

公正競争の実現された米国の信号網接続



- 長距離電話会社とベル系地域電話会社間には各社個別に信号網接続を実施
- 機能（インターフェースを含む）/コスト/網改造期間のイコールが実現

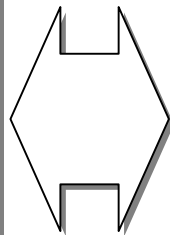
\* STP : Signaling Transfer Point (信号用交換機)

# (d) 競争相手によるネットワーク構成要素への差別のないアクセス

日本の現状

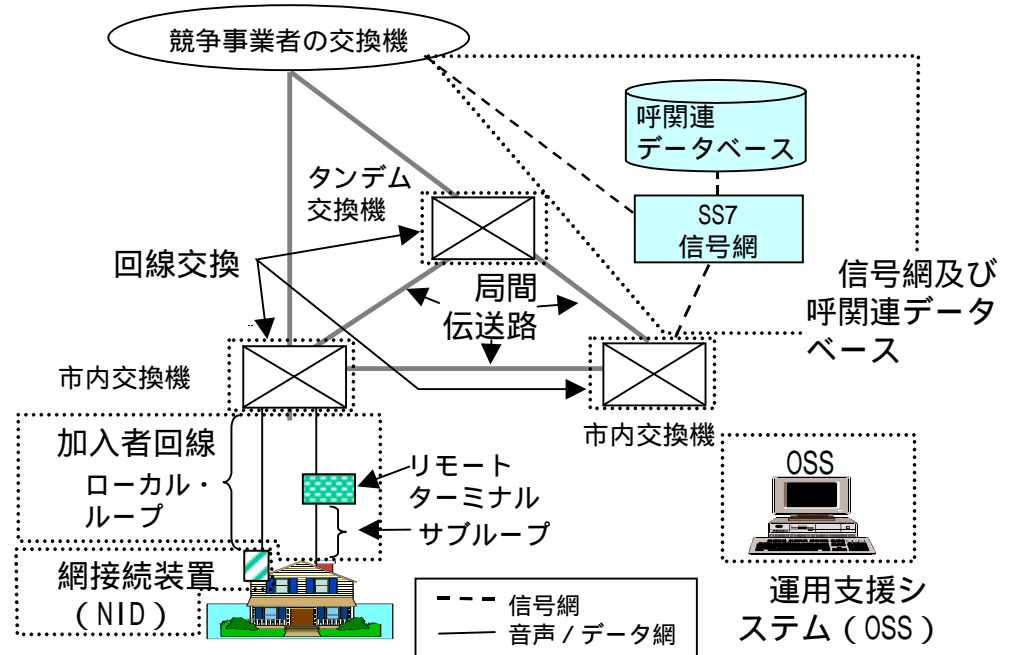
光ファイバーのアンバンドル（ダークファイバー）は実現していない。

(\*) メタル回線のアンバンドル（ドライカッパー）における議論は次頁の通り。



米国の現状（例）

ネットワーク（アンバンドル構成）要素（UNE）の範囲と定義



UNEの定義	提供内容	FCC規則
加入者回線（ローカル・ループ）	一般電話回線、広帯域回線、xDSL提供可能回線、 <b>ダークファイバー</b> 、屋内配線を含む。加入者回線の高周波数部分のアンバンドルについては、別の手続きで審議中。また、ローカル・ループの一部であるサブ・ループのあらゆる地点での適用も義務に含まれる。具体的には、電柱やペDESTAL、網接続装置（NID）、顧客構内への最低限のエントリーポイント、公益事業者の建物内、リモートターミナル、controlled environment vaultなどに装置されたfeeder distribution interface、などである。	第51.319条(a)
局間伝送路	<b>ダークファイバー</b> を含む局間伝送設備もしくは局間伝送路で、回線交換がUNEsとして提供されている場合は、既存地域通信事業者を含む1社以上の事業者との伝送路もしくは局間伝送設備の共有もアンバンドルしなければならない。	第51.319条(d)

【FCCオーダー（FCC 96-325、FCC 99-238）、FCCニュースリリース（1999年9月15日）FCC規則第51.319条】

接続ルールの趣旨（義務等）を踏まえ、法的根拠を有する形態で、光ファイバーのアンバンドルをルール化していただくことが必要と考えます。

## < 参考 8 > メタル回線のアンバンドル（ドライカップ）における議論

### メタル回線のアンバンドル（ドライカップ）に関する郵政省の考え方

#### 3 制度面の問題について

MDF接続について、この接続形態を採るときには、NTTとして保守・運用を行う設備を一切使用しないため、NTTにおいて提供することとなる設備が「電気通信設備」に該当せず、制度面の問題があるのではないかと、この主張が見られた。これについては、電気通信事業法第2条における定義に照らし、NTTにおいて提供することとなる設備が「電気通信設備」に該当しないとは言えないので、技術面、運用面の問題について十分な解決が図られれば問題があるとは言えない、との結論が得られた。

なお、接続事業者の要望によっては、現在未だ実現されていない端末回線接続についても、適宜その条件について接続当事者間において、手続きに則した十分な協議が行われるべきである。

（平成10年11月6日「接続料の算定に関する研究会報告書」より抜粋）

### メタル回線のアンバンドル（ドライカップ）の議論におけるNTTの意見

#### 他事業者が要望するMDF接続とは

MDF接続は、NTTとして保守・運用を行う設備を一切使用せず、芯線そのものしか利用しない形態であり、いわゆる設備（芯線）貸しであると理解します。

そもそも、第1種電気通信事業者は、自ら電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者と認識しております。電気通信事業法（第2条）においても、電気通信は、「有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。」とされており、芯線そのものは、単なる「物」でしかないため、電気通信役務を提供する「電気通信設備（電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備）」に該当しないと考えます。

NTT会社法でも「適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保」が目的とされており、素材（設備貸し）ではなく、付加価値のある回線サービスを提供するものと考えています。

指定電気通信設備を設置する事業者であるNTTに設備（芯線）貸しを義務付けることは、自ら設備投資を実施するインセンティブを失わせるものであり、設備ベースでの競争を阻害するものと考えます。

（平成10年7月22日「MDF接続について」日本電信電話株式会社より抜粋）

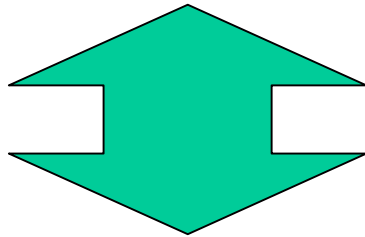
メタル回線のアンバンドル（ドライカップ）のケースでは、当該設備は、郵政省により、接続義務の対象である「電気通信設備」と判断されています。

## (e) 接続料金とお客様料金の逆転

### 電話サービス / ISDNサービス

NTT東西両地域会社の定額サービスのお客様料金（一例）

サービス名	料金	適用
テレホーダイ 1800	1,800円 / 月	夜11時～翌朝 8 時の時間帯
INSテレホーダイ 2400	2,400円 / 月	夜11時～翌朝 8 時の時間帯
i・アイプラン 1200	1,200円 / 月	3,000円/月分までは、定額料1,200円/月で利用可能



現状のアクセスチャージ（AC）はセットアップ+秒課金の「従量制」であることから、同様のサービスの提供はできません。

競争事業者が排除される構図。

### 専用線 / ATM

NTT東西両地域会社の専用線 / ATMサービスにおける接続料金とお客様料金との逆転しているメニュー（一例）

種別	品目	区域内	～10Km	～15Km	
一般専用	音声	7,000	10,000	22,000	
	3.4KHz	8,400	12,000	27,000	
	接続料金	11,496	13,999	14,979	
高速デジタル	1.5M	エコノミー1	151,000	151,000	151,000
		接続料金	96,306	152,774	174,884
		エコノミー2	161,000	161,000	161,000
	4.5M	接続料金	102,431	162,503	186,023
		通常	674,000	674,000	674,000
		接続料金	432,487	612,703	683,263
6M	通常	824,000	824,000	824,000	
	接続料金	568,207	808,495	902,575	
	ATM	0.5M	デュアル	106,000	106,000
接続料金			122,771	136,531	142,371
シングル1			85,000	85,000	85,000
接続料金			110,729	117,194	119,934
シングル2			91,000	91,000	91,000
接続料金	117,775	124,655	127,575		

網掛け部分 : ユーザ料金(一般専用/高速デジタル/ATMは接続専用回線料金)と接続料金の逆転を示す。

高速デジタル 通常 : エコノミー以外  
 エコノミー1 : エコノミークラス (故障の監視を回線単位で行わない。中継区間が二重化。) であって、保守がタイプ1 (営業時間内に保守) のもの  
 エコノミー2 : エコノミークラス (故障の監視を回線単位で行わない。中継区間が二重化。) であって、保守がタイプ2 (24時間保守) のもの  
 ATM デュアル : エコノミークラス及びセカンドクラス(\*)以外のもの  
 (第一種ATM) シングル1 : エコノミークラス (シングル: 中継回線が二重化されていないもの。) であって、保守がタイプ1 (営業時間内に保守) のもの  
 シングル2 : エコノミークラス (シングル: 中継回線が二重化されていないもの。) であって、保守がタイプ2 (24時間保守) のもの

(\*)中継回線が二重化されているものであって、その両方を利用することにより、当該の品目の伝送速度での附合伝送が可能なもの。

例えば、電話 / ISDN / 専用 / ATMで、いわば、「卸料金と小売料金の逆転」が生じているメニューがあります。

よって、接続料金の問題からNCCには提供できないサービスが存在します。



管路等

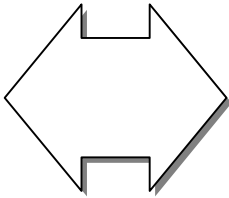
# (a) 管路等

日本の現状

【非対称】  
ベル系地域会社は、  
提供義務はあるが、  
要求は出来ない。

政府に義務がある。

接続に関する  
限定的なものの以  
外、法的根拠を  
有する規定があ  
りません。



世界の現状（例）

国 / 組織名	ルールの概要（*1）
米国	<p>【通信法第224条】</p> <p>(d)(1) 料金が、電柱添架を提供するために要する追加費用の額を下回らず、かつ、電柱、管路又は公道利用権の全体のために公益事業者が要する運営費用及び実際の資本費用の合計額に電柱の総使用可能部分又は総管路容量に対して電柱添架の占める比率を乗じて決定される額を上回らない金額の回収を公益事業者に補償するものである場合、その料金は公正かつ妥当である。</p> <p>(f)(1) <u>公益事業者（*1）は、自らが所有し又は支配する電柱、管路、導管又は公道使用権への非差別的なアクセスをケーブル・テレビジョン事業者又は電気通信事業者に提供する。</u></p> <p>（*1）電力会社・地域電話会社・ガス・水道・蒸気等の公益事業者。 （*2）<u>電気通信事業者にベル系等の既存地域電話会社は含まれない。</u></p> <p>【FCC Order(96-325)】 公益事業者は、全事業者に非差別的に対応し、関連会社への有利な取引をしてはならない。</p>
EU	<p>【EU完全自由化指令（Directive96/19/EC）】 加盟国は、公衆電気通信事業者に、非差別的に公道使用権を付与しなければならない。</p> <p>【EU相互接続指令（Directive97/33/EC）】 ・各国の規制官庁は、電気通信ネットワークや公共サービスを提供する機関に対して、管路等設備の共同利用を促進しなければならない。 ・加盟国は、適切な公の諮問機関を経て、管路等の共同利用に係る費用配分を含むルールを義務づけることができる。</p>
英国	<p>【1997年電気通信（相互接続）規則 Article10】 (2) 電気通信長官は、事業者間の紛争の解決のため介入することができる。またその決定は事業者の要求に応じて通知すること (3) 電気通信長官は、適切な公の諮問期間を経て、管路等の共同利用に係る費用配分を含む方法について規定することができる。</p> <p>【BT及び公衆電気通信事業者（PTO）の免許条件】 ・Condition45（コロケーション及び設備の共同利用を含む公衆電気通信事業者との相互接続協定） <u>相互接続協定の締結のためのオファーを示すこと</u> <u>45.5(e) 1997年電気通信（相互接続）規則Article10(2)に基づく決定を遵守すること</u> <u>45.5(f) 1997年電気通信（相互接続）規則Article10(3)に基づき電気通信長官が規定した管路等の共同利用に係る費用配分を含む方法を遵守すること</u></p> <p>・Condition9（コロケーション及び設備の共同利用を含む接続サービスを提供する義務） 交渉ベースで相互接続協定を締結すること。 9.3(e) 1997年電気通信（相互接続）規則Article10(2)に基づく決定を遵守すること。 9.3(f) 1997年電気通信（相互接続）規則Article10(3)に基づき電気通信長官が規定した管路等の共同利用に係る費用配分を含む方法を遵守すること</p>

事業者一律  
に課される

SMP事業者（BT等）  
に課される

【非対称】

Non-SMP事業者に  
課される

ドミナント事業者及び公益事業者が所有する全ての管路等に法的根拠を有する形態で他事業者によるアクセスを担保していただきたいと考えます。

その場合、法律で、義務、非差別的取扱、料金、手続の透明化（処理期間含む）、自社利用分の留保の在り方、裁定、ルールの見直しを担保していただきたいと考えます。（料金については、（正味）帳簿価額としていただきたいと考えます。）

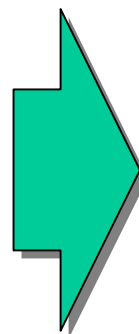
また、ビルの引き込み箇所のルール化も要望いたします。

## (b) 電気通信事業者による回線調達に係るルール在り方

現状		
	ドミナント事業者の場合(*1)	左以外の場合
相互接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続約款に基づく接続</li> <li>・ 接続協定は届出</li> <li>・ 接続約款に基づかない接続は認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可</li> </ul>
再販	現在、「一種事業/二種事業の兼営」は可能。 [・「一種事業者による回線再販売の可能化」については、省令改正がパブリックコメントにかけられています。]	
業務委託		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可</li> </ul>
IRU		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業(変更)許可?</li> </ul>

弊社が考える、あるべき姿(イメージ)		
	ドミナント事業者の場合(*1)	左以外の場合
相互接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続約款に基づく接続</li> <li>・ 接続協定は届出</li> <li>・ 接続約款に基づかない接続は認可</li> </ul>	
再販	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可(*2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネスベースによる自由な取引</li> <li>・ 紛争発生時の行政による裁定</li> </ul>
業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可(*2)</li> </ul>	
IRU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (契約の)認可(*2)</li> <li>(・ 事業(変更)許可?)</li> </ul>	

非対称



(\*1) 現行では、指定電気通信設備を有する事業者

(\*2) 義務、手続の透明性・迅速性の確保、非差別的な扱い、行政による裁定、ルールの見直し等を確保する必要があると考えます。

現状は、全ての事業者が一律のルールとなっている。(相互接続を除く)  
 第一種電気通信事業者の回線調達に関するルールについても、非対称とする必要があると考えます。  
 また、特にNTT東西両地域会社について、卸料金による回線リセールの実現を要望いたします。

コロケーション

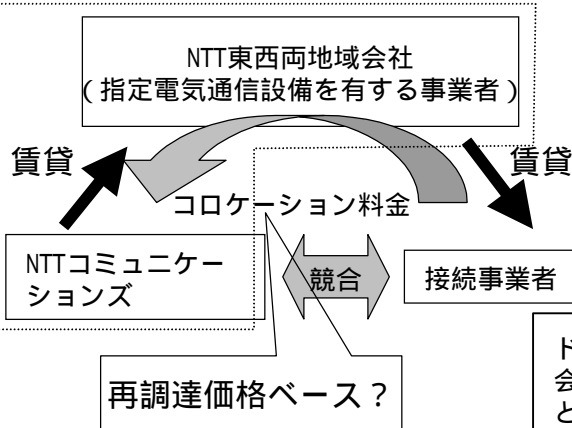
# コロケーション ~費用負担の透明性と公平性~

## 日本の現状

現在、接続事業者がコロケーションしている通信用建物のうち、NTT再編成によって、NTTコミュニケーションズの帰属となった通信用建物があります。

当該建物におけるコロケーション料金は、結果的にNTT東西両地域会社の接続約款の規定外となり、その料金の算定方法が（正味）帳簿価額ベースなのか再調達価格ベースなのかについては情報開示が為されていません。

（資本関係）



## 世界の現状（例）

公衆に電気通信サービスを提供する電気通信事業者で、かつ当該市場において競争制限禁止法第19条に基づく**支配的地位を有する事業者**

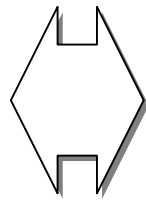
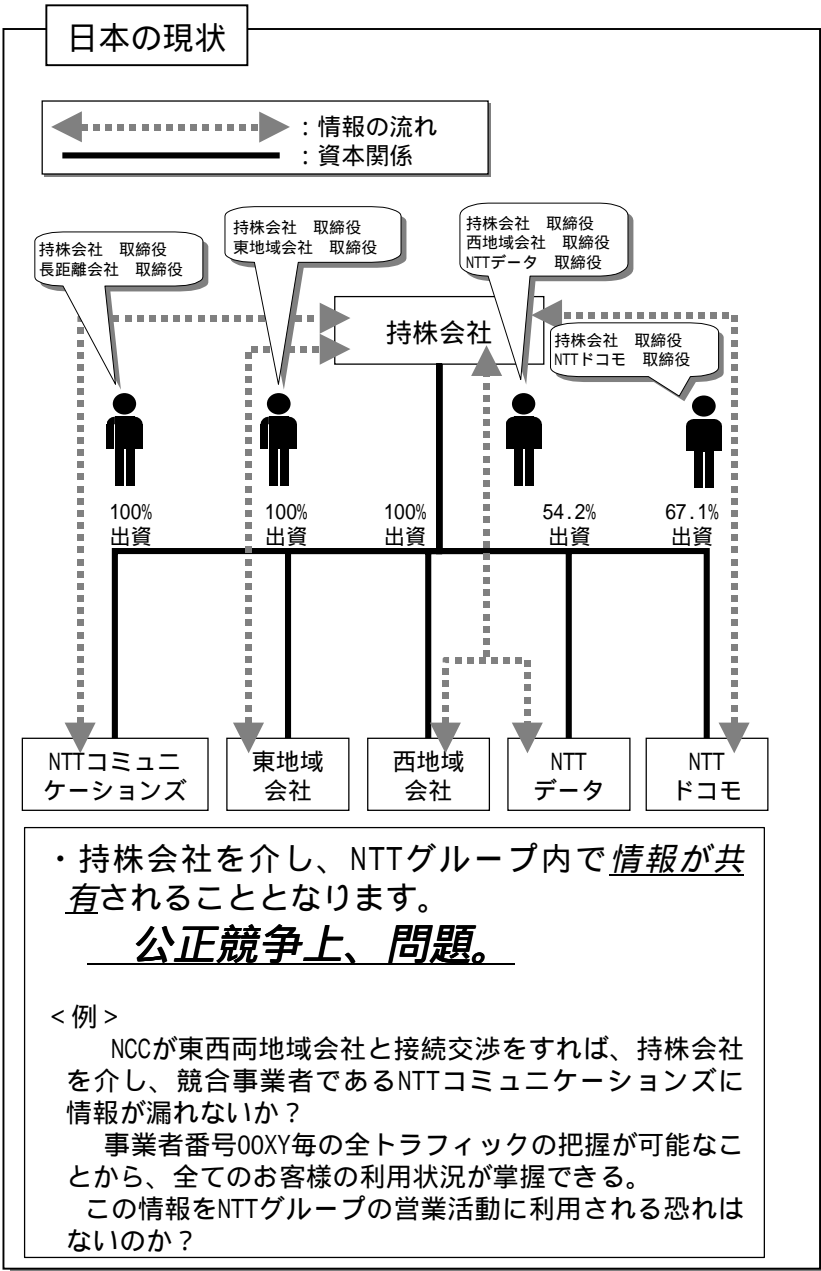
国 / 組織名	ルールの概要 (* 1)
ドイツ	<p>「特別ネットワークアクセスに関する政令「ネットワークアクセス政令」第1章「一般規定」」</p> <p>(1) <b>電気通信法第35条(1)に基づく事業者</b> は、伝送装置、交換機、もしくは運用上のインターフェースの用地において、非差別的に、かつ、提供物を当該事業者自身の利用に適用するのと同じ条件で、第(2)節に基づく提供物の利用を認めなければならない。</p> <p>(2) 当該事業者は、第(1)節に基づき、提供物を利用するのに必要な装置を当該事業者の局舎にハウジングさせること（「物理的コロケーション」）、また、利用者もしくは利用者の許可した代表者に、いつでもその装置へのアクセスを許可することにより本要件を満たすこと。ただし、事業者が、物理的コロケーションは客観的に正当ではない、もしくはもはや正当ではないことを証明できる場合はその限りではない。その場合、当該事業者は、同等の経済的、技術的、及び運用条件で第(1)節に基づく提供物の利用を認めなければならない（「仮想コロケーション」）。</p> <p>「ドイツ電気通信法 第4編「オープンネットワーク規定及び相互接続」 第33条「濫用行為における特別な制限」」</p> <p>(1) 公衆への電気通信サービス市場において、競争制限禁止法第19条に基づく支配的地位を有する事業者は、その事業者が内部に利用するサービス、及び、その市場に提供するサービスを、その事業者が他のサービスを提供するために当該サービスを利用する際、その事業者自身に適用するのと同じ条件で、競争事業者に対し、それらが必要不可欠な限り、非差別的なアクセスを可能としなければならない。ただし、有利ではない条件、特に制約を課すことは客観的に認められない。その事業者が、オープン・ネットワーク規定（OJ No L 192 p 1）の実施を通じて、電気通信サービスのために内部市場を設定することに関する1990年6月28日の理事会指令90/387/EEC第3条(2)の意味にあたる必要不可欠な要件に一致する場合は、特にアクセスに制約を課すことができる。</p> <p>(2) 規制当局は、その市場における事業者が支配的地位を濫用する場合、上記(1)に違反している事業者に指導を施す、あるいは行為を禁止する、もしくは、全体的あるいは部分的にその協定を無効と宣言することができる。規制当局は、まず第一に、不服を申し立てられた濫用行為を慎むよう、当該事業者に要求しなければならない。関連市場における競争制限禁止法第19条に基づく支配的地位を有する事業者が、内部に利用するサービス、及び、市場に提供するサービスへのアクセスを、競争事業者がサービスを提供するために当該サービスを利用するのに設定した条件よりも有利な条件でアクセスを認める場合、濫用と見なされる。ただし、有利ではない条件、特に、制約を課すことを客観的に正当化できる事実を証明する場合はこの限りではない。</p> <p>(3) <b>上記(1)に基づく事業者が他の会社と1つの企業を構成する限り、規制当局は、それらの各企業に関して上記(2)に基づく権限を有する。一つの企業とは、競争制限禁止法第36条(2)及び第37条(1)(2)*の意味の範囲内における企業の結合を通じて形成される。</b></p>

ドミナント事業者の関連会社はドミナント事業者として扱われる。

接続約款のコロケーション料金は、本来、基本的に（正味）帳簿価格ベースです。しかしながら、NTTコミュニケーションズの帰属となった通信用建物におけるコロケーション料金が、結果的にNTT東西両地域会社の接続約款の規定外となり、その料金の算定方法が（正味）帳簿価額ベースではなく、再調達価格ベース（推定）となることは、公正競争上、問題があると考えます。

情報

# (a) 情報の分離に関するルール



**世界の現状 (例)**

国 / 組織名	ルールの概要 (* )
WTO 基本電気通信合意	1.2 セーフガード (反競争的行為の例) (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。 <u>「主要なサービス提供者」</u> に対する規定
アメリカ	通信法第272条「 <u>(BOCの)分離関連会社</u> ; 保障措置」 (c) 差別を行わないことの保障措置(1) 同社又はその関連会社とその他のいかなる機関との間でも、財、サービス、設備及び情報の提供もしくは調達に関して又は標準の設定に関して差別することはできない。 「グローバル情報共同体構築のための規制当局者用ガイド」 分離子会社用件 規制当局は分離のレベルをコントロールする権限を有する。 分離要件の例として、以下の様な条件を課すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>別個の執行役員及び人材を登用する</u></li> <li>・ <u>競争的な関連会社に不公平な利益となるような情報の流出を確実に制限する</u></li> </ul> 独占的な力を有する事業者及びその関連会社に対する規定
カナダ	CRTC92_12の決定 (長距離音声サービスの競争に関する決定) 独占サービスと競争サービスの人的交流による情報の漏洩を制限するため、既存電話会社 ( <u>ドミナント</u> ) の独占サービスと競争サービスの活動を分離することで合意。
EU	EU相互接続指令第6条「非差別性及び透明性」 接続事業者から得た情報はその目的上のみ利用し、 <u>SMP事業者</u> の他の部門や子会社、パートナーに流してはならない。 SMP事業者に対する規定
英国	上記のEUの規定を、「1997年電気通信 (相互接続) 規則」付則第1章「非差別性及び情報」において国内法令化している。
ドイツ	上記のEUの規定を、「ネットワークアクセス令 (NKZ)」第7条「情報の機密性」において国内法令化している。

(\*) 訳は仮訳。

## (b) 契約者情報システム ~ 移転情報の格差 ~

引越し等により移転したお客様からの料金回収に関し、NTTコミュニケーションズとNCCとの間で格差が生じています。  
(NTT東西両地域会社以外には、お客様は移転を通知しないケースが多い模様。)

### 契約者情報システム (移転情報の格差)

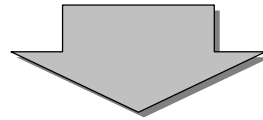
現在、NTTコミュニケーションズは、NTT東西両地域会社と同一の契約者情報システムを使用しています。

解消期限は平成17年3月31日とされており、再編成後5年以上にわたり、契約者情報に係る格差が是正されないまま放置されます。

これにより、例えば、お客様の移転情報については、NTTコミュニケーションズのみが自動的にNTT東西両地域会社より得ることができます。

こうした格差を早期に解消するためにも、NTT東西両地域会社とNTTコミュニケーションズの資本関係を分離する必要があると考えます。

	NTT コミュニケーションズ	NCC
移転情報の取得		×



米国における、RBOCがLATA間長距離サービスへ進出する際の条件の一つである14項目のチェックリストでは、アンバンドルされたOSS (Operations Support Systems: 運用支援システム) の提供が義務づけられており、当該システムの提供にあたって、活発な議論が行われているようです。

日本においても、ドミナント事業者の運用支援システム (顧客管理システム) の提供形態 (提供情報の種類、情報のやり取りに関する手順、インターフェース、オーダーに対する処理能力や処理時間、費用等) について、公の場で議論することが必要と考えます。

(\*) 米国でのOSSによる提供情報に移転情報が含まれているかどうかについては現在調査中。



## < 参考 9 > NTT東西両地域会社が関連会社を特別な扱いとする規定

### 参考

接続約款抜粋（NTT東日本：平成12年3月現在）  
附則（P：附-7）

（特定中継事業者の契約者情報の追加及び更新に関する経過措置）

第16条 当社は、平成17年3月31日までの間において特定中継事業者からその契約者に係る契約者回線番号等契約者情報の追加及び更新の請求があった場合は、次の場合に限り、その情報の追加及び更新を行います。

- (1) 特定中継事業者が当社の使用する契約者情報システムと同一のシステムを使用し契約者情報を管理する場合。
- (2) その特定中継事業者が第2項に規定する手続き費の支払いを現に怠っていない場合、又は怠るおそれがない場合。

英訳の通り、NTT関連会社を指す。

#### 【英訳】

Articles of Agreement concerning Interconnection to Designated Telecommunication Facilities(NTT EAST: Last Update;March 2000)  
Supplementary Provisions(S-10)

(Interim Measures Concerning Addition and Update of Subscriber information of *Affiliated Long-Distance Carrier*)

Article 16 1 In the event of requests from *the affiliated long-distance carrier* for additions and updates to its subscriber information such as a subscriber line number,etc.,for the period up through March 31,2005, NTT shall add update such information only in the event the following cases apply;

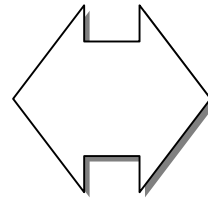
- (1) When *the affiliated long-distance carrier* uses the same subscriber information system as that used by NTT to manage subscriber information.
- (2) When *the affiliated long-distance carrier* has paid all the expenses for procedures as specified in Paragraph 2,and there is no fear of failure to do so.

営業の公正性

# (a) 取引（営業等）に関するルール

## 日本の現状

NTT再編成に際し、地域会社による長距離会社からの業務受託については、「利用者利便の確保のため」の措置とされましたが、実態は拡大解釈されています。（弊社理解）



## 世界の現状（例）

国 / 組織名	ルールの概要（*）
WTO 基本電気通信合意	1.2 セーフガード（反競争的行為の例） (a)反競争的な内部相互補助を行うこと。 「 <b>主要なサービス提供者</b> 」に対する規定
米国	通信法第272条 「 <b>(BOCの)分離関連会社</b> ；保障措置」 (g)共同マーケティング (1)関連会社による電話サービスの販売 (2)BOCによる関連会社のサービスの販売 BOCに対する規定 「グローバル情報共同体構築のための規制当局者用ガイド」 分離子会社要件 規制当局は分離のレベルをコントロールする権限を有する。 分離要件の例として、以下の様な条件を課すことができる。 ・分離したマーケティング活動 独占的な力を有する事業者及びその関連会社に対する規定
カナダ	CRTC 98-4「共同マーケティング及びバンドリング」において、ステントール同盟会社（ <b>ドミナント地域電話会社の集まり</b> ）による固定網サービスと携帯電話サービスの共同マーケティング及びバンドリングを禁止（共同マーケティングについては独立系地域電話会社も禁止されている）。 CATV事業者を含む競争的地域通信事業者は、電話においてドミナント事業者にはならないとの理由で上記の共同マーケティング及びバンドリングを禁止しないことと決定。

（\*）訳は仮訳。

## (b) 営業体制の完全分離

「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（平成9年12月4日郵政省発表）」及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画案の概要（平成11年2月15日郵政省発表）」において、NTTコミュニケーションズは独立した営業部門を設置すること、及び、利用者の利便性維持を目的とする場合に限り、NTT東西両地域会社に営業を委託することが出来る旨が示されています。

しかしながら、現状においては、特に高収益の望めない地方において、再編成以前のサービスのみならず、再編成以降にNTTコミュニケーションズが提供を開始した新サービスまでも、NTT東西両地域会社が営業活動を行っている模様です。

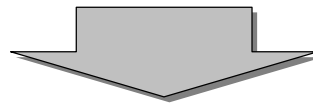
\* NTT東西両地域会社の営業窓口において、再編成後にNTTコミュニケーションズが提供を開始したサービス、自社の割引サービス（例：タイムプラス等）とNTTコミュニケーションズの割引サービス（テレチョイス等）、INS64とOCNサービスとを一体で販売しています。（チラシ等も作成している例もあり。次頁参照）

また、NTT東西両地域会社は、子会社等を含め一体サービス（\*）を提供することで、お客様を囲い込む戦略を採っています。

\* 「NTTグループカード」（カード年会費無料）：NTTリース(株)（持株会社に帰属）が提供する「市外通話料金割引サービス（注）」、「OCN利用料金の支払い」等のサービスが受けられるカードをNTT東西両地域会社で販売しています（次々頁参照）。

（注）NTTコミュニケーションズを利用した市外通話料金が最大20%割引になる割引サービス

公正取引委員会の研究会報告書でも、「NTT地域会社が、NTTコミュニケーションズのサービスであることを明示しないまま、契約することが有利であるかのごとき広告・宣伝が一般消費者に行われる等」と指摘されています。「電気通信事業分野における競争政策上の課題（平成12年6月12日公正取引委員会発表）」



**再編成後のNTTグループの営業体制について、継続的に監視が必要と考えます。**

NTTが行う再編成に係る年次報告において、例えば毎年度パブリックコメント方式により広く一般から意見聴取を行う等により、継続的にNTTの営業体制を監視することが必要と考えます。

<参考10> NTTグループによる一体営業の実態（例示）

**NTTは安さにチャレンジ!**

電話代が安い!

◎国内電話が安い!

	NTT-C	DDI・JT	お得率
昼間 (AM8:00~PM7:00)	90円 (64円)	90円 (63円)	同額 (1.4%OFF)
夜間 (PM7:00~PM11:00)	70円 (42円)	70円 (49円)	同額 (1.4%OFF)
深夜・早朝 (PM11:00~AM8:00)	50円 (30円)	50円 (35円)	同額 (1.4%OFF)

◎国際電話が安い!

	NTT-C	KDD/JT/C&W IDC	お得率
米国	100円	120円	16%OFF
英国	160円	180円	11%OFF
中国	220円	240円	8%OFF

◎割引サービスでさらに安い!

- ★ホーム割引で安い! 25%OFF!
- ★テレチョイス30で安い! 30%OFF!
- ★シャベリッチで安い! 40%OFF!

インターネットも安い!

インターネットされているあなたにお薦めします!

インターネットを始めるなら

ト・チャレンジメニュー

インターネットの電話代も入って 月々 3,780円から

サングロス PC インターネットサービス ト・アイプラン

お好みのインターネットアクセス用パソコンシリーズをお選びいただけます。

お好みのインターネットサービスをお選びいただけます。

ご利用状況に応じたSDNのインターネット向け料金割引サービスをお選びいただけます。

※別途INSネット64が必要

今後とも“安い”を追及していきます。ぜひ安いNTTをご利用ください。

お申し込み・お問い合わせ・ご相談はお気軽に 電話の方 0120-841553

【例 岡山県内】

NTT西日本が、NTTコミュニケーションズのサービスを、「NTT」のサービスとして、あたかもグループが一体であるかのような営業を行っています。

長距離電話サービスや国際電話サービス、及び各種割引サービスがNTTコミュニケーションズが提供するものであることが明記されていません。（仮に明記しても、そもそも「利用者の利便性維持」の拡大解釈（弊社理解））

ISDN関連のサービスと併せて、NTTコミュニケーションズのOCN、NTTPCコミュニケーションズ（NTTコミュニケーションズが96.5%出資）のインフォシア、ぷららネットワークス（NTT東日本が71.6%出資）のぷららの営業を行っています。

「NTT」の名称のもと、グループ一体で営業しています。



**「INSEIアプラス」と「NTTグループカード」の  
重複契約が可能となりました。**

**と な り 街 割 り  
INSEIアプラス**

月々  
**350円**

毎月、定額料をお支払いいただくことにより、通話された時間帯・曜日にかかわらず「隣接・20kmまでの通信が3分10円<sup>a1</sup>」でご利用いただけるサービスです。

**3分10円**

隣接・20kmまでの  
通話料金が  
**3分20円**

**プラス**

**NTTグループカード  
市外通話料金額割引サービス**

月々3,000円以上から  
市外通話料金が  
**20%OFF**

年会費  
**無料**

NTTグループカードなら、NTT市外通話料金を最大20%<sup>a2</sup>割引です！  
●NTTグループカードは「NTTプラス」枠の加盟店です。

「INSEIアプラス」対象通話料  
2,000円(注)

「NTTグループカード」対象通話料  
4,000円

お待機  
3分間  
ご利用の場合1,000円

NTTグループカード  
ご利用の場合3,200円

お待機  
3分間  
ご利用の場合800円

↓おわせて1,450円お得！

**同時に、契約で  
市外通話がお得！**



(ご利用例) INSEIアプラスとNTTグループカードを同時契約いただいたお客様の場合、市外通話料は6,000円(そのうち隣接・20kmまでの区域への通話2,000円)  
(注) INSEIアプラスの対象通話が、1日3分間の場合(平日・昼間)  
(注) INSEIアプラスの対象通話は「NTTグループカード」割引対象通話料にはあがりません。

NTTグループカードとINSEIアプラスもしくは  
INSEIレボラーなどの併用もご利用できます。

発表！-50%-  
市外通話料、激減する

お申し込み・お問い合わせは、

局番なしの  
**116** 番へ

- 受付時間 午前9時～午後5時  
(土曜・日曜・祭日を除く)
- お近くのNTT西日本支店、営業所の窓口でも承っております。  
(受付時間 午前9時～午後4時  
(土曜・日曜・祭日を除く))

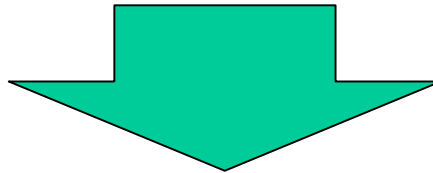
- 割引サービスをご利用いただく場合は、サービス運用状況を把握するため、通話料金を詳細に引き続きお伝えさせていただきます。
- 1か月のご利用が、通常の市外通話料金を(各割引サービスをご利用にならなかった場合)の市外通話料金を1.5倍にお得にならなかつた場合でも、定額料・通話料の減額は、翌月以降への繰り越しはいたしません。
- 表示金額には消費税相当額が含まれておりません。
- お電話ごとに割引開始日は異なります。

## (c) ロゴマーク、ブランド等の分離

### NTTのブランド力等

再編後の持株会社、NTT東西両地域会社及びNTTコミュニケーションズは、「NTT」を共通に社名として使用しています。

また、持株会社、NTT東西両地域会社、NTT-ME、NTTリース等はロゴマークを共用しています。



NTTコミュニケーションズが「NTT」名を社名に使用することについては、再編成後の各社が依然として「一体」であるかのごとく印象を与え、また、「NTT」のもつブランド力を利用した営業等につながる可能性があると考えます。

よってNTTコミュニケーションズの「NTT」名の使用を禁止し、「NTT」の持つブランド力から切り離す必要があると考えます。

また、持株会社及びNTT東西両地域会社の子会社等を通じて行う営業等にルールがない現状では、子会社が親会社と同一のロゴマークを利用することで、あたかも親会社である持株会社及びNTT東西両地域会社が営業等を行っているかのような印象を与える可能性があると考えます。（そもそも子会社を通じて行う営業等について、ルールがないことにも問題があると考えます。）

よって、持株会社及びNTT東西両地域会社が使用するロゴマークの使用についても、例えば電気通信サービスを提供する子会社については使用を認めない等のルールを規定する必要があると考えます。

## (d) NTT東西両地域会社の販売受託の実態について

NTT東西両地域会社の受託の考え方？

テレジョーズなど

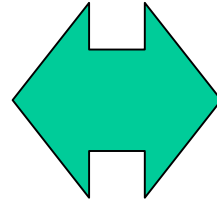
	NTTコミュニケーションズ			
	市内	県内市外	県間	国際
再編前サービス				—
再編後サービス	×	×		

「再編前に既にサービスを開始していたものについては、「利用者の利便性維持」の観点から、引き続き提供していく。」(NTT東西両地域会社資料より)

再編前にNTTにて受託販売をおこなって  
いなかったことから県内等において競合  
するサービスについては受託しない???

実態はNCCの  
電話サービス  
は委託不可  
能??

	NCC			
	市内	県内市外	県間	国際
再編前サービス	×	×	×	×
再編後サービス	×	×		

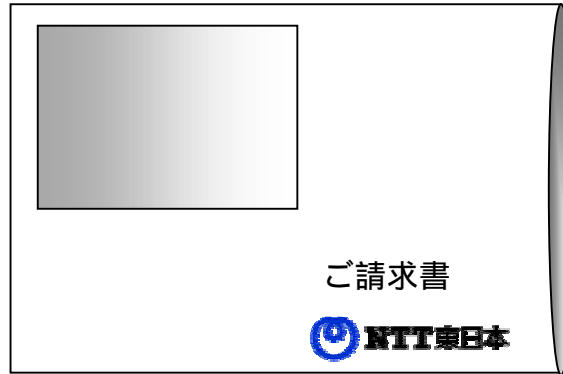


NTTコミュニケーションズとNCCとの間で、実態として同等の取り扱いがなされることが必須と考えます。  
NTT東西両地域会社への販売委託の構造としては、NCCの再編前のサービスは、販売委託ができない構造になっていると考えます。(特に、県間・国際に限定されないサービスについて。)  
NCCには県間・国際に限ったサービスは事実上ないことから、実態として販売委託する商品(電話)がありません。  
実態として、上記のようにNTTコミュニケーションズとNCCとの間に「格差」が生じています。



## (e) 料金請求を通じた一体営業

NTT東西両地域会社の請求書へのNTTコミュニケーションズのチラシ等同封：イメージ



NTTグループとして  
行う？

NTTコミュニケーションズの  
営業パンフレット

お客様へ



NTT東西両地域会社の発送する請求書に、NTTコミュニケーションズのサービス等が記載されたチラシ等が同封されている（次頁参照）。

【例 NTT東日本 (東京都内) 料金明細 (2000年8月分) に同封】

< 表 >

< 裏 >

月々200円で、曜日・時間にかかわらず、いつでも都道府県<sup>※1</sup>外の2つの電話番号に、40%割引でかけられる

## シャベリッチ

シャベリッチで指定できる相手先(電話番号)がひろがります

これまで、NTT東日本・NTT西日本、NTTコミュニケーションズ以外の電話番号を割引対象の通話/通信先電話番号として登録することができませんでしたが、平成12年7月1日から、CATV会社などが提供する電話サービス等の番号<sup>※2</sup>を登録することができるようになりました。

シャベリッチとは、月々200円の定額料で、お客さまが選んだ2つの電話番号 (都道府県<sup>※1</sup>外)の通話/通信料金が、曜日・時間帯を問わず40%割引になるサービスです。

※1 都道府県の区域とは、郵政省令第4号(平成11年7月1日施行)によって定められた区域をいし、行政区分上と異なる場合があります。  
 ※2 CATV(ケーブルテレビ)会社が提供する電話サービスの電話番号および地域・中継系事業者などの加入電話/ISDNサービスの電話番号です。詳しくは弊社にお問い合わせください。  
 ○ シャベリッチは電話回線・ISDN回線ともにご契約できます。  
 ○ 割引開始日はお客さまにより異なります。詳しくは弊社にお問い合わせください。

お問い合わせ  
 毎日受付(年中無休)  
 12月29日~1月3日を除く

0120-506506

音声・FAX情報サービス  
 24時間受付  
 上野原フリーダイヤルは国際通話料・国際電話料・国際電話料が別途必要です。フリーダイヤルはCATV会社(0120)やISDNサービス(0120)にはご利用できません。  
 For inquiries on our 0023 international telephone services, please feel free to contact us at 0120-506506. (Toll Free Weekdays 9:00-17:00)

NTTコミュニケーションズ  
 www.ntt.com

NTT Communications

## NTTコミュニケーションズからのお知らせ



OCNホームパックとシャベリッチが便利になりました。

インターネット接続サービス「OCNダイヤルアクセス」と市外<sup>※</sup>通話/通信および0033国際通話割引サービスをパッケージ化した

## OCNホームパック

が申し込みやすくなりました。

これまでのオンラインサインアップ<sup>※1</sup>に加えて、新たに「OCNホームパック加入申込書」(書面)による申し込みが可能となりました。

「OCNホームパック加入申込書」によるお申し込みの場合、お客さまのOCN料金のお支払い方法を以下から選択していただくことが可能です。<sup>※2</sup>

- クレジットカード
- 口座振替
- 請求書 (OCN)

※1 これまでは、「OCNダイヤルアクセス」の新規申し込みとあわせて「OCNホームパック」をお申し込みいただく場合は、OCNホームページ(インターネット)またはOCNスタートパック(CD-ROM)からのオンラインサインアップのみとさせていただきます。  
 ※2 オンラインサインアップでのお申し込みの場合、OCN料金のお支払いはクレジットカードのみとさせていただきます。

OCNホームパックとは、以下のようなサービスです。

- OCNダイヤルアクセスの月額基本料金内での接続利用可能時間を30%以上延長
- 市外<sup>※</sup>通話/通信料金及び国際通話料金の月額合計利用額を30%割引
- OCNダイヤルアクセスの基本時間超過分利用料金を30%以上割引
- 入金金無料

料金プラン	OCN通常プラン		OCNホームパック	
	基本料金(月額)	超過料金(月額)	基本料金(月額)	超過料金(月額)
0033ダイヤルアクセスライト	980円で4時間まで	10円/分	980円で6時間まで	7円/分
0033ダイヤルアクセスナチュラル	1,750円で15時間まで	7円/分	1,750円で20時間まで	4円/分
0033ダイヤルアクセスレギュラー	2,300円で40時間まで	5円/分	2,300円で55時間まで	3円/分
0033ダイヤルアクセスロング	2,800円で100時間まで	3円/分	2,800円で130時間まで	2円/分
OCN PC/バックアップサービス	1,980円で100時間まで	3円/分	1,980円で130時間まで	2円/分

OCNホームパックで市外<sup>※</sup>通話/通信料金と0033国際通話料金が30%割引

(市外<sup>※</sup>通話/通信料と国際通話料の月額合計金額が2,000円以上の場合)

例えば、東京 ⇄ 大阪  
 平日夜間(19:00~23:00)に3分超過した場合  
 3分70円 ⇄ 49円

例えば、アメリカ(含ハワイ)  
 1分33円 ⇄ 23円  
一般電話から深夜・早期時間帯(23:00~翌8:00)に日本から3分かけた場合の1分あたりの平均料金

※ OCN PC/バックアップサービス(月額利用料:348円)は1980円以内についてはパソコンのリースを含まれません。市外通話アクセスサービスは市外通話/通信料金がかかります。各ご利用時間の月額累計利用額が時間の超過も基本料金のお支払いが必要です。各月の途中にご利用を開始された場合、または終了した後も、10日分の基本料金のお支払いが必要です。☆ OCNダイヤルアクセス コミュータプランおよびOCN IP電話サービスとの併用はできません。(平成12年6月現在)  
 ※ OCNホームパックのお申し込み先は「パーソナルショップ」<http://www.ntt.com/shop/>  
 ※ OCNダイヤルアクセスの料金プラン変更(後ライトからナチュラルへの変更)についてはOCNホームページ<http://www.ocn.ne.jp/ocnweb/member/member\_plan.html>よりお申し込みください。  
 ※ 市外通話/通信とは、NTT東日本・NTT西日本の加入電話等からの都道府県間(一部行政区分上の都道府県と異なります)をまたがる市外通話/通信です。詳しくは弊社にお問い合わせください。

シャベリッチ、OCN、国際通話の広告が、NTT地域会社の料金明細に同封されています。次頁に示す「郵政省の考え方」では、こうした行為は禁止されています。

< 参考13 > NTT東西両地域会社の請求書へのチラシ等封入に関する郵政省の考え方

提出された意見の概要	郵政省の考え方
44 料金滞納に係る督促については、長距離会社が独自に行うことが適当。	<p>料金滞納に係る督促について、料金請求手続きの受託業務の中にも含めるべきでないとする合理性はないものと考ええる。</p> <p>なお、現状においても、NTT発の移動体通信呼、PHS通信呼の料金については、NTTの料金と合算して請求されており、当該料金滞納に係る督促はNTTが実施している。</p>
45 長距離会社の料金が滞納されている場合（料金充当の結果によるものも含む）の通話停止については、長距離会社が提供する通話についてのみ停止すべき。	長距離会社の料金のみが滞納されている場合は、長距離会社が提供する通話のみが停止されるものとする旨NTTから聞いている。
46 請求書において、長距離会社のサービス関連のパンフレット等を同封することは適当でない。	<p>料金請求に関連しない長距離会社のサービスをPRするようなパンフレット等を同封することは適当でないと考えており、地域会社における受託状況について郵政省として注視し、問題があれば、個別に判断していく考えである。</p>
47 非常時において通話を切断する場合、長距離会社と他事業者を平等に取り扱うことを明記すべき。	非常時における通話の切断については、接続約款上で長距離会社と他事業者の通信の取扱いが公平に扱われることとされている。
48 電話サービスが、国民のライフラインとしての役割が果たせるように、通信システムの安全性と信頼性を保障すること。また、災害に強いシステムが常日頃から維持されるよう要員の適正な配置を行うこと。	電気通信ネットワークの安全性・信頼性の低下を招かないことは、再編成の実施にかかわらず全事業者に要請されるものであるが、そのために必要とされる要員の適正な配置については各事業者の判断によるものである。
49 利用者への対応が円滑かつ適切に行われることを守るため、現在NTTが進めている「営業窓口」の全国一斉廃止計画を直ちに中止させ、廃止した「営業窓口」の復活を実施計画で明記させること。	営業窓口の設置及び廃止については、NTTの経営判断として行われるものである。

## (f) NTTグループ一体営業の優先登録営業への延長

NTTコミュニケーションズの

NTT東西両地域会社は、NTTコミュニケーションズの優先接続に関する優先登録の営業を受託することは認められていません(\*)。(右図中(D))

\*平成12年2月15日発表「優先接続導入に関する研究会」報告書

しかしながら、次頁のようにNTT地域会社は、自社及びNTTコミュニケーションズの割引サービスと優先登録のグループ一体営業を行っています。

(右図中(A)、(B)、(C)、(D)を一体で営業)

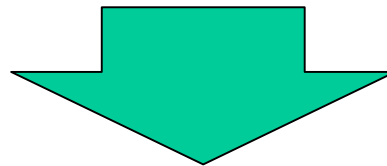
NTTグループの一体営業

【NTT東西両地域会社の商品】

【NTTコミュニケーションズの商品】

商品	地域会社が販売	商品	地域会社が販売	NTTコミュニケーションズが販売
割引サービス	○ (A)	割引サービス	「利用者の利便性維持」に限る (C)	○ (E)
優先登録	○ (B)	優先登録	× (D)	○ (F)

NTT地域会社が一体営業を行っている。



NTT地域会社は、NTTコミュニケーションズの優先登録営業が認められていないにも係わらず、NTTコミュニケーションズの割引サービスを営業することで、事実上、グループ一体での優先登録営業を行っています。(弊社理解)

\*こうした行為は明らかに「優先接続導入に関する研究会」報告書の主旨に反するものであると考えます。(そもそも「NTT東日本」が、NTTコミュニケーションズの割引サービスを販売したり、グループカードの販売による一体営業を行っていることも問題と考えます。)

<参考14> NTTグループによる一体営業の実態 ~ダイレクトメール~

【例 NTT東日本(神奈川県内)ダイレクトメール(2000年9月)に同封】

NTT東日本による一体営業

**安心!「マイラインプラス」&「料金割引サービス」**  
 ...お客様のご利用料金がかわってお得になります。

**市内への通話が多い!**

**i・マイライン1200**  
 インターネット通信が最大60%割引(当社比!)  
 ○お客様の選んだ1つの市内の電話番号への通話が曜日・時間帯にかかわらず、**3,000円分**までご利用できます。  
 ◎定額料(1月額) **1,200円**

**i・マイライン3000**  
 インターネット通信が最大60%割引(当社比!)  
 ○お客様の選んだ1つの市内の電話番号への通話が曜日・時間帯にかかわらず、**7,500円分**までご利用できます。  
 ◎定額料(1月額) **3,000円**

**INSTタイムプラス**  
 市内の通話時間が拡大!  
 ○10円3分 → **10円5分**  
 (昼間・夜間: 朝8:00~夜11:00)  
 ○10円4分 → **10円7分**  
 (深夜・早朝: 夜11:00~翌朝8:00)  
 ◎定額料(1月額) **350円**  
 ※標準料4,800円

**INSTレホータイ2400**  
 選んだ電話番号への通話料がいくらかけても定額!  
 ○お客様の選んだ2つの市内の電話番号への通話が夜11時~翌朝8時まで**かけ放題**。  
 ◎定額料(1月額) **2,400円**  
 ※標準料4,800円

**INSTレホータイ4800**  
 選んだ電話番号への通話料がいくらかけても定額!  
 ○お客様の選んだ2つの隣り街の電話番号への通話が夜11時~翌朝8時まで**かけ放題**。  
 ◎定額料(1月額) **4,800円**  
 ※標準料2,000円

**隣り街への通話が多い!**  
**INSTリアプラス**  
 隣り街への通話料が半額!  
 ○3分0円 → **3分10円**  
 (昼間・夜間: 朝8:00~夜11:00)  
 ○4分0円 → **4分10円**  
 (深夜・早朝: 夜11:00~翌朝8:00)  
 ◎定額料(1月額) **350円**  
 ※標準料2,000円

**市内/隣り街/市外・遠距離のサービス**  
**INSTレホータイ30**  
 市内/隣り街/市外・遠距離のサービスが最大60%割引!  
 ◎定額料(1月額) **200円**

**シヤヘリッチ**  
 お客様の選んだ2つの市外電話番号への通話料が40%割引。  
 ◎定額料(1月額) **200円**

**NTTスーパーカード**  
 市外通話3,000円以上で20%割引!  
 月々の市外通話料金が  
 ○3,000円以上 → **20%割引**  
 ○1,000円以上 → **16%割引**  
**年会費 無料**

●SDI回線の場合、通話・通信料にて利用できません。  
 ●電話でのご利用を希望し、パケット通信でのご利用を希望し、表示していただきます。

●「i・マイライン」より「i・マイライン」の番号が変更された方には、お問い合せください。

●「INSTレホータイ」のサービスが変更された方には、お問い合せください。

割引サービスと優先接続の登録とのグループ一体営業

お問い合わせ・お申し込み先  
 NTT東日本中山支店  
 連絡先 0120-045991  
 <受付時間 9:30~17:00>  
 (土・日・祝日は休業とさせていただきます)

お客様各位

日頃、NTT東日本の電気通信サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、現在ご利用いただいております主なサービスをご連絡させていただきました。また、平成13年5月1日より、お客様がもっと便利にご利用いただくために、あらかじめご利用になる電話会社を登録していただく新しいサービス「マイラインプラス」「マイライン」が始まります。NTT東日本がお客様にお勧めするサービスは「マイラインプラス」でございます。是非この機会にご検討下さいますようお願い申し上げます。

今後ともNTT東日本をご愛顧のほど、よろしくお願いいたします。

現在ご利用いただいている主なサービス

ご利用サービス	サービス概要	定額料
通話料割引サービス	タイムプラス 市内電話を3分10円から5分10円(昼間・夜間)に延長するサービスです。	200円
便利なサービス	ブックス回線 発信のためのダイヤル操作が簡単、高速なサービスです。	390円

※便利なサービスをセットでご利用の場合は定額料が上記金額とは異なります。

加入電話(アナログ)でご利用される場合のお勧めサービス

お勧めサービス	サービス概要	定額料
通話料割引サービス	エリアプラス 隣り街(隣接区域)への通話料金が3分10円となるサービスです。	200円
便利なサービス	ナンバーディスプレイ 電話に出る前に、かけてきた相手の電話番号がディスプレイに表示されるサービスです。	400円
	マジックボックス かかってきた電話を自在に「キャッチ」「録音」「転送」できるサービスです。	800円

※記載されている料金には、消費税相当額は含まれておりません。  
 ※このご案内と行き違いに変更手続きをされている方につきましては、失礼の段お許しください。

(g) NTTの再編成に関する一評価 ~人員配置の適正化(1人当たり売上)~

NTTコミュニケーションズは、最も採算性の低い消費者営業を、NTT東西両地域会社に依存しています。

結果として、NTTコミュニケーションズは世界で最も効率的な企業として突然出現いたしました。

1人当たり売上

	持株会社			KDD	DDI	JT	AT&T	BT
	東日本	西日本	NTTコミュニケーションズ					
従業員数	61,000	67,500	6,500	5,792	2,990	3,526	107,800	124,700
1人当たり売上	45	39	195	53	81	89	56	24

(単位：人、百万円)

NTTコミュニケーションズのコストをNTT東西両地域会社が負担(特に地方における営業要員等)  
グループ内での相互補助。

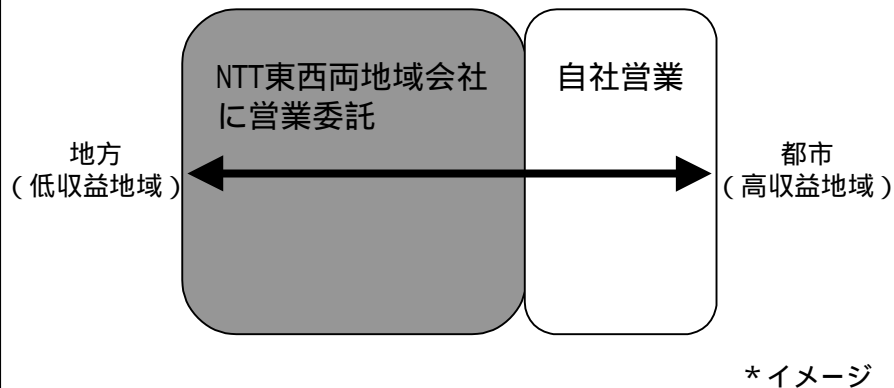
【出典】

- ・「東日本地域営業部門、西日本地域営業部門、長距離営業部門の財産目録及び損益の状況」について(平成11年6月30日、日本電信電話株式会社報道発表資料)
- ・日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画案の概要(平成11年2月15日、日本電信電話株式会社)
- ・各社平成10年度有価証券報告書(KDD、DDI、JT)
- ・各社1998会計年度アニュアルレポート(AT&T、BT)

## (h) NTTの再編成に関する一評価

～人員配置の適正化（NTTグループ内の人員配置）～

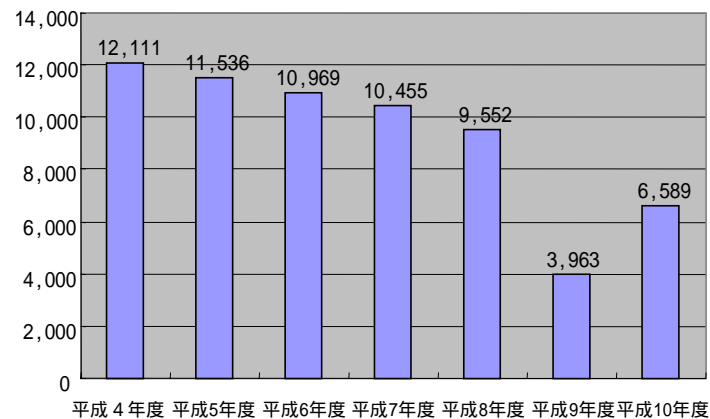
### NTTグループ内における営業の委託



NCCは自力で全国において営業展開しています。

一方、NTTコミュニケーションズは、  
消費者営業をNTT東西両地域会社に委託しています。

### NTT長距離通信事業部の年度別人員数



NTT長距離通信事業部の人員数は年々減少傾向。

(注) 平成11年7月1日、NTT再編成に基づき長距離事業部門を中心に、NTTコミュニケーションズ(株)が誕生。

高収益が得られる都市部の営業のみ自社で行い、低収益しか得られない地方ではNTT東西両地域会社に委ねることは、「公正競争を歪めるもの」と考えます。

NTTグループ内の人員配置の適正化により、公正競争を確保するとともに、NTT東西地域会社のコスト削減を図り、ひいては接続料金の低廉化を実現していただきたいと考えます。

## (i) その他、改善されない格差

### NTTコミュニケーションズと他事業者との「格差」

弊社としては、これまでに指摘した公正競争上の課題以外にも、NTT東西両地域会社及びNTTコミュニケーションズとNCCの公正競争の担保に関し、抜本的な問題として例えば以下のような課題が残されていると考えております。

#### (1) 料金請求

NTT東西両地域会社は、NCCの料金請求についてもNTTコミュニケーションズと同等の条件で受託するとしていますが、**NTT東西両地域会社の顧客システムの開発コスト、期間、料金群等の問題**から現実的ではないと思われます。

また、こうした開発コストや期間等の問題については、行政の介入に関する法的根拠も不明であり、実現性のある主張であるとは考えられません。

#### (2) 通話停止

NTTコミュニケーションズの料金不払いを理由に、事実上、NTT東西両地域会社の通話停止が可能となっています。

#### (3) 料金督促

NTTコミュニケーションズの料金の督促についても、事実上、NTT東西両地域会社にて行われています。

こうした問題については、次頁の弊社が以前指摘したように、例えば**毎年度末にパブリックコメント**を行い、その状況を確認するなどの措置を講じていただきたいと思います。

#### 【NTT東西両地域会社の請求書（イメージ）】

東（西）日本NTT利用料	円
NTTコミュニケーションズ 利用料	円
××会社	円
会社	円

⋮

システム開発

・**期間どれくらいか？**

・**開発等費用はいくらかかるのか？**

請求書の発送のタイミングは？

（各社締め日が別々）

現実的か？

東西両地域NTTはNTTコミュニケーションズの債権譲渡を受けて自社の料金と見なし当該業務を行っており、同様の対応をNCCにも行うとの主張をされると考えますが、上記(1)を考慮すると実現性の高い主張とは考えられません。



## (j) 料金請求にみるNTTグループの一体営業

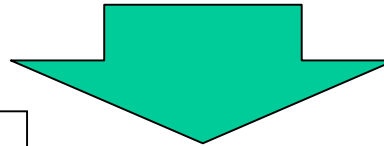
新聞報道によると・・・

NTTコミュニケーションズによる「iモード」の決済代行

NTTコミュニケーションズは、「iモード」のコンテンツ配信会社向けの課金の代行サービスを本年9月より開始する模様です。

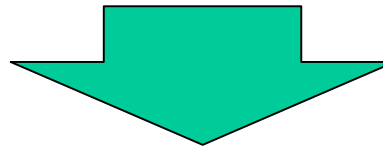
NTTコミュニケーションズは、「iモード」の配信料を加入電話の電話料金に上乗せする形態で利用者から徴収する模様です。

\* 2000年8月10日付日経流通新聞



NTTコミュニケーションズの電話料金は・・・

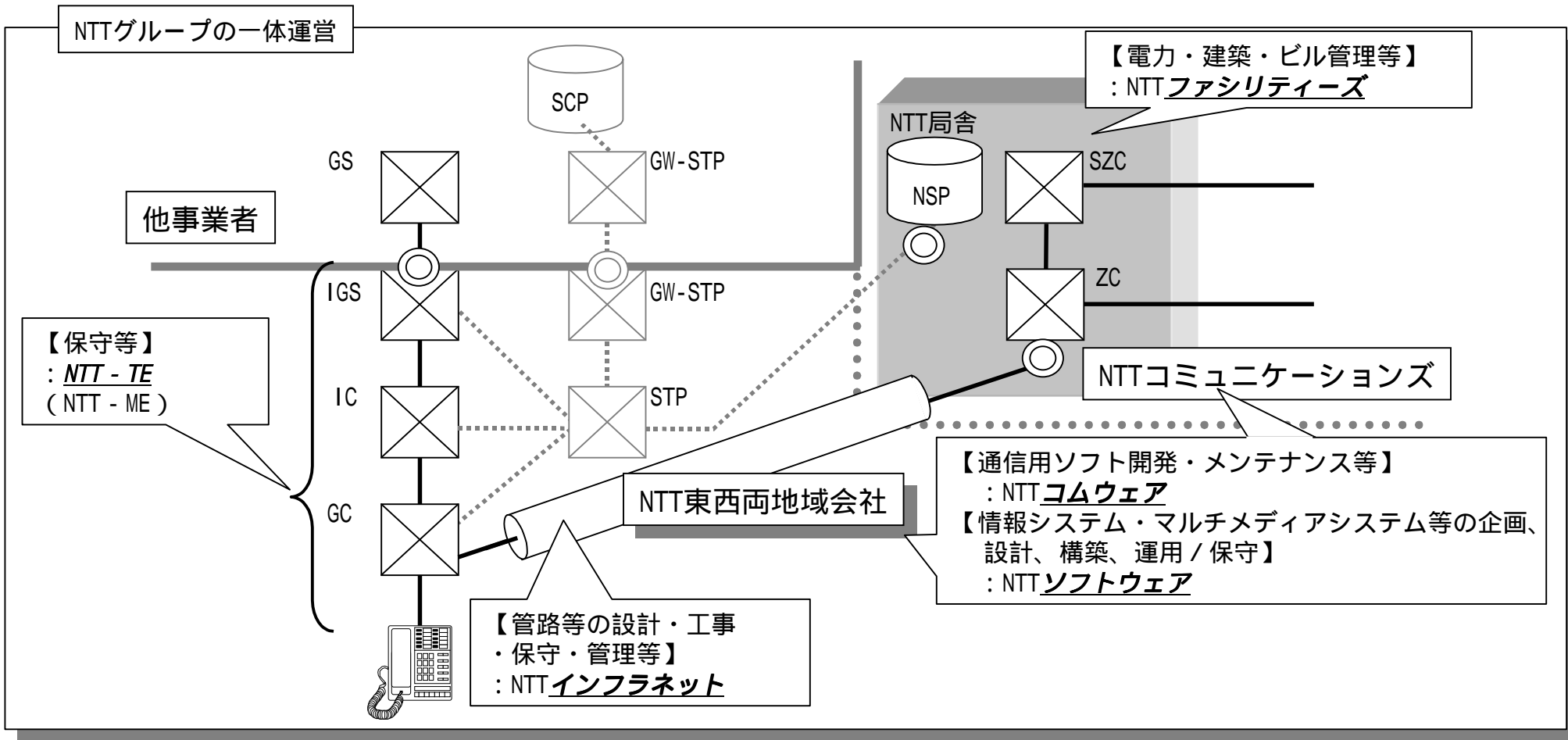
現状、NTTコミュニケーションズの電話料金は、NTT東西両地域会社が徴収しています。よって、「iモード」の配信料の請求はNTT東西両地域会社の「請求書」により徴収されるものと考えます。



実態としてNTTグループ以外の事業者が委託可能か否かの調査が必要

まずは、NTT東西両地域会社が料金回収等を行っているケース（グループ内外を問わず）の概要とその件数について、情報の開示が必要と考えます。

# (k) 設備面でのNTTグループの一体運営



子会社を通じてやれば何をしても良いのか？

NTTは、子会社等を通じて設備面を一体運営する戦略であると考えます。  
再編成をしても実態はかわらない？

# (1) NTTのグループ会社を通じた事業拡大

## 非規制のグループ会社を通じたNTTの事業拡大

### 電気通信サービスの提供

NTT東日本の子会社である「NTT - ME」は、報道によると・・・、

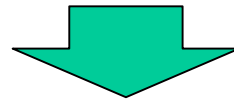
自ら光ファイバーを敷設して、高速のインターネットサービスを提供

インターネット国際電話を提供

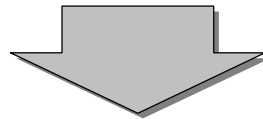
今年8月にも全国一律料金の企業向け長距離通話サービスを開始と、されています。

### 異業種への参入

- ・ 1999年5月27日 NTT-MEが企業向けテレビ番組配信サービスを7月から商用化と発表
- ・ 1999年12月17日 NTTグループのBSデジタル・データ放送事業への参入（NTTドコモ / NTTデータの出資認可）
- ・ 2000年1月29日 NTT社長が、NTT-ME等を中心としたCATV事業への参入意向を表明
- ・ 2000年3月23日 NTT-MEが中高速インターネット向け番組の共同開発で提携を発表



NTTグループでは、NTT-ME等の現状では規制を受けない会社を通じて、事業の拡大を図っています。NTT及び東西両地域会社だけを規制しても、公正な競争環境とはなり得ないと考えます。



資本分離していない現状では、

**NTTグループ全体に規制を課すことが必要と考えます。**

例えば、ドイツでは、ドミナント事業者の関連会社は、ドミナント事業者と一体とみなされています。

## (m) NTTドコモについて

現在、携帯電話 / PHSにおけるNTTドコモのシェアは、約54パーセント(\*)に至っており相当なシェアを持つこと等から市場支配力を有していると考えられます。

\*平成12年7月末現在

近年のインターネットの普及に伴い、携帯電話等でも、i-mode、EZweb等、インターネット接続サービスが、急速に普及しつつあり、併せて、コンテンツ・プロバイダー等が提供する公式、非公式のサイトが増加しております。

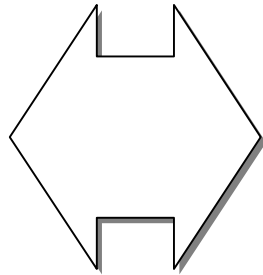
携帯電話等を提供する電気通信事業者の観点からすると、インターネット接続サービスを普及させるためには、どれだけ多くの魅力あるサイトを自社サービスのコンテンツとできるかが課題となりますが、万が一市場支配力を有する事業者が、そのシェアを背景に、コンテンツ・プロバイダーの反競争的な囲い込みを行っているとするれば問題であると考えますので、政府におかれましては、継続的に注視していただくとともに、その取扱いについて検討していただきたいと考えております。

報告（省令報告等）

# 報告

## 日本の現状

電気通信事業報告規則に基づき、一律に報告義務が課されています。



## 世界の現状（例）

国 / 組織名	ルールの概要（*）
	事業者間の契約（接続協定、業務協定等）に係る規則 CFR43.51
【非対称】	【支配的事業者】 すべての契約についてFCCに届出。 【非支配的事業者】 国際事業者のみ届出 回線状況報告
	CFR63.12.21
【非対称】	【支配的事業者】 （国際事業者）報告義務あり。 【非支配的事業者】 （国際事業者）報告義務あり。 トラフィック報告及び収支報告
米国	CFR43.61
【非対称】	【支配的事業者】 （国際事業者）報告義務あり。 【非支配的事業者】 （国際事業者）報告義務あり。 年次報告
	米国通信法第219条 CFR43.21
【非対称】	【支配的事業者】 <年間売上高1億ドル以上> より詳細な報告義務あり。 【非支配的事業者】 <年間売上高1億ドル以下> 報告義務あり。 減価償却率報告
	米国通信法第219条 CFR43.43
【非対称】	【支配的事業者】 報告義務あり。 【非支配的事業者】 報告義務なし。

（\*）訳は仮訳

その他

(a) 支配的地位の濫用等の禁止



# 支配的地位の濫用等の禁止

## 諸外国の支配的地位の濫用等に関する定義

国名等	呼称	定義等	決定者	根拠法
オーストラリア	反競争的行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者もしくはサービスプロバイダーが次のような場合、反競争的行為に従事しているとされる。</li> <li>(a)電気通信市場において相当な市場支配力があり、かつ</li> <li>(b)市場支配力を利用し、結果的に、その市場もしくは他の電気通信市場の競争を損ねるか、損ねると思われる場合。</li> <li>・また、事業者もしくはサービスプロバイダーが次のような場合、反競争的行為に従事しているとされる。</li> <li>(a)商取引制限法第45条（取引を制限もしくは競争に影響を及ぼす契約、協定あるいは覚書）、第45B条（競争に影響を及ぼす規約）、第46条（市場支配力の濫用）、第47条（排他的取引）もしくは、第48条（再販価格の維持）の違反行為に従事し、かつ</li> <li>(b)当該行為が電気通信市場に関係がある場合。</li> </ul>	ACCC	1997年商取引慣行改正（電気通信）法第151AJ条
香港	反競争的行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許事業者は、電気通信市場の競争を阻害する、あるいは実質的に制限する目的もしくは効果を有する行為に従事してはならない。</li> <li>・当該行為であるか評価する場合は次の関連事項を考慮に入れること。</li> <li>(a)電気通信市場における料金設定に関する合意内容</li> <li>(b)競争者に対し、商品もしくはサービスの供給を妨げる、あるいは、制限する行為</li> <li>(c)地理上の回線もしくは加入者回線において電気通信市場を分け合う事業者間の合意</li> <li>(e)関連の免許条件</li> <li>・また、上記の一般的な性質に制限されることなく、次のような場合は当該行為であるとされる。</li> <li>(a)競争を本質的に制限する、もしくは、阻害する目的あるいは効果のある協定、取決、もしくは覚書の締結</li> <li>(b)事前に主管庁から書面による許可を受けずに、電気通信網、システム、設置、加入者設備もしくはサービスの提供あるいはそれらに対する接続を受ける人が特定の電気通信網、システム、設置、加入者設備、サービスを、免許事業者もしくは他の者から受けている、もしくは受けていないことを条件に、それらのサービスの提供もしくはそれらに対する接続を行うこと。(*)</li> <li>(c)提携相手に対し不当なえこひいきをしたり、提携相手から不公平な利益を受ける場合、競争者が実質的に不利な立場に置かれる、もしくは阻害されるあるいは制限されると思われる場合。</li> </ul>	OFTA	電気通信令第7K条
	地位の濫用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支配的な地位にある免許事業者はその地位を濫用してはならない。</li> <li>・免許事業者が、電気通信市場における競争を阻害する目的もしくは効果を有する行為、もしくは、実質的に競争を制限する行為に従事する場合、当該事業者は支配的地位の濫用を行っていると思なされる。</li> <li>・当該行為には下記のものが含まれるが、この限りではない。</li> <li>(a)略奪的価格設定</li> <li>(b)料金の差別。ただし、電気通信網、システム、設置、加入者設備もしくはサービスを提供する費用、もしくは費用と思われるものにおいてその差異を合理的に考慮する差別である場合のみ除かれる。</li> <li>(c)他の者に対し、厳しいもしくはその契約の目的とは関連のない期間や条件を承諾させることにより契約を締結すること。</li> <li>(d)電気通信網、システム、装置、加入者設備、もしくはサービスの提供あるいはそれらへの接続を求める者に対し、特定の電気通信網、システム、設置、加入者設備、もしくはサービスを、当該サービスを提供する免許事業者か他の者から受けている、もしくは受けていないことを条件とさせる取り決め。（7K(3)(b)（訳注：上記(*)）で言及される認可の内容以外の取り決め）</li> <li>(e)競争事業者へのサービスの供給における差別</li> </ul>	OFTA	電気通信令第7L条

ドミナント事業者の支配的地位の濫用等を禁止することを明確に規定していただきたいと考えます。  
ドミナント事業者に対する情報開示の義務づけと説明責任を明確にしていきたいと存じます。

(b) 政策評価とルールの見直し等

# ( ) 政策評価とルールの見直し (1/2)

## 日本の現状

一部（接続ルール等）を除き、時期を明示した形でのルールの見直しは規定されておりません。

### その場限りの議論？

- <例> ( )、( ) 参照
- ・NTTドコモ、NTTデータ、NTTパーソナル分社時の「公正競争条件の整備に係る「約束」
  - ・「NTT再編成に関する実施計画」において示された、再編成後の状況を注視する事項

### 政策評価制度の制定（総務庁）

現在、総務庁行政監察局にて検討中の、「政策評価に関する標準的ガイドライン」の原案では、各府庁が自己評価を行うこととなっており、原案を見る限りでは、当該評価に対するパブリックコメントも規定されていない等、実効性に乏しい内容となっております。

（別途意見提出予定）

## 世界の現状（例）

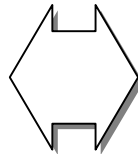
国 / 組織名	ルールの概要（*）
WTO	サービスの貿易に関する一般協定(GATS)第19条「特定の約束についての交渉」加盟国は、この協定の目的に従い及び漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、世界貿易機関協定が効力を生ずる日から5年以内に引き続き交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行う。
米国	<p>通信法第11条「規制の改革」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FCCは、偶数年に、適用されているすべての規制を見直さなければならない。</li> <li>・有効な経済的競争の結果、規制が公共の利益にとって不要であると判定した規制を廃止または修正しなければならない。</li> </ul> <p>【FCCの隔年見直しサイト：<a href="http://www.fcc.gov/biennial/welcome.html">http://www.fcc.gov/biennial/welcome.html</a>】</p> <p>通信法第4条「委員会に関する規定」第(k)項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信法第4条に基づき、議会に対し、FCCの業務とその達成度を量的、質的に評価するのに役立つ情報を含む年次報告を行わなければならない。</li> </ul> <p>【<a href="http://www.fcc.gov/Reports/performance1999.pdf">http://www.fcc.gov/Reports/performance1999.pdf</a>】</p> <p>通信法第11条「規制の改革」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FCCは偶数年に、適用されている全ての規制を見直す。</li> <li>・FCCは公共の利益にとって不要と判断した規制を廃止又は修正しなければならない。</li> </ul> <p>【<a href="http://www.fcc.gov/biennial/welcome.html">http://www.fcc.gov/biennial/welcome.html</a>】</p>
EU	<p>電気通信規制パッケージ実施報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU通信自由化政策のEU加盟国による実施状況を報告。</li> <li>・1997年5月～1999年11月の期間において、5回の報告が行われた。</li> </ul> <p>【第5回報告書：<a href="http://www.ispo.cec.be/infosoc/telecompolicy/5threport.html">http://www.ispo.cec.be/infosoc/telecompolicy/5threport.html</a>】</p> <p>新EU指令案</p> <p>「電子通信網および電子通信サービスのための共通の制度的枠組みに関する指令」案第23条「見直しの手続き」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州委員会は、本指令が機能していることを定期的に見直さなければならない。</li> </ul> <p>新EU指令案第23条「見直しの手続き」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州委員会は、本指令の機能を定期的に見直さなければならない。</li> </ul>
英国	<p>Competition Bulletin</p> <p>規制官庁であるOfTelが、4半期に一度、反競争的行為に対する苦情調査及びそれに対する執行措置をインターネット上で公開している。（<a href="http://www.oftel.gov.uk/fairtrade/compbull/bull17">http://www.oftel.gov.uk/fairtrade/compbull/bull17</a>）：Competition Bulletin（Issue17）2000年8月）</p>

（\*）訳は仮訳。

## ( ) 政策評価とルールの見直し (2/2)

日本の現状

(前頁参照)



世界の現状 (例)

国 / 組織名	ルールの概要 (* )
フランス	電気通信法第L.36-14条 ・規制当局は、規制当局の職務遂行及び電気通信に関する法制度の適用に関する年次報告書を提出しなければならない。
ドイツ	電気通信法第81条「活動報告書」 ・規制当局は、2年毎に、規制当局の活動及び電気通信分野の発展状況に関する報告書を連邦立法府に提出しなければならない。 ・規制当局は、2年毎に、上記報告書と共に独占委員会による電気通信市場に効果的な競争が働いているかどうかについての報告書を提出しなければならない。 競争制限法第81条 規制当局は2年に1度、機能的な競争が行われているか否かについての独占委員会による質問に対する報告書を、連邦政府に提出しなければならない。
カナダ	電気通信法第62条「決定の見直し」 CRTCは申請もしくは自身の動議によりいかなる決定も見直し、無効、変更ができる。
オーストラリア	電気通信法第29章「決定の見直し」 ACAが下した決定（免許付与の拒否等以外）に対し、見直しの申請ができる。
香港	Competition Bulletin 公正競争に関する苦情申立てと、それに対するOFTAの措置等をweb上に掲載。（ <a href="http://www.ofta.gov.hk/index_eng1.html">http://www.ofta.gov.hk/index_eng1.html</a> ）

(\* ) 訳は仮訳。

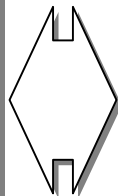
政策評価と、例えば2年毎の定期的なルール見直しを法律で担保していただきたいと考えます。併せて、ドミナント事業者の反競争的行為に対する検討をパブリックコメントにより、毎年度実施していただきたいと考えます。

\* 定期的なルール見直しと関連づけてスケジュールリングしていただきたいと考えます。

## ( ) 議論の透明性確保

### 日本の現状

例えば、現在、郵政省や公正取引委員会等において、公正競争の確保等に関し、研究会 / 審議会等が設置され種々の議論がなされている模様ですが、必ずしも当該研究会、審議会等の会合自体や会議資料、議事録等が公開されておらず、また、最終報告書の原案段階でのパブリックコメントが実施されない場合があることから、議論の透明性が担保されておられません。



### 世界の現状(例)

国 / 組織名	ルールの概要(＊)
EU	「電子通信網及び電子通信サービスのための共通の制度的枠組みに関する指令」案 第 章「各国規制当局」第 6 条「諮問及び透明性のある方法」 EU加盟国は、合理的な期間内に当事者に対し意見提出の機会を与えなければならない。規制当局は諮問手続きは公表しなければならない。
米国	§ 1.411 Commencement of rulemaking proceedings (ルール設定手続の開始) 「ルール設定の手続は、FCC自身が、若しくはルール設定の申し立てに基づいてFCCによって開始される。( § 1.401 ~ 1.407を参照) 」 § 1.412 Notice of proposed rulemaking (ルール設定案の公示) (a) 「事前にルール設定案の公示(NPRM)が行なわれる。」 § 1.415 Comments and replies (意見提出と再意見提出) (a) 「NPRM公布後、関係当事者に対し、ルール設定の手続へ参加する機会を与える。」  <b>【FCCはホームページ上で様々な会議等を公開している】</b> ・ワークショップ等： <a href="http://www.fcc.gov/realaudio/workshops.html">http://www.fcc.gov/realaudio/workshops.html</a> ・FCCの会合： <a href="http://www.fcc.gov/realaudio/agendameetings.html">http://www.fcc.gov/realaudio/agendameetings.html</a> ・パブリックフォーラム： <a href="http://www.fcc.gov/realaudio/publicforums.html">http://www.fcc.gov/realaudio/publicforums.html</a> ・円卓会議： <a href="http://www.fcc.gov/realaudio/rounds.html">http://www.fcc.gov/realaudio/rounds.html</a> ・隔年見直しに関するパブリックフォーラム： <a href="http://www.fcc.gov/realaudio/biennials.html">http://www.fcc.gov/realaudio/biennials.html</a> ・スピーチ及びプレスコンファレンス： <a href="http://www.fcc.gov/realaudio/pressconfs.html">http://www.fcc.gov/realaudio/pressconfs.html</a> ・オープン・プロシーディング： <a href="http://www.fcc.gov/Bureaus/Miscellaneous/Open_proceedings/">http://www.fcc.gov/Bureaus/Miscellaneous/Open_proceedings/</a>

(＊) 訳は仮訳。

### 今回の審議会における検討方法に関する要望

#### 審議会議事内容の一層の透明化

会議の公開や現在実施されている議事録公開内容の一層の充実をはかる等、更なる透明化をお願いいたします。

#### 公開ヒヤリングの実施

関係事業者の意見をヒヤリングする場を設けると同時に、ヒヤリング自体の傍聴を認めていただく等、ヒヤリング内容公開の更なる透明化をお願いいたします。

#### 答申前のパブリックコメントの実施

今後、何度かに渡り(一部)答申されるものと考えられますが、各答申前には、答申原案に対するパブリックコメントを実施することで、広く意見提出の機会を設けていただきたくお願いいたします。

(\*) 上記のうち、既実現していただいているものもあります。

( ) 過去にNTTが「約束」した公正競争条件の整備はどうなったのか？

過去にNTTが「約束」した公正競争条件の整備（抜粋）

- 1 NTTデータ分社時の公正競争条件の整備（昭和63年4月18日付NTTリリース）
  - (1) 出資比率の低下  
NTTの新会社に対する出資比率については、・・・100%出資とするが、新会社株式の上場等の機会をとらえ**出資比率を低下**させる。
  - (4) 取引条件  
NTTと新会社の間において行われる取引（**局舎の使用**、・・・）については、・・・、他の第三者と同等の取引条件により行う・・・。
- 2 NTTドコモ分社時の公正競争条件の整備（平成4年4月28日付NTTリリース）
  - (2) 取引条件等  
・・・、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・**局舎の使用**、  
・・・、移動体系新事業者と同一とする。
  - (3) 出資比率の低下  
新会社の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等を捉えNTTの**出資比率を低下**させるものとする。
- 3 NTTパーソナル分社時の公正競争条件の整備（平成6年12月9日付NTTリリース）
  3. 取引条件等  
NTTは、NTT窓口での**商品販売**、・・・、各PHS事業者に公平かつ適切な条件で行います。
  4. NTTパーソナル通信網各社との人事関係  
・・・、ただし、経過措置として設立後5年間に限り、「**在籍出向**」により行うこととします。
  5. 出資比率の低下  
NTTからNTTパーソナル通信網各社への現在の**出資比率は**、・・・、**低下させる**ものとする。

出資比率の低下

適切な出資比率に至ったか公に議論されていない。

【NTTデータ】	100%	約54%
(分社時点)		(現時点(*1))
【NTTドコモ】	100%	約67%
(分社時点)		(現時点(*1))
【NTTパーソナル】	営業譲渡によりその後の対応が不明	

約束違反

取引条件等

「これら2社との取引条件が他の電気通信事業者との取引条件と同等のものとなっていない状況がみられる(\*2)。」と指摘された。また、その後、どうなったのか？

営業委託

パーソナル以外の事業者は委託していないが、他のPHS事業者との議論はあったのか？

人事関係

NTTドコモへの営業権の譲渡後、在籍出向していた人員の扱いはどのようになったのか？（転籍？）

そもそもこれらの「約束」は、公正競争の担保のために実施されたものと理解しております。  
ところが、実際には、その場限りの「約束」(?)で、その後どうなったか公の議論が行われておりません。  
行政におかれましては、定期的にパブリックコメント等で事業者等に説明/議論させていただく機会を設けていただきたいと思います。  
実現しなければ、競争が進展しないことから、**お客様の利便性が向上しません。**

(\*1) 平成11年1月1日時点

(\*2) 電気通信事業に関する行政監察結果報告書（総務庁行政監察局 平成7年6月）

政府への要望等

昨年7月に再編成されたNTTについて、郵政省はNTTの提出する年次報告等で“注視”することとしています。

\* 次頁参照。

弊社では、年次報告を踏まえ、郵政省がパブリックコメントによる公の議論を実施することを要望しております。

当該年次報告の原文の全てが公表困難な性格の資料である場合（ただし理由の説明は必要）においても、毎年度、年次報告の注視にあたり留意すべき事項を広く公に聴取し、注視結果を公表していただきたいと思います。

\* 経団連のレポートでも、「競争が進展するまでの当分の間、NTT再編成に際して策定された「NTT再編成に関する実施計画」の進捗状況を透明な形で注視するとともに、…」とされています。「IT革命推進に向けた情報通信法制の再構築に関する第一次提言（平成12年3月28日（社）経済団体連合会発表）」

議論の透明性が担保されている。

【参考情報】

英国においては、規制官庁であるOFTELが、4半期に一度、反競争的行為に対する苦情調査及びそれに対する執行措置の詳細をインターネット上で公開しており、透明性と継続性を持った規制の運用を行っています。  
(<http://www.oftel.gov.uk/fairtrade/compbull/bull17> : Competitioin Bulletin ( Issue 17 ) 2000年8月)

米国では、96年通信法で、ベル系地域会社がLATA間長距離サービスへ進出する際の条件の一つである子会社分離要件（第272条）では、「親会社であるベル系地域会社と関連会社との取引は全て、公衆の査閲に供しなければならない。」こととされています。

(\*) これを受けて、ベルアトランティックは、関連会社との取引の詳細を、取引後10日以内に関連Web上で公開し、少なくとも1年間は掲載することとしています。

## < 参考15 > 政策評価が必要な事項

### 5 「実施計画案の概要」に対する意見を踏まえ、再編成後の状況を注視する事項

「実施計画案の概要」に対する下記に掲げる主な関心事項について、年次報告の徴収や認可申請などの機会を通じて、再編成後の状況を注視

設  
備

- ① 共有設備（伝送装置、専用線ノード装置等）及び共用設備（共通線信号網、NSP/NSSP、顧客管理システム等）の解消状況
- ② 再編成に伴う例外的措置とした電気通信業務の一部の委託の解消状況

研  
究

- ① 研究成果の開示状況
- ② 研究成果の開示に関する特例（「開示時期の個別判断」等）の運用状況
- ③ 基盤的研究の費用負担状況

取  
引

- ① 地域会社における販売業務の受託状況
- ② 地域会社における電話サービスの申込み、移転手続き、請求書発行の業務等の受託状況など電気通信役務の提供に関連する取引状況
- ③ 地域会社における広告宣伝の状況

そ  
の  
他

- ① 役員兼任・人事交流の状況
- ② 承継会社による持株会社からの長期資金調達状況
- ③ 再編成後の情報開示（ディスクロージャー）の状況
- ④ 東西地域会社間における競争の状況
- ⑤ NTT ドコモと東西地域会社との間における競争の状況

6

（\*）平成11年4月23日付「日本電信電話株式会社の再編成に関する実施計画案の概要」に対する意見及びそれに対する郵政省の考え方」より抜粋



(c) ペティションルール

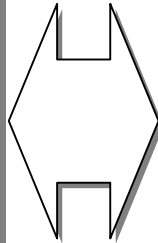
# ペティションルール

## 日本の現状

日本では、ルール設定 / 改廃等の検討を開始することは、実態として、政府だけが行うことができます。

請願法はありますが、パブリックコメントを利用した透明な処理手順が整備されていません。（国会（衆議院 / 参議院）にはあります。）

衆議院  
<http://www.shugiin.go.jp/top/kaku.htm>URL  
 参議院  
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kakusyuu/11.htm>



## 世界の現状（例）

国 / 組織名	ルールの概要（*）
米国	47 CFR Part 1 Practice and Procedure, Subpart C Rulemaking Proceedings § 1.401 Petitions for rulemaking（ルール設定の請願） (a) 「全ての当事者は、ルール若しくは規則の制定、改正若しくは廃止のための申し立てを行なうことが出来る。」 § 1.411 Commencement of rulemaking proceedings（ルール設定手続の開始） 「ルール設定の手続は、FCC自身か、若しくはルール設定の申し立てに基づいてFCCによって開始される。（§ 1.401 ~ 1.407を参照）」 § 1.412 Notice of proposed rulemaking（ルール設定案の公示） (a) 「事前にルール設定案の公示（NPRM）が行なわれる。」 § 1.415 Comments and replies（意見提出と再意見提出） (a) 「NPRM公布後、関係当事者に対し、ルール設定の手続へ参加する機会を与える。」

（\*）訳は仮訳。

米国では、常に競争の実態に即したルールを整備すべく、ペティションルールが整備されています。

弊社では、例えば、請願法において、パブリックコメントを利用した透明な処理スキームの明示、各省庁等における受付窓口の明確化（web上に窓口を設置する等）、議論への参加方法の明示、処理結果、処理件数の公表（各省庁毎に、過去に遡って）が必要と考えます。

請願法（全文）

請願法 昭和22・3・13・法律 13号

第1条 請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

第3条 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

2 請願の事項を所管する官公署が明らかでないときは、請願書は、これを内閣に提出することができる。

第4条 請願が誤つて前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならない。

第5条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

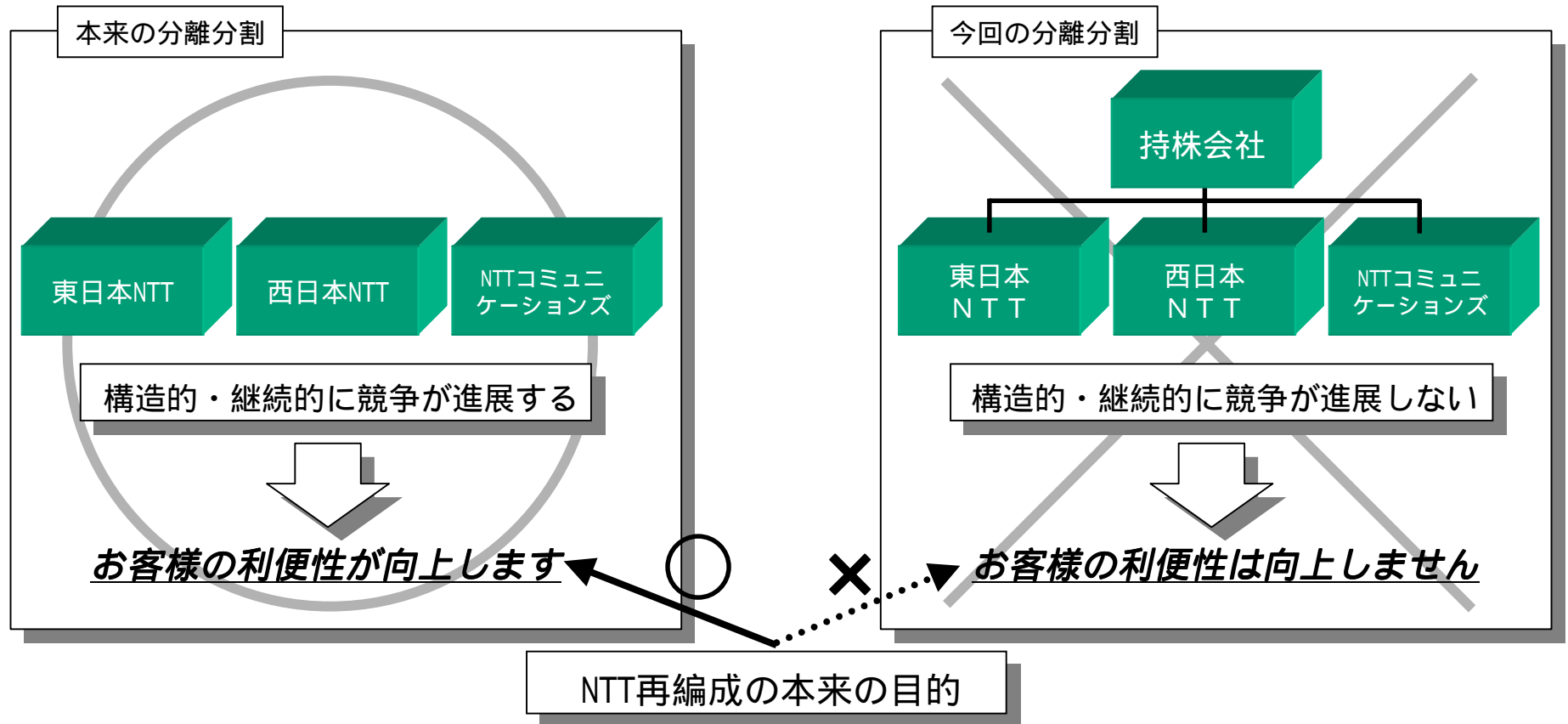
第6条 何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇を受けない。

附 則 この法律は、日本国憲法施行の日（昭和22・5・3）から、これを施行する。

### 3 「NTTグループの位置付けと公正競争の確保」

## ( 1 ) 基本的考え方

# 昨年のNTT再編成について



本来は、資本関係も含め、完全な分離分割が実施される必要がありました。  
今回は、持株会社の下での分離分割であり、公正競争上の問題が解決しません。  
ヒト、モノ、情報、カネが分かれていません。  
その結果、構造的・継続的に競争が進展しないことから、お客様の利便性は向上しません。

反競争的行為を防止することが困難で、

# NTTのグループ経営に関する問題

NTTコミュニケーションズは、日本の加入者回線（電話）の約99%を占めるNTT東西両地域会社と持株会社を介して100%の資本関係にあり、全国に販売拠点を持つNTT東西両地域会社に営業委託を行っております。  
NTTドコモについても、持株会社が50%以上出資する子会社であり、NTT東西両地域会社とは兄弟会社です。



**資本関係がある限り、公正な競争環境とはなりえず、また、地域通信市場における競争促進も期待できません。**

NTTのグループ経営に係る問題事例

- ・ 信号網接続（提供可能サービスの格差）
- ・ コロケーション（費用負担の透明性と公平性）
- ・ 情報流用（人事）
- ・ 契約者情報システム（移転情報の格差）
- ・ 営業体制の完全分離

資本関係がある限り、NTTグループにとって改善のインセンティブは働かない。



**NTTグループの資本分離が必要と考えます。**

NTT東西両地域会社、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモについては、公正競争の確保と競争促進の観点から、資本分離を行うことが適当と考えます。

また、資本関係の分離後に、各社が再度資本関係を持つことについても適当ではないと考えます。

# NTT法に関する総括表

NTT法における重要な規定(例)

条項	主な内容	備考
第一条	日本電信電話会社を持株会社とし、持株会社及び東西両地域会社の目的等を規定している。	次頁参照
第二条3項	東西両地域会社の事業等に関する規定されている。 【東西両地域会社の業務区域】 NTT東西両地域会社の業務区域を、自前の設備のみを用いて提供する同一県内における地域通信業務に限定することを規定している。	次頁参照
第三条	持株会社及び東西両地域会社に対する、「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保」(ユニバーサルサービスの提供の義務)及び「電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及」(研究開発/普及の義務)について規定している。	次頁参照
第四条	持株会社発行済み株式数の1/3以上をを常時国が保有することを規定している。	
第五条	持株会社による東西両地域会社の発行済株式の総数の保有、新株発行の際の郵政大臣認可を規定している。	
第十条	持株会社の取締役等の選任/解任等に関する郵政大臣の認可について規定している。	
第十一条	会社及び東西両地域会社の定款の変更及び合併等に関する郵政大臣の認可を規定している。	次頁参照
第十二条	会社及び東西両地域会社の事業計画に関する郵政大臣の認可を規定している。	
第十七条	郵政大臣が持株会社及び東西両地域会社から業務に関する報告を徴することができることを規定している。	
附則第十三条	持株会社が保有する長距離会社(現NTTコミュニケーションズ)の株式について、売却時に郵政大臣の認可が必要であることを規定している。	次頁参照

NTT法には、公正競争の観点からみて、重要な規定と重要ではない規定があると考えます。公正競争の観点からみて、重要でない規定の存在を理由にNTT法を廃止等すべきとの議論は容認できません。NTT法の廃止について議論する際には、NTTの在り方そのものについて、改めて抜本的な議論が必要と考えます。

附則第十三条については、公正競争の観点から不要と考えます。

\* NTT法については、東西両地域会社の事業領域の在り方や東西両地域会社の合併等、部分的な議論に終始することは適切ではなく、むしろ、そもそも持株会社を介した資本関係の是非等、根本的な問題を改めて議論することが必要と考えます。



## < 参考17 > 公正競争等に関するNTT法の規定について

### NTT法における重要な規定（例）

#### 持株会社（第一条）

日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする会社とする。

#### 業務区域（第二条 3）

地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むこととする。

一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することの出来る電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）

#### 責務（第三条）

会社及び地域会社は、それぞれの事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切な、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

#### 合併（第十一条）

会社及び地域会社の定款の変更、合併及び解散の決議並びに会社の利益の処分の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 地域会社に係る前項の合併の決議についての郵政大臣の認可は、同法第十六条第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

#### 長距離会社の株式の売却（附則第十三条）

会社は、当分の間、附則第六条第一項の規定により取得した長距離会社の株式を処分しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

前回の「NTTの在り方」議論では、競争が進展していた長距離通信分野で公正競争を確保するため、地域通信分野をほぼ独占していたNTTの地域通信部門と長距離通信部門を分離し、長距離NCCとNTT長距離通信事業部（現NTTコミュニケーションズ）を対等な立場とするよう措置を講じることとされました。（しかしながら、現状では「対等」な立場とはなっていないと考えます。）

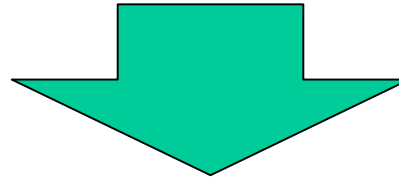
しかしながら、その議論を行った際、NTTが提供する「端末」に関する公正競争については未議論でした。

加入者回線の9割以上を占めるNTT東西両地域会社による端末の提供は、公正競争上の問題を生じさせる可能性があると考えます。

例えば、

NTT東西両地域会社が、端末（パソコン）共々、NTTコミュニケーションズのOCNを販売しています。

NTT東西両地域会社のPBXには、市外通話利用に関するNCC設定が出来ないものもあります。



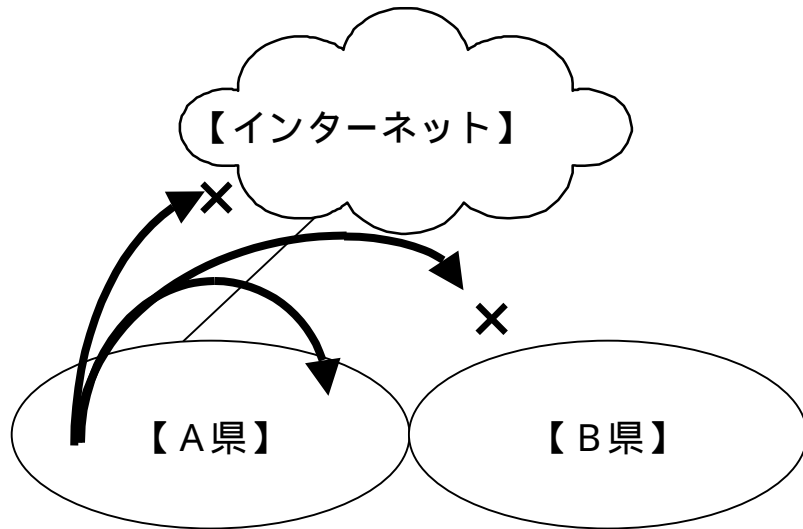
後述するように、米国との対比で考えるのであれば、改めてNTTの「端末」部門の分離を含めた公正競争の在り方を議論する必要があります。

（米国では、1984年のAT&T分割時に地域独占であるRBOCに対し、基本的に端末の提供が禁じられました。）

よって、今回の「NTTグループの位置づけと公正競争の確保」を検討するにあたり、前回のNTT再編成で未議論であった「端末」分野に関する公正競争について検討する必要があると考えます。

# NTT東西両地域会社の料金設定について（１）

## NTT東西両地域会社の料金設定範囲（現状）

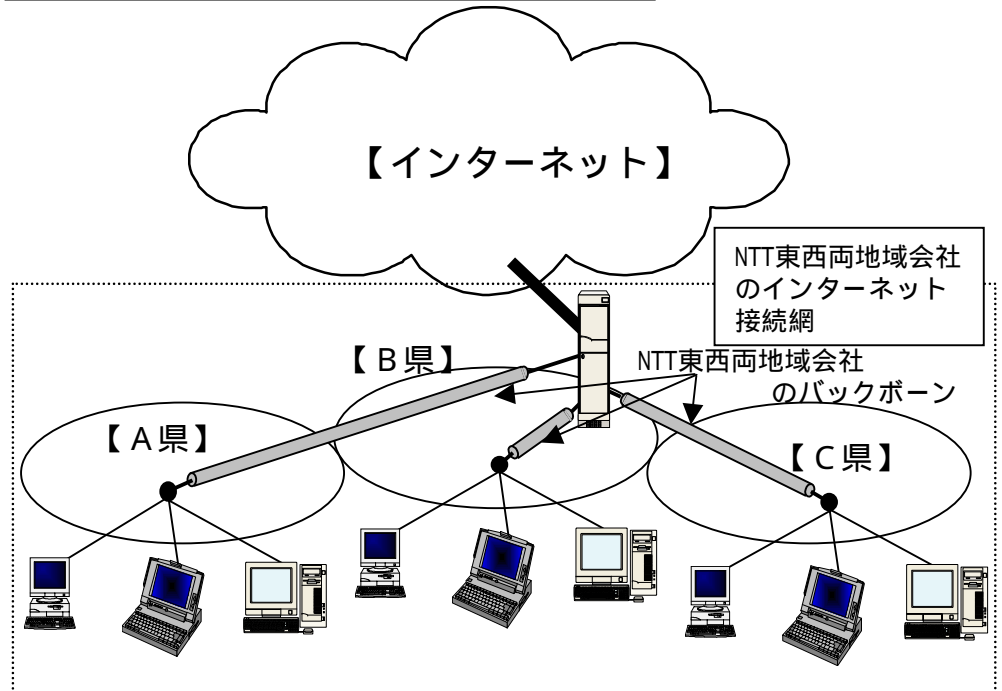


NTT再編成の際、公正競争上の観点から、NTT東西両地域会社が料金設定を行える通信については、同一都道府県内に限られています。



**公正競争が担保されます。**

## インターネット料金の設定について（例）



仮にNTT地域会社がインターネット接続サービスを提供する場合、バックボーン区間であっても、県間を跨ぐ区間の料金設定を認めることは適当ではありません。

公正競争上の観点から、NTT東西両地域会社が料金設定可能な通信については、同一都道府県内に限られたものとする必要があると考えます。（NTT法の規定を遵守する必要があります。）

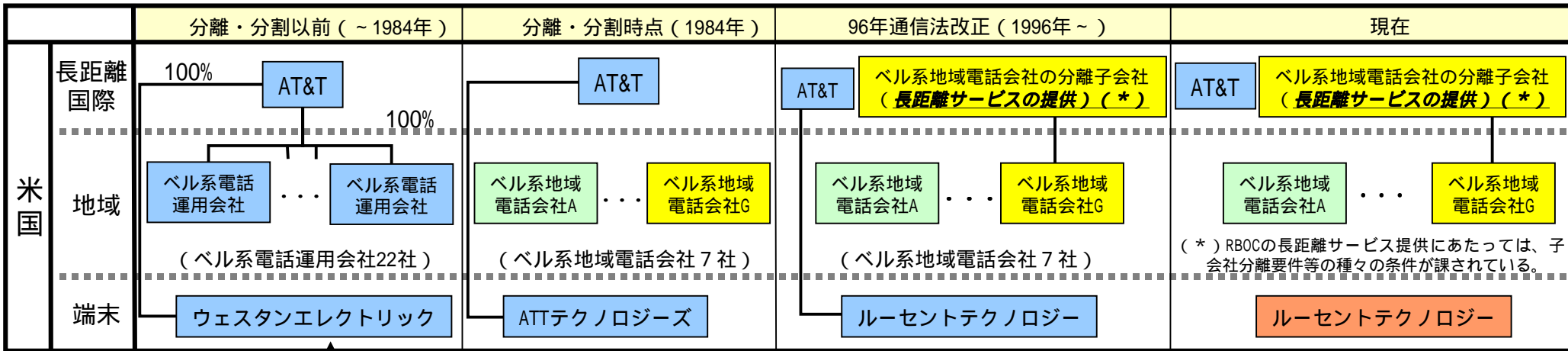
いかなるような形態であっても、NTT東西両地域会社に県間を跨る通信の提供を認めるのは適当ではないと考えます。

## (2) 米国のルールとの比較等

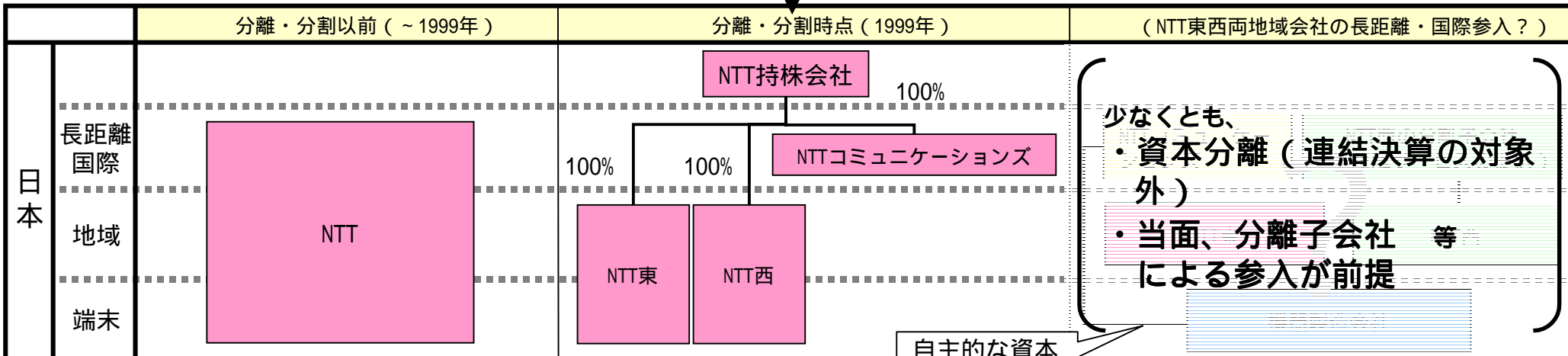
日米比較でみた「NTT地域会社の長距離・国際への進出の問題」

# (a) 資本分割

この頁は、資本関係を色で表しておりますので、カラーでご覧ください。



類似

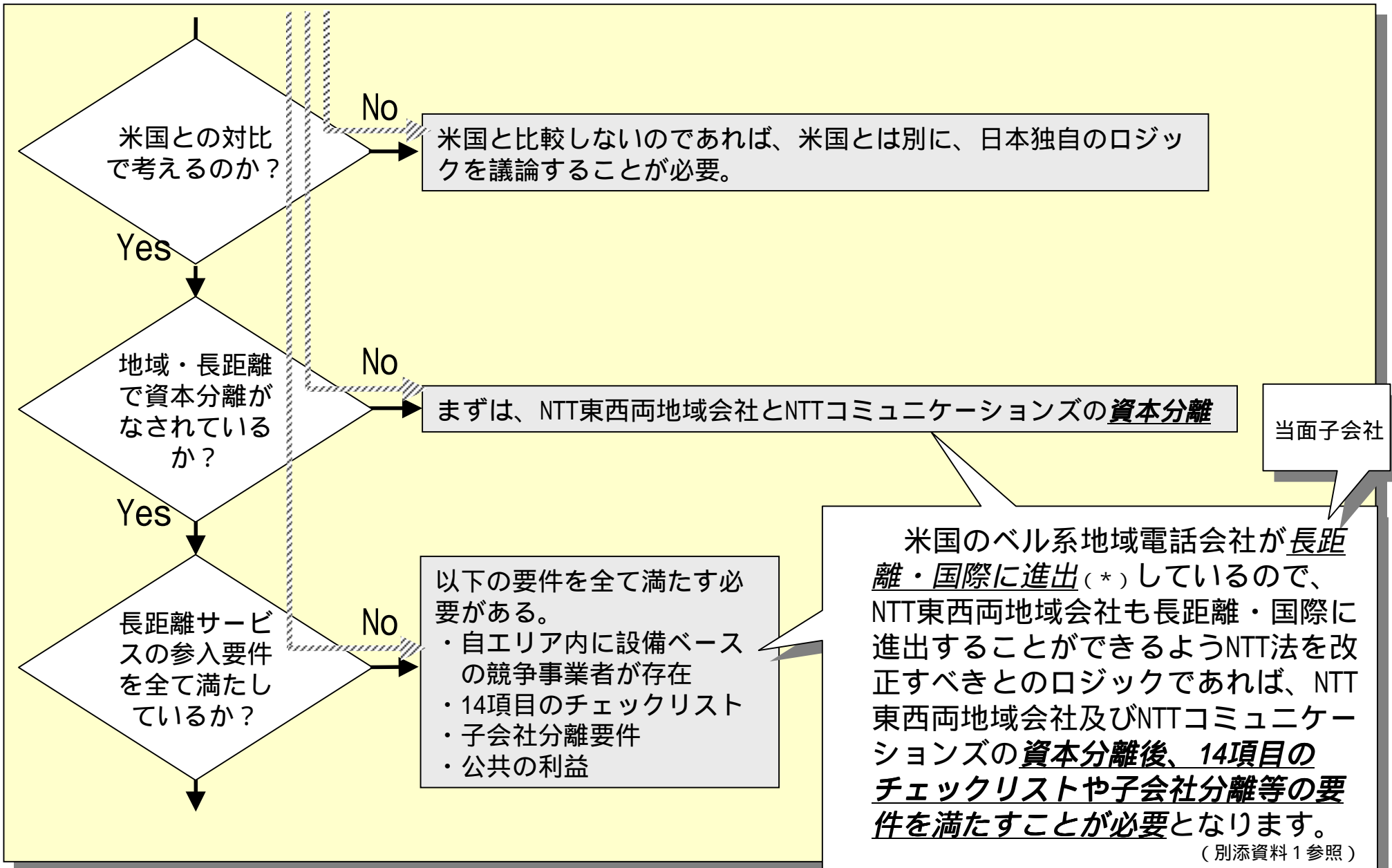


\* 各社の色は資本関係を示す。

自主的な資本分離か？

米国では、1984年のAT&T分離分割時に、ベル系電話運用会社が地域通信市場において市場支配力を持つものとし、隣接市場（長距離国際、端末）のAT&T及びウェスタンエレクトリックとの資本関係を完全分離しています。  
 また、米国96年通信法では、ベル系地域電話会社が長距離サービスに進出する際は、当面、子会社によること等が規定されています。  
 日本の現状（日本）は、米国のATT分割以前（米国）と類似しています。

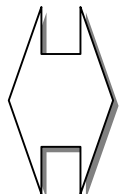
## (b) 米国との対比で考えるのか？



## (c) 資本関係に着目したルール ~USウェストとクエストの合併について( FCC 00-91) ~

### 日本の現状

日本では、資本関係を維持したまま、NTTコミュニケーションズがNTT東西両地域会社営業区域内発の長距離サービスを提供している。



### 米国の実例

#### クエストのUSウェスト買収に関するFCCの決定

FCCは、クエストとUSウェスト（以下、申請者）の合併を認めるに際し、「USウェストに対する域内LATA間長距離サービス提供の禁止が合併新会社にも適用されるため、合併前に、USウェスト営業区域内のクエストLATA間長距離事業を完全に切り離す（divest）こと」を条件とした。

#### < FCCの主な決定事項 >

申請者は合併前に、“divestiture report”を提出しなければならない。

“divestiture report”には、**関連会社ではない第三者 (unaffiliated third party)**となる売却相手の詳細、売却相手の代理として合併新会社が提供するいかなる活動の内容、売買契約内容等を含むこと。

その“divestiture report”は公表され、パブリックコメントにかけられる。

FCCは、“divestiture report”及び関係者からのコメントを元にそのdivestitureが第271条を遵守しているかどうかを決定する。

divestitureが完全に行わなければ、ライセンス及び回線の移転はできない。

#### クエストの取った措置（クエスト・ニュースリリースより）

2000年4月14日：クエストは、FCCにdivestiture reportを提出。（USウェストの営業区域、14州のクエスト事業は第三者の電力系ホールセールキャリアのタッチトーン・アメリカに売却。）

2000年6月26日：FCCは本divestitureを承認。

2000年6月30日：クエストはUSウェストと合併を完了。

米国では、96年通信法第272条の規定を遵守するため、クエスト（長距離会社）によるUSウェスト（地域会社）買収の際、USウェスト営業区域内のクエストの長距離事業について**関連会社ではない第三者 (unaffiliated third party)**に売却することが合併の条件とされました。

日米の対比で考えると、NTT東西両地域会社とNTTコミュニケーションズが資本関係を維持したままであるにも係わらず、NTTコミュニケーションズがNTT東西両地域会社の営業区域内の長距離サービスを提供することはあり得ないと考えます。



ベル系地域電話会社の長距離サービス進出に関する条件等

ベル系地域電話会社が、自社網を提供する自社営業エリアからのLATA間長距離サービスを提供する条件等には、以下のような項目があります。

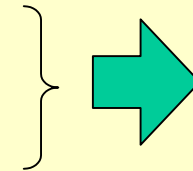
1 【資本分離】

ベル系地域電話会社は、1984年のAT&T分離分割の際、AT&Tとの資本関係を完全に分離されている。

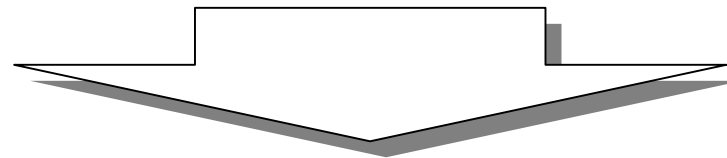
2 【米国通信法第271条関連】

ベル系地域電話会社の自エリア内発長距離サービスの参入要件

- (1) 自エリア内に設備ベースの競争事業者が存在
- (2) 14項目のチェックリスト(次頁参照)
- (3) 子会社分離要件
- (4) 公共の利益



ベル系地域電話会社が  
LATA間長距離サービス  
に進出する場合の条件



資本分割を前提とし、

ベル系地域電話会社がLATA間長距離サービスに進出するには、4つの条件が課されています。14項目のチェックリストだけではありません。

米国では、ベル系地域電話会社が自営業エリア内発の長距離サービスに進出する場合、事前に、14項目からなるチェックリストの全てをクリアする必要があります。

14項目のチェックリスト：米国通信法第271条(c)(2)(B)

1	自社へ提供する相互接続と同じ条件での競争相手への相互接続の提供
2	競争相手によるネットワーク構成要素への差別のないアクセス
3	RBOCの電柱、管路、導管、線路用地使用権への競争相手による差別のないアクセス
4	市内交換等のサービスからアンバンドルされた、電話局から顧客宅内への加入者回線による伝送
5	交換サービスなどからアンバンドルされた、地域電話会社の有線交換機からの局間伝送（区域内伝送）
6	局間伝送、加入者回線伝送などのサービスからアンバンドルされた市内交換
7	911番緊急サービス、電話番号案内サービス、オペレータ接続サービスへの差別のないアクセス
8	他の電話会社の電話交換サービスの顧客を合理的な条件でアルファベット順電話帳（White Pages directory）への掲載
9	（電話番号付与に関するガイドライン、計画または規則が発行されるまでの間）他の電話会社の顧客へ割り当てる電話番号への差別のないアクセス
10	呼のルーティングや接続に必要なデータベースや関連信号への差別のないアクセス
11	（FCCが電話番号のポータビリティを義務づける規則を発行するまでの間）遠隔呼転送サービスまたは同等な方法による番号のポータビリティ
12	要請している電話会社が平等なローカル・ダイヤル方法を実施するために必要なサービスや情報への差別のないアクセス
13	伝送料及び着信料に関連する費用の相互回収（平等な条件）
14	新法に基づく電気通信サービスの再販

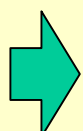
訳は仮訳。

ベル系地域電話会社の自社営業エリアからのLATA間長距離サービス進出に関する条件である「子会社分離要件」では、以下のような義務が課されています。


【米国通信法第272条関連】

前頁2(3)の子会社分離要件については、以下の条件でベル系地域電話会社から分離された関連会社を通じてサービスを提供することが義務づけられている。

- (1) 系列ベル系地域電話会社とは独立した運営であること。
  - (2) 帳簿類、記録、会計報告書を系列ベル系地域電話会社と分離すること。
  - (3) 役員、取締役及び社員を系列ベル系地域電話会社と分離すること。
  - (4) 系列ベル系地域電話会社からの信用供与を受けないこと。
  - (5) 系列ベル系地域電話会社との全ての取引は独立した当事者間の取引とし、その取引は書類に残し、公的な監査を可能とすること。
  - (6) 系列ベル系地域電話会社との共同マーケティングについては、条件付きで認められる。
- (\*) 第272条では、親会社であるベル系地域電話会社に課せられる義務も規定されている。(サービス/情報等への非差別的な取り扱いや共同マーケティングの禁止等)



分離子会社及び親会社であるベル系地域電話会社に課せられる要件



LATA間長距離サービスを提供する分離子会社は、親会社であるベル系地域電話会社とヒト、モノ、カネ、情報について完全分離することが義務づけられています。

(b) 米国の条件等にNTT東西両地域会社を当てはめると(1/3)

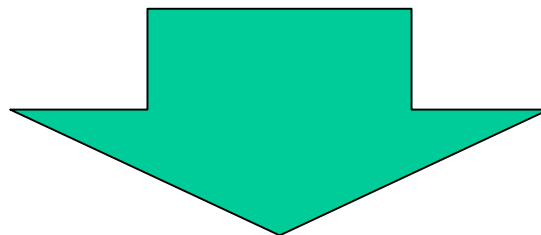
	条件	評価(弊社理解)
0	資本分割 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">例示です。これが解決された場合でも、項全体がクリアされるとは限りません。(以下、同様)</div>	× (NTT東西両地域会社とNTTコミュニケーションズは持株会社を介して100%の資本関係にあります。)
1	自エリア内に設備ベースの競争事業者が存在	(調査中)
2	14項目のチェックリスト	× (完全にクリアしていない)
	自社へ提供する相互接続と同じ条件での競争相手への相互接続の提供	× (一部のサービスでお客様料金と接続料金が逆転しています。(P36))
	競争相手によるネットワーク構成要素への差別のないアクセス	(調査中)
	(a) 加入者回線(ローカル・ループ)	× (光ファイバーのアンバンドルができません。(P34))
	(b) 網接続装置	(調査中)
	(c) 回線交換	(調査中)
	(d) 局間伝送路	× (光ファイバーのアンバンドルができません。(P34))
	(e) 信号網及び呼関連データベース	× (NTTコミュニケーションズと比べて、NCCには利用できない機能があります。(P31))
	(f) 運用システム	× (未提供)
	RBOCの電柱、管路、導管、線路用地使用权への競争相手による差別のないアクセス	× (料金について、(正味)帳簿価格となっていない区間があります。(P37))
市内交換等のサービスからアンバンドルされた、電話局から顧客宅内への加入者回線による伝送	× ((a)参照)	
交換サービスなどからアンバンドルされた、地域電話会社の有線交換機からの局間伝送(区域内伝送)	× ((d)参照)	

(b) 米国の条件等にNTT東西両地域会社を当てはめると(2/3)

	条件	評価(弊社理解)
2	局間伝送、加入者回線伝送などのサービスからアンバンドルされた市内交換	(調査中)( (c) 参照)
	911番緊急サービス、電話番号案内サービス、オペレータ接続サービスへの差別のないアクセス	(調査中)
	他の電話会社の電話交換サービスの顧客を合理的な条件でアルファベット順電話帳(White Pages directory)への掲載	(調査中)
	(電話番号付与に関するガイドライン、計画または規則が発行されるまでの間)他の電話会社の顧客へ割り当てる電話番号への差別のないアクセス	(調査中)
	呼のルーティングや接続に必要なデータベースや関連信号への差別のないアクセス	× (NTTコミュニケーションズと比べて、NCCには利用できない機能があります。(P31))
	(FCCが電話番号のポータビリティを義務づける規則を発行するまでの間)遠隔呼転送サービスまたは同等な方法による番号のポータビリティ	(調査中)
	要請している電話会社が平等なローカル・ダイヤル方法を実施するために必要なサービスや情報への差別のないアクセス	(調査中)
	伝送料及び着信料に関連する費用の相互回収(平等な条件)	× (「ビルアンドキープ」等未整備)
	新法に基づく電気通信サービスの再販	(調査中)
3	子会社分離要件(以下、主な条件)	×
	(a) 役員兼任の禁止	× (持株会社との兼務)
	(b) 関連会社との全ての取引の公開	× (公開されていません。(ベルアトランティックのケースでは、分離子会社との取引の詳細を、取引後10日以内に関連Web上で公開し、少なくとも1年間は掲載することとしています。))

## (b) 米国の条件等にNTT東西両地域会社を当てはめてみると (3/3)

	条件	評価 (弊社理解)
	(c) 共同マーケティングの禁止 (親会社は関連会社のサービスの販売を行えない。)	× (NTT東西両地域会社の窓口等でNTTコミュニケーションズのサービスを販売しています。また、チラシ等で、NTTコミュニケーションズの商品をあたかも自社商品のごとく販売しているケースもあります。(P44))
4	公共の利益	-



NTT東西両地域会社とNTTコミュニケーションズが資本関係を維持したまま、NTTコミュニケーションズがNTT東西両地域会社の営業区域内の長距離サービスを提供している現在の形態は、上記を踏まえるとあり得ない状態であると考えます。

## 4 「ユニバーサルサービスの確保」



## ( 1 ) 基本的考え方

## まずは競争政策とNTTの経営効率化

### まずは競争政策とNTTの経営効率化

ユニバーサルサービスの議論をする場合に、補助やファンドを前提とした議論をする場合には、反対します。

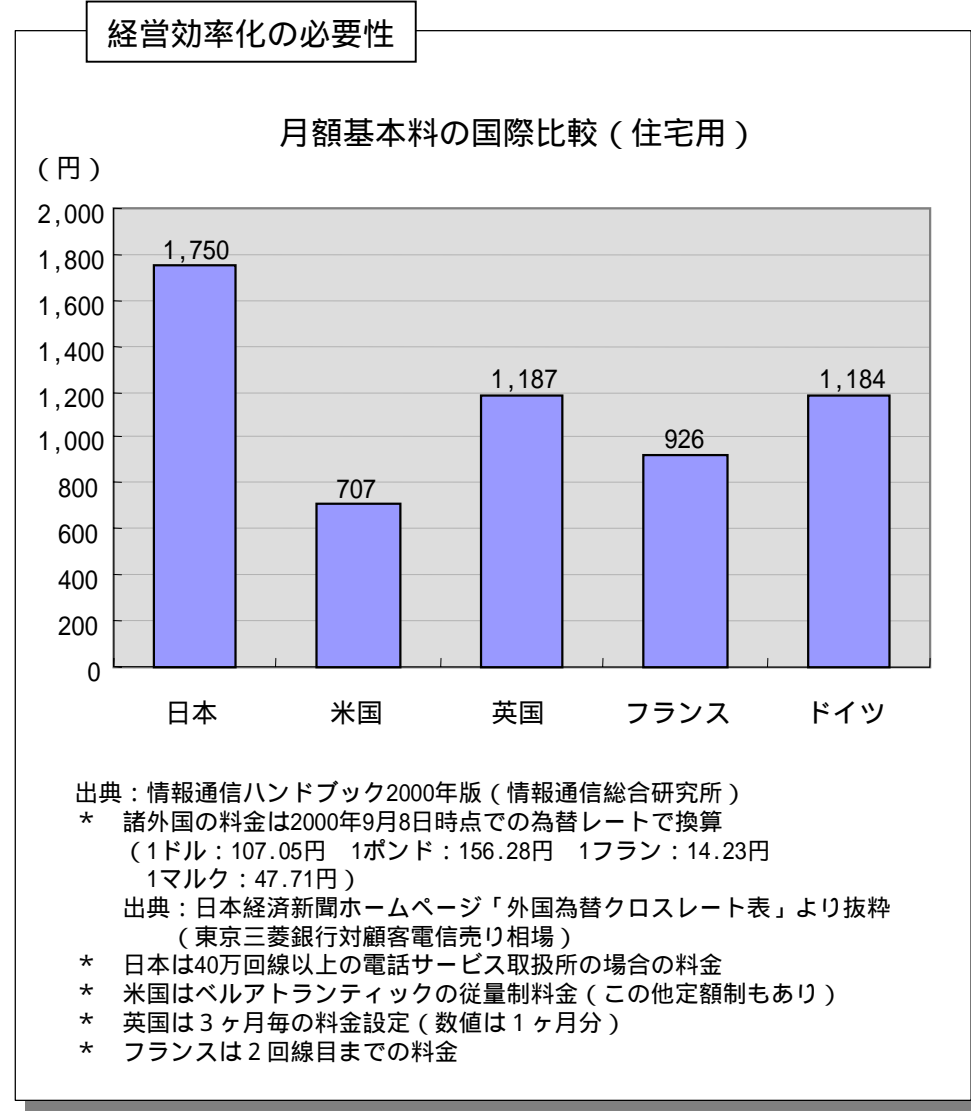
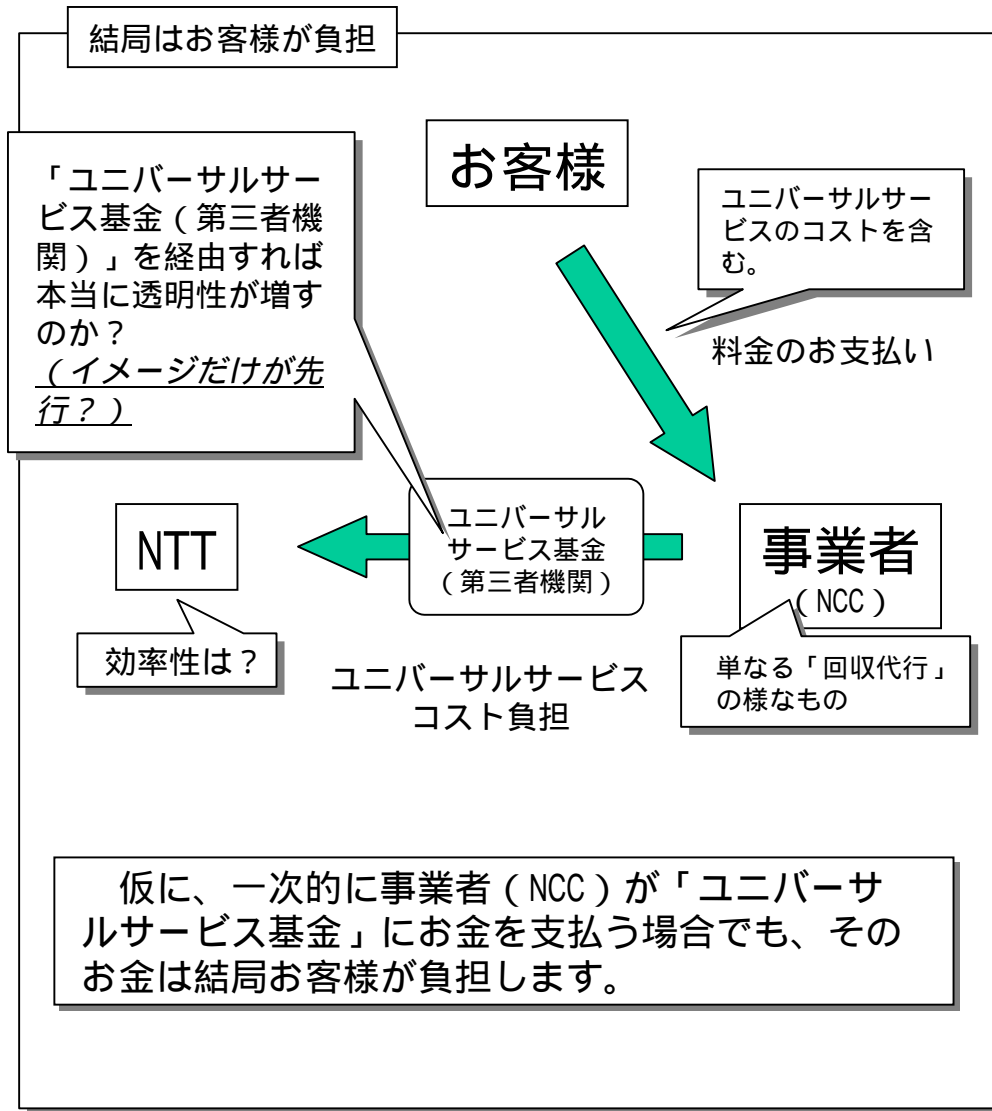
具体的な補助の在り方は、競争政策及びNTTの経営効率化の議論がなされてから議論すべきです。

NTT経営効率化の議論なしに補助やファンドの具体的議論に踏み込むことは、ユニバーサルサービスのコスト負担を容認する雰囲気醸成し、競争政策の推進と経営効率化を阻害します。

### 米国の例（参考）

- FCCによるユニバーサルサービスに関する方針は、いわゆる競争三部作（Competitive Trilogy）の一環です。
- FCC規則は「地域における競争の促進」、「ユニバーサルサービス改革」、「アクセスチャージの改革」の3点がセットであり、ユニバーサルサービスを取り上げる場合には、地域での競争のため、いかなる有効な政策手段を講ずるかを明示することは必須と考えます。米国のように地域通信事業が構造分離されていない日本においてはなおさらであり、そうでなければ、NTT（東西2社）は、独占領域に安住することとなります。

# 結局はお客様が負担



## 基金方式を採用する場合の問題点等

### 基金方式の危険性

基金方式自体に問題はないか（拠出金が有効に使われるのか、適正な管理がなされているか）を他の事例より検証する必要があると考えます。

### 電波利用料の転用は？

電波利用料は本来、全額を電波関係の事務経費等として利用するために設立され、その多くを電気通信事業者が負担しています。

ところが現在、放送のデジタル化の関連に使用すべく検討がなされている模様です。

仮にユニバーサルサービス維持に資金が必要な場合、この電波利用料を放送のデジタル化だけでなく、ユニバーサルサービスの維持のためにも充てることを検討していただきたいと考えます。

## ( 2 ) 個別事項

### ユニバーサルサービスの定義と範囲

#### ユニバーサルサービスの定義

国民生活に不可欠なサービスと考えます。

#### 範囲

定義を踏まえ、現時点では、固定電話が該当すると考えます。

具体的には、加入者回線及び市内通話、緊急通報、電話番号案内（ただし回数限定）が該当するものと考えます。

#### その他

現時点では、国民生活に不可欠でありユニバーサルサービスとまでは言えませんが、近い将来、国民生活に不可欠となり得るサービスも考えられます。

具体的には、インターネット等が該当するものと考えますが、こうしたサービスをどのように扱うか／国がどのように普及を図るのか等を含め、改めて、広く議論が必要と考えます。

### 補助の方法等

ユニバーサルサービスである固定電話については、前述のとおり、競争促進、経営効率化等とセットでの議論を前提とし、また、税金等により国が費用負担することを基本に、全体の在り方を議論すべきと考えます。

また、仮にインターネット等が、政策的に今後、普及支援を図るべきサービスであると考えられる場合、その費用は、事業者負担ではなく、国策として国が費用を拠出すべきものと考えます。

### 地域別料金の考え方

独占的事業者であるNTT東西両地域会社毎に、同一料金であるべきと考えます。

仮にNTT東西両地域会社各々のサービス提供エリア内で地域別料金が認められた場合、ある事業者のサービス提供エリアや（極端な例では）回線毎に狙い打ちで競争事業者を排除するような料金を設定し、結果として競争が阻害される恐れがあります。

一般的に、独占的事業者は、競争事業者を排除した後、料金を値上げすると言われて  
います。

（\*）イギリスでは、BTは、同一料金を義務づけられています。



## コスト等の算定方法（a）

### コストの考慮

NTTの経営効率を検証するにあたっては、NTTの恣意性を排除する観点から、透明かつ客観的な議論を公の場で行うことが必要と考えます。

また、NTTに対して、情報開示と説明責任を義務づける必要があると考えます。

\* 特に単価（人件費、作業委託費、機器等の購入費等）については、NTTが徹底した情報開示を行う必要があると考えます。

#### <項目>

単価の問題：人件費

各国の事業者における従業員一人当たりの人件費

単価の問題：作業委託費

米国における情報開示：ARMISの概要

解消されないグループ内相互補助の構図

\* 一般的に、競争部門と独占部門を併せ持つ企業／グループは、可能な限り、競争部門のコストを独占部門に転嫁する傾向にあります。（弊社理解）

グループ間取引と情報開示

ユニバーサルサービスのコスト算定

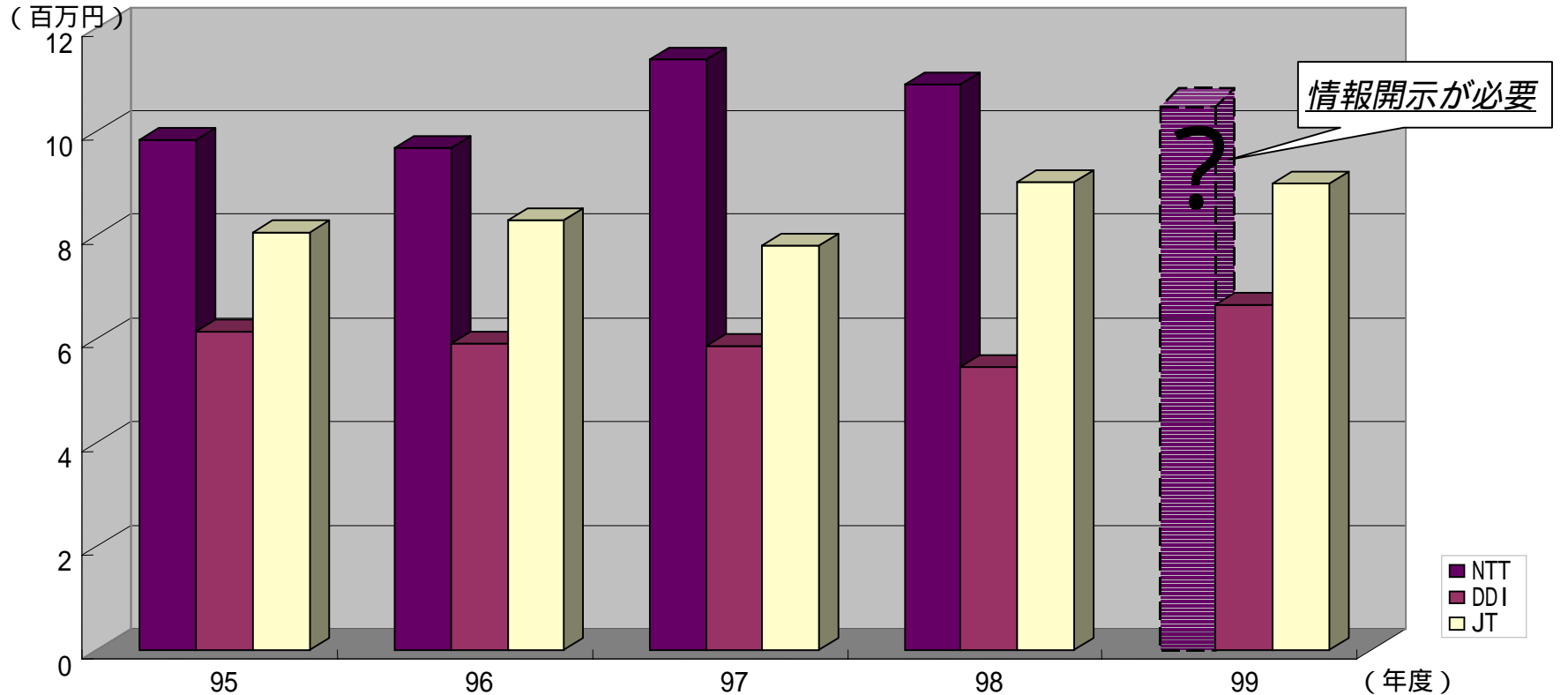
### 利益の考慮

また、ユニバーサルサービスを提供することによるメリット（ブランド力など）について議論する必要があると考えます。

# コスト等の算定方法 (b)

~NTTの経営効率化と情報開示 <参考( )> 単価の問題：人件費~

電気通信事業に関する一人当たりの人件費の推移

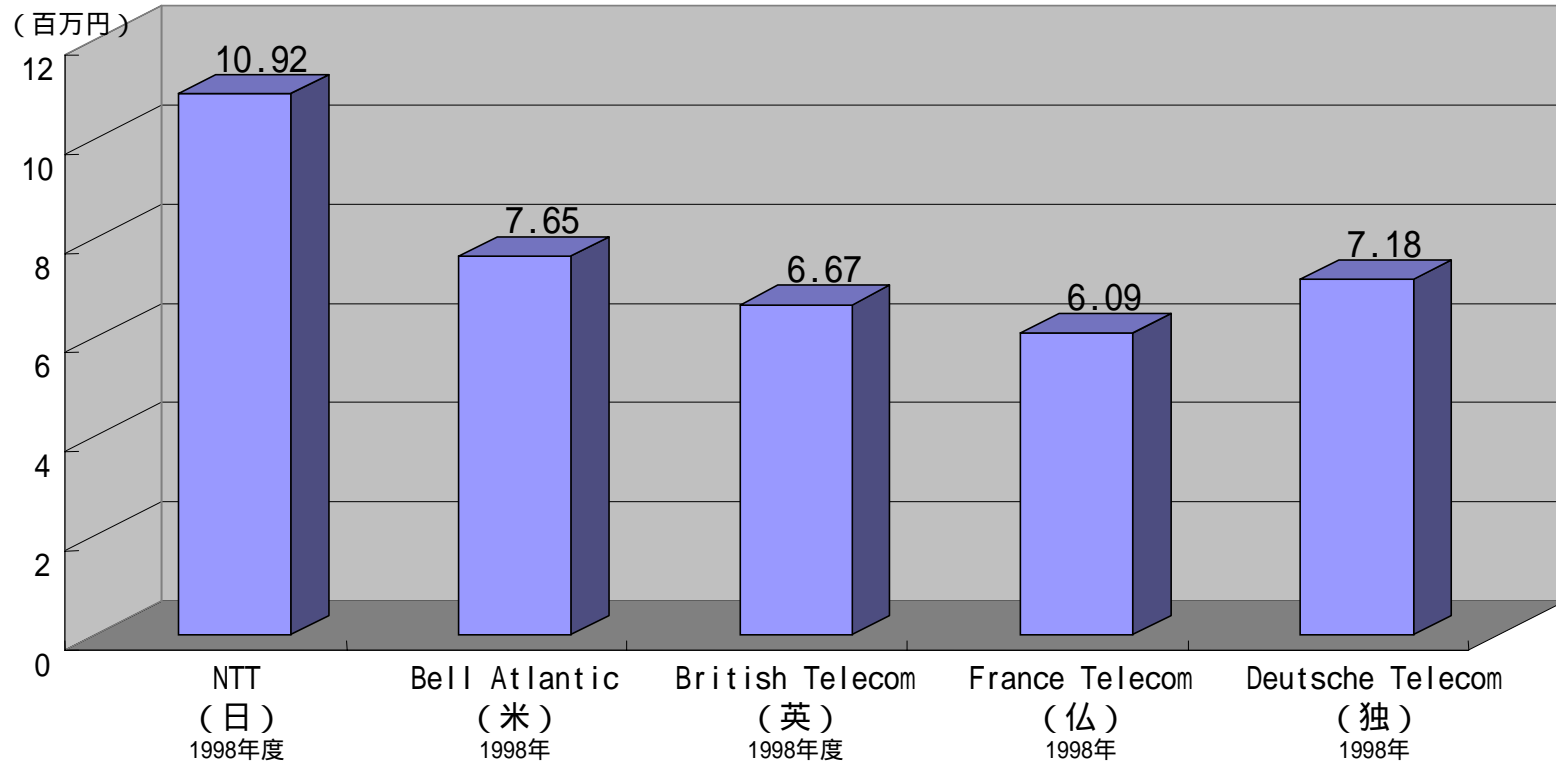


【出典：各社有価証券報告書】

\* DDIの数値については、99年度のみ出向者数を含まず。

NTTの一人当たりの人件費は、NCCと比べて相当高くなっています。  
こうした高コスト体質が、NTTから分社したNTTグループ各社への作業委託費等に影響していないか検証するための情報開示も必要と考えます。  
再編成後のNTT東西両地域会社は、電気通信事業に係る人件費について情報開示していません。

各国の事業者における従業員一人当たりの人件費



【出典：（NTT）98年度有価証券報告書、（その他）各社Annual Reportより抜粋】

99年以降は、NTTグループ全体の数値が入手困難なため比較不可能。

Bell Atlanticの数値については概算のみ。

情報開示が必要

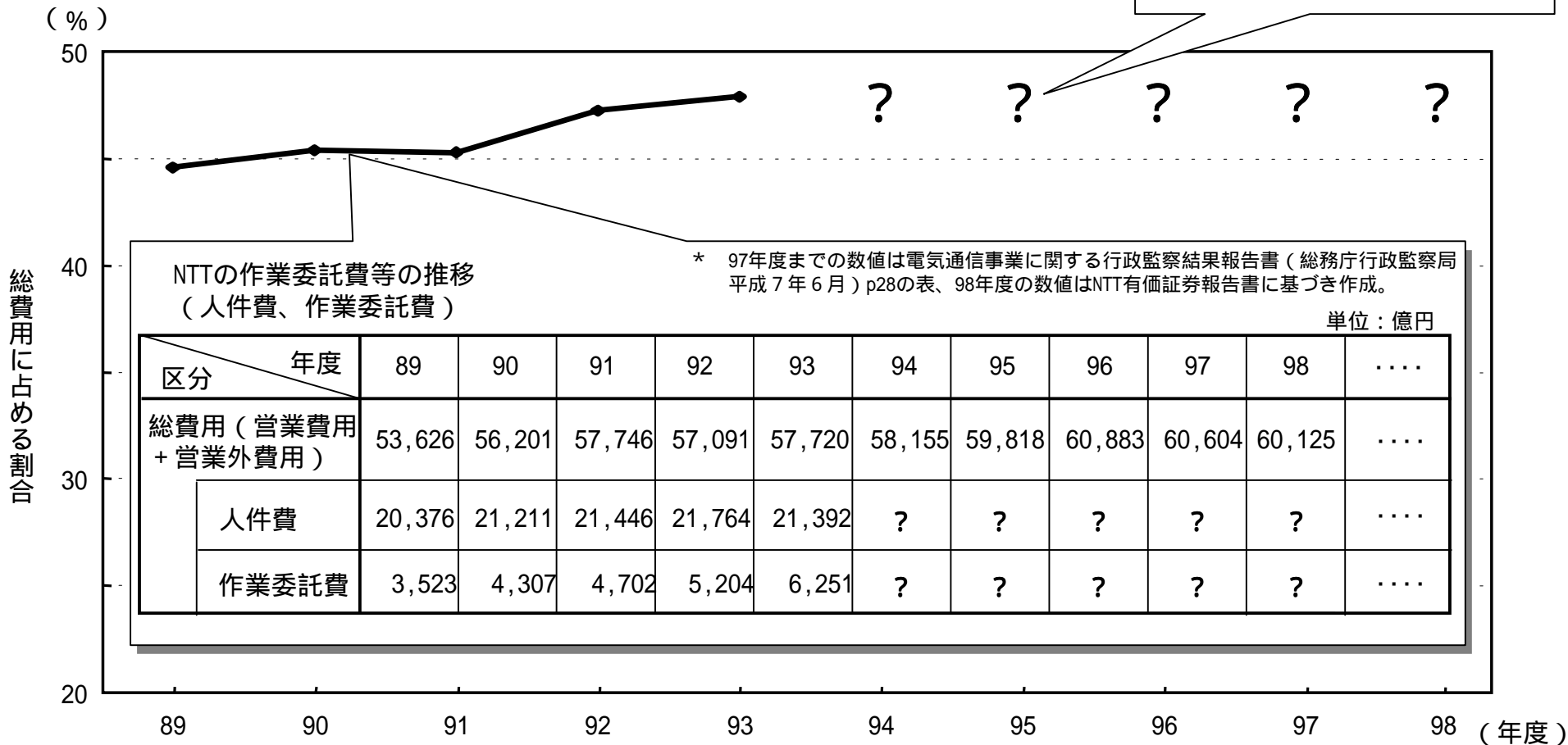
諸外国と比較しても、NTTのコストは高くなっています。

# コスト算定の方法 (d)

~NTTの経営効率化と情報開示 <参考( )> 単価の問題：作業委託費~

NTTの総費用に占める人件費関連費用の推移

引き続き情報開示が必要



出典：電気通信事業に関する行政監察結果報告書(総務庁行政監察局、平成7年6月)、NTT第14期有価証券報告書

NTTの経営効率化のためには、例えば作業委託費等に影響する、グループ各社等への出向者に関するコストの検討が不可欠です。

その端緒として、例えば上記に関する情報公開をしていただき、議論を深める必要があります。

## ARMISの概要 (別添資料2参照)

- (1) 名称：The Automated Reporting Management Information System
- (2) 対象：年間売上高1億700万ドル以上の既存地域通信事業者(ILEC)(注)
- (3) 目的：財務、運営上のデータを論理的かつ継続的な方法で収集するため
- (4) 提出頻度：年1回(期限：4月1日)
- (5) 報告書の種類：10種類(下記参照)

- ・会計決算
- ・連結費用(？)
- ・管轄上の分計
- ・レートベースの不認可(査定？)
- ・アクセスチャージルールの管理に必要

(注) FCC87-242、97-145

報告書名	FCC-Report No.	公開状況	備考
年次概要報告	(43-01)	公開	
統一会計システム報告書	(43-02)	公開	関連会社への投資、関連会社との資産の売買及び給与情報(各資産毎の人員費)を含む。
連結原価報告書	(43-03)	公開	
接続報告書	(43-04)	公開	
サービス品質報告書	(43-05)	公開	
利用者満足度報告書	(43-06)	公開	
インフラ報告書	(43-07)	公開	交換機、伝送装置のデータを含む。
事業データ報告書	(43-08)	公開	各種ケーブルの長さのデータを含む。
投資見通し報告書	(495-A)	一部非公開	
実投資利用報告書	(495-B)	一部非公開	

今後、インターネットで各事業者の数値が公開される模様。

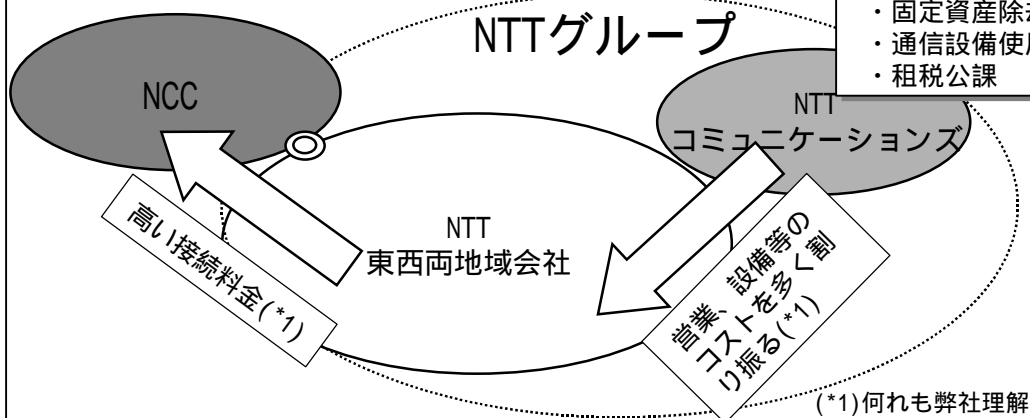
今後NTTにおいてこういった情報開示が必要となるか議論を深める必要があると考えます。

# コスト等の算定方法 (f)

～ 解消されないグループ内相互補助の構図～

現状

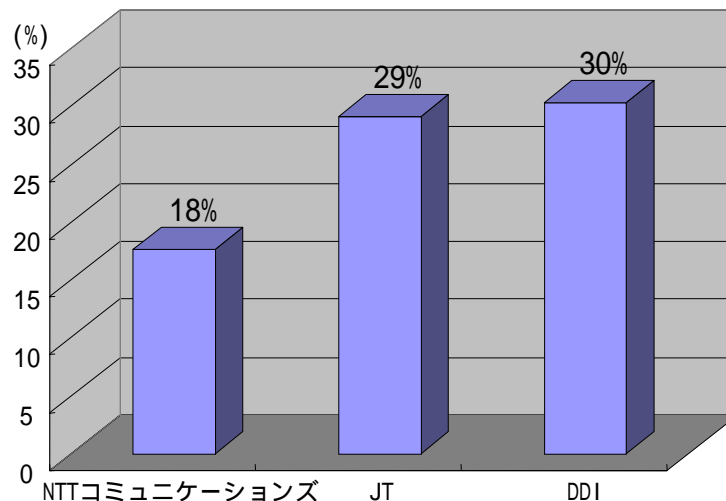
営業、設備等が分離されないことから発生する問題



- ・営業費
- ・施設保全費
- ・共通費
- ・管理費
- ・試験研究費
- ・減価償却費
- ・固定資産除却費
- ・通信設備使用料
- ・租税公課

営業費用に占める営業費の割合

電気通信事業の営業費用全体に占める営業費の割合  
(平成11年度決算値)



出典：各社平成11年度有価証券報告書より算定

99年のNTT再編成において、営業、設備等が完全分離されないことから生じると想定される問題点

- ・NTTコミュニケーションズがNTT東西両地域会社に対し、営業等を委託している。
  - ・NTT東西両地域会社及びNTTコミュニケーションズがNTTコムウェアに対し、Billing等の業務を委託している。
- 等により、NTTグループ内での相互補助の問題が発生している。

この結果、NTT再編成後、

コストがかからないNTTコミュニケーションズは長距離NCCと比べて身軽な会社となっている。

コストを転嫁されたNTT東西両地域会社では高額な接続料金(\*2)をNTTコミュニケーションズの競合会社であるNCCに課することができる。

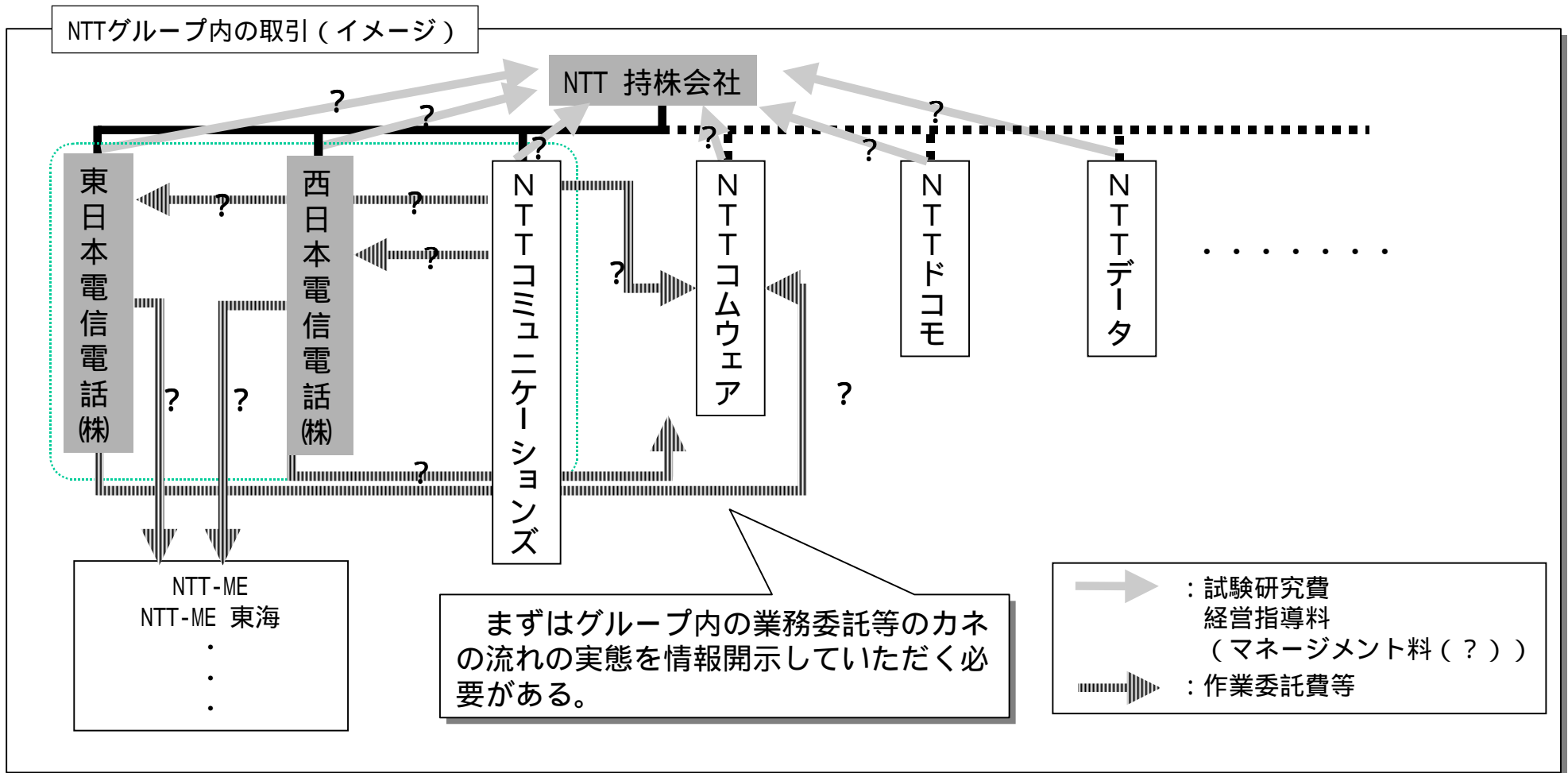
(\*2)特にヒストリカルで算定されている専用線等の接続料金

今後講じられるべき措置

NTTグループ内相互補助が解消されない状況を踏まえ、営業、設備等を完全に分離することが必要と考えます。

# コスト等の算定方法 (g)

～グループ間取引と情報開示～

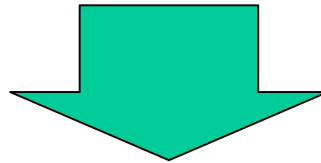


業務委託費の支払い等の内容を、単価等を含めて詳細に開示する必要があります。  
NTT持株会社に対する試験研究費や経営指導料(マネジメント料(?))についても、情報開示する必要があります。

## <参考18> 地域会社間のヤードスティック

### NTT東西両地域会社の料金格差

NTT地域の東西分割は、ヤードスティックにより経営効率化を図ることも目的としており、東西両地域会社間での料金格差は、必ずしも否定される必要はないと考えます。



例えば日本の電力会社は全国で10社ありますが、各社毎に料金が異なります。  
また、料金を審査する当局は、ヤードスティックによる間接的競争の導入という観点から、会社毎のコスト比較等を行っていると理解しております。（具体例は次頁参照）



## ＜参考19＞ 電気事業の事例

### 平成9年11月の電気料金引き下げにおけるヤードスティック査定

査定方針

(1) 個別査定

申請原価について、個別項目毎に積算根拠の合理性、妥当性を厳正に査定。

ヤードスティック査定

(2) 比較査定（ヤードスティック査定）

比較査定は、原価主義の枠組みを維持しつつ、電力各社の効率化競争を促すために、前回の料金改定から導入されたもの。具体的には、電力各社の効率化度合いを相対比較するため、(1)の個別査定を終えた各社毎の原価について、「電源設備形成」、「送変配電設備形成」及び「一般経費」の3つの分野毎に1kWh当たりの電気供給に必要な単価を水準及び変化率の両面から相対評価し、その結果に基づき各社を3分野毎に以下の3グループに分類し、それぞれの対象原価を一定率削減する「効率化努力目標額」を設定。最終的な料金水準は、個別査定額と比較査定額の合計額を申請原価から減額。

グループ：対象原価どおり

グループ：対象原価の1%を効率化努力目標額として減額

グループ：対象原価の2%を効率化努力目標額として減額

\* 通産省報道発表資料「電気料金の引下げ申請の概要について（平成9年11月、資源エネルギー庁）」より抜粋  
<http://www.miti.go.jp/press-j/energy/t71125a1.html>

### 平成10年1月の電気料金引き下げにおけるヤードスティック査定

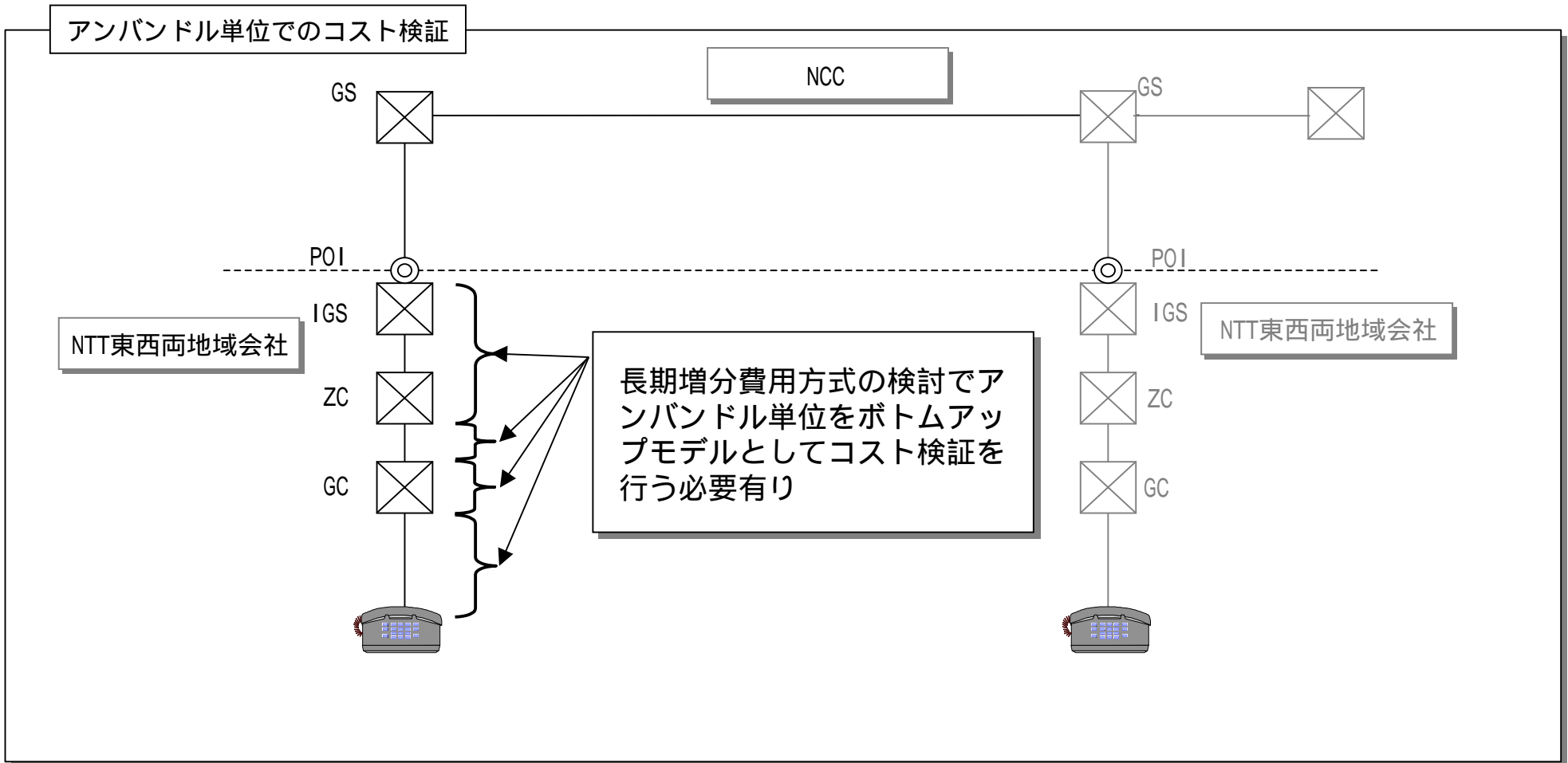
### ヤードスティック査定

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社計
申請		5.33	4.70	3.03	2.30	3.80	2.00	5.50	5.20	5.01	2.35	3.41
査定	個別	0.82	0.76	0.55	0.75	0.84	0.65	0.78	0.81	0.66	0.58	0.67
	比較	0.49	0.63	0.61	0.81	0.12	0.62	0.43	0.50	0.39	0.78	0.59
	計	1.32	1.39	1.16	1.56	0.96	1.27	1.21	1.32	1.05	1.37	1.26
認可		6.65	6.09	4.20	3.86	4.76	3.27	6.70	6.52	6.06	3.72	4.67

現行料金収入		15兆2,461億円
申請総原価		14兆7,259億円
申請引下げ規模		5,202億円
査定	個別査定総額	1,014億円
	比較査定総額	901億円
	査定総額	1,915億円
認可引下げ規模		7,118億円

\* 通産省報道発表資料「電気料金の引下げについて（平成10年1月30日、通商産業省・資源エネルギー庁）」より抜粋  
<http://www.miti.go.jp/press-j/energy/t80130b1.html>

## コスト等の算定方法（h）～ユニバーサルサービスのコスト算定について～

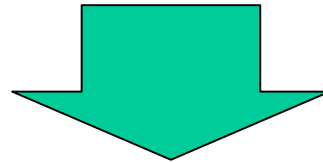


ユニバーサルサービスのコスト算定は、長期増分費用方式（ボトムアップモデル）により行うべきであり、また、NTTが詳細な情報開示を行う必要があります。（機器購入費等だけでなく、保守運営費や共通費等に係る情報開示を含む。）

決算ベースによる方式と長期増分費用方式との差分の徹底検証が必要となります。

ユニバーサルサービス提供に伴う便益

ユニバーサルサービスコストの算定にあたっては、英国のように、ブランド効果等の便益等を考慮に入れる必要があると考えます。



英国においては、ユニバーサルサービスの提供について、長期増分費用方式で算定された費用から、逸失収入及び便益（ライフサイクル効果、偏在性、ブランドイメージの向上等）を考慮した結果、BT に対して補助の必要はないと判断されております。

\* KDD総研R&A 「オフトел、ユニバーサルサービスに関する諮問文書を発表」（KDD総研、1997年4月）

\* 2000年9月OfTel発表の「Review of universal telecommunication services」でもユニバーサルサービスの提供に伴う便益が指摘されているようです。  
(<http://www.oftel.gov.uk/consumer/uso0900.htm>)

## 5 「通信主権等の確保」

## ( 1 ) 基本的考え方

## 総論

通信主権は、密接に関連する周辺領域と切り離して考えることができず、現代においては「通信」のみの主権を論ずるのは無理があります。必然的に有事法制に踏み込まざるを得ないことに留意して議論して戴きたいと考えます。

## ( 2 ) 個別事項

## 通信主権の概念

ITU条約に明記されていることは了知しております。また、その概念を否定するものではありません。

但し現在の各国の文書に「通信主権」の用語が用いられている例は寡聞にして不知です。



大陸法に由来するものと理解しております。

神聖ローマ帝国時代に遡る*Stralen regal*（シュトラーセン・レガル：交通高権、交通特権）の中に交通と共に通信も含んで捉えられていたと理解しております。（国による郵便の独占、フォン・タクシス家への特権付与 等）

*Regal*は関税徴収権、鑄貨権、狩猟権等も含んでいると理解しております。

「主権」である以上、その行使は国に帰属し、地方自治体ではありません。

地方分権の極めて発達した欧米においても、通信は、州（米国のState、ドイツのLand等）ではなく国（米国のFederal State、ドイツのBund等）に属することを示すのに大きな意味がありました。

「主権」の一つであった通貨発行権も、ヨーロッパ統一通貨（Euro）が登場する時代になりました。

通信の事掌（オペレーション）は、民営化が国際的趨勢となった現在では「主権」として残る部分は外交、防衛、安保の領域との関わりなしに議論はできないものと考えられます。

電気通信事業が完全自由化されたわが国において、ある特定の事業者が国に代わって通信主権を行使するようなスキームは考えられません。

諸外国においては有事法制の中で通信主権が捉えられているのではないのでしょうか。

IT革命の中で通信放送の融合が加速化され、かつ、行政としてもそれを促進する方針が示されている中で、「通信」主権は、通信放送融合分野にどのように行使域は適用されるのでしょうか。

## 6 「電気通信事業における研究開発体制の在り方」

# NTTに対する研究開発義務の必要性(1/2)

## NTTに対し、研究開発を義務づける必要があるか否かについての議論が必要

研究開発は自社のために実施するものであり、法律により強制されるべきものではありません。

仮に「義務」を理由として必要以上の研究開発を行っているのであれば、そのコストはお客様料金や、接続事業者に対する接続料金(\*)に上乗せされることとなります。

例えば以下のような研究開発が、真に電気通信サービスの提供に必要なのか、仮に研究開発義務が無かったとしても研究したのかが不明

- ・神経伝達物質の直接観察 (1998年 基礎研究所)
- ・笑いのメカニズムの解明 (1998年 コミュニケーション科学研究所)
- ・わかってうなずくコンピュータ (1998年 基礎研究所)
- ・人の言葉に臨機応変に対応するコンピュータ (1999年 基礎研究所)
- ・運動錯視 -視覚における「動き」の情報の新しい役割- (1999年 基礎研究所)

詳細は<http://www.ntt.co.jp/RD/index.html>を参照。

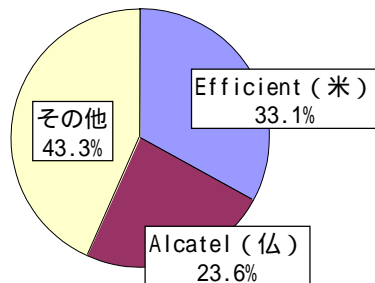
(\*)ここで例示している基礎研究については、既に接続料金から除かれております。(接続料金で負担している研究開発分野もあります。)

通信の収入を原資として基礎研究を行うことを義務付ける必要性があるのか、疑念を払拭し切れません。

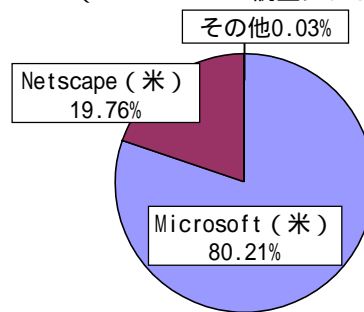
## 研究成果

インターネット関連の機器・ソフトウェア等についても、欧米のものが多くを占めております。

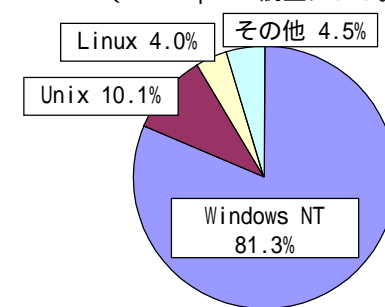
世界のADSLモデムの出荷台数シェア (Q2 2000)  
(Cahners In-Stat Groupの調査による。)



世界のwebブラウザのシェア (23 Feb. 2000)  
(Stat Marketの調査による。)



国内のサーバOS出荷本数シェア (1999年)  
(IDC Japanの調査による。)



詳細は以下を参照：  
<http://www.businesswire.com/webbox/bw.082900/202422243.htm> (ADSLモデム)  
<http://www.zdnet.co.jp/news/0002/29/strother.html> (webブラウザ)  
<http://www.zdnet.co.jp/news/0007/04/idc.html> (サーバOS)

## NTTに対する研究開発義務の必要性(2/2)

### 機器メーカーとキャリアの立場の矛盾

サプライヤーとしての機器メーカーと、ユーザとしてのキャリアの立場は、相反することがあります。

例えばAT&Tがルーセントテクノロジーを分離する際にも、一説にはAT&Tの通信部門が他社の安価/高機能な機器ではなく自社製の機器を購入せざるを得ない等の問題が生じていたことが原因の一つであるとも言われているようです。

### 「NTT仕様」の弊害

日本のメーカーの交換機には、日本市場向け、海外市場向けの2種類の仕様が存在する等、機器メーカーにとっても非効率な状態となっております。

NTT仕様のものを使用するためにはNTTによる仕様開示等が必要であり柔軟な運用が困難であるため、例えば弊社では、日本メーカーの海外仕様の交換機を基本にインターフェイス部分のみを日本向けに変更して使用しております。

機器市場においても競争の進展が阻害される恐れがあります。

### 各国の研究開発の状況

弊社の把握している範囲では、多くの国では研究開発或いはそのコスト負担を法令により義務付けていない模様です。

フランス、韓国等の一部の国では、義務付けがされている様ではあります。

NTTに対し、研究開発を法令により義務付ける必要はないと考えます。